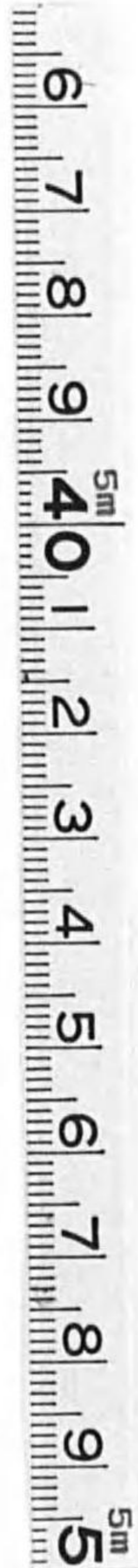


14.5-1841

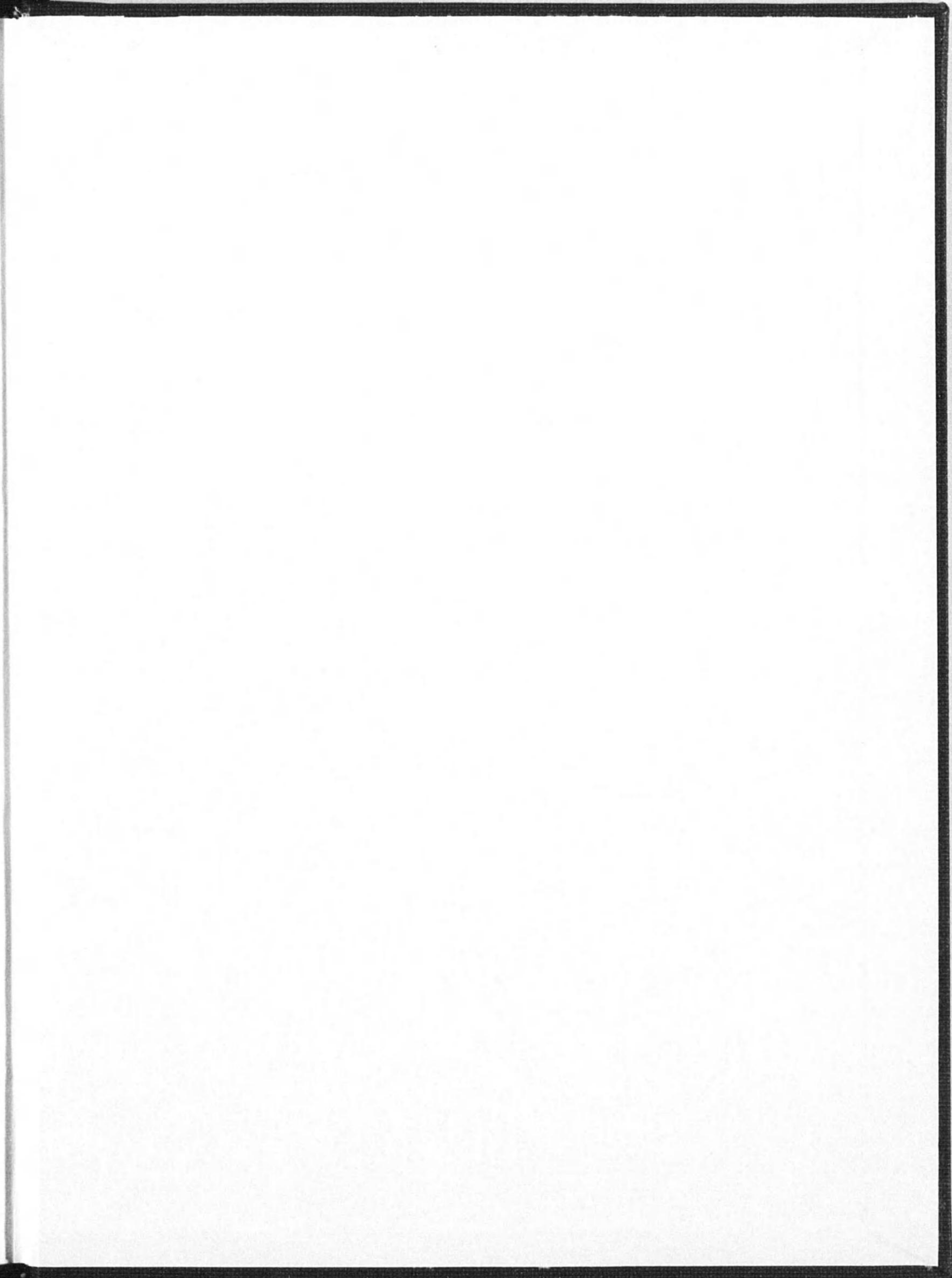
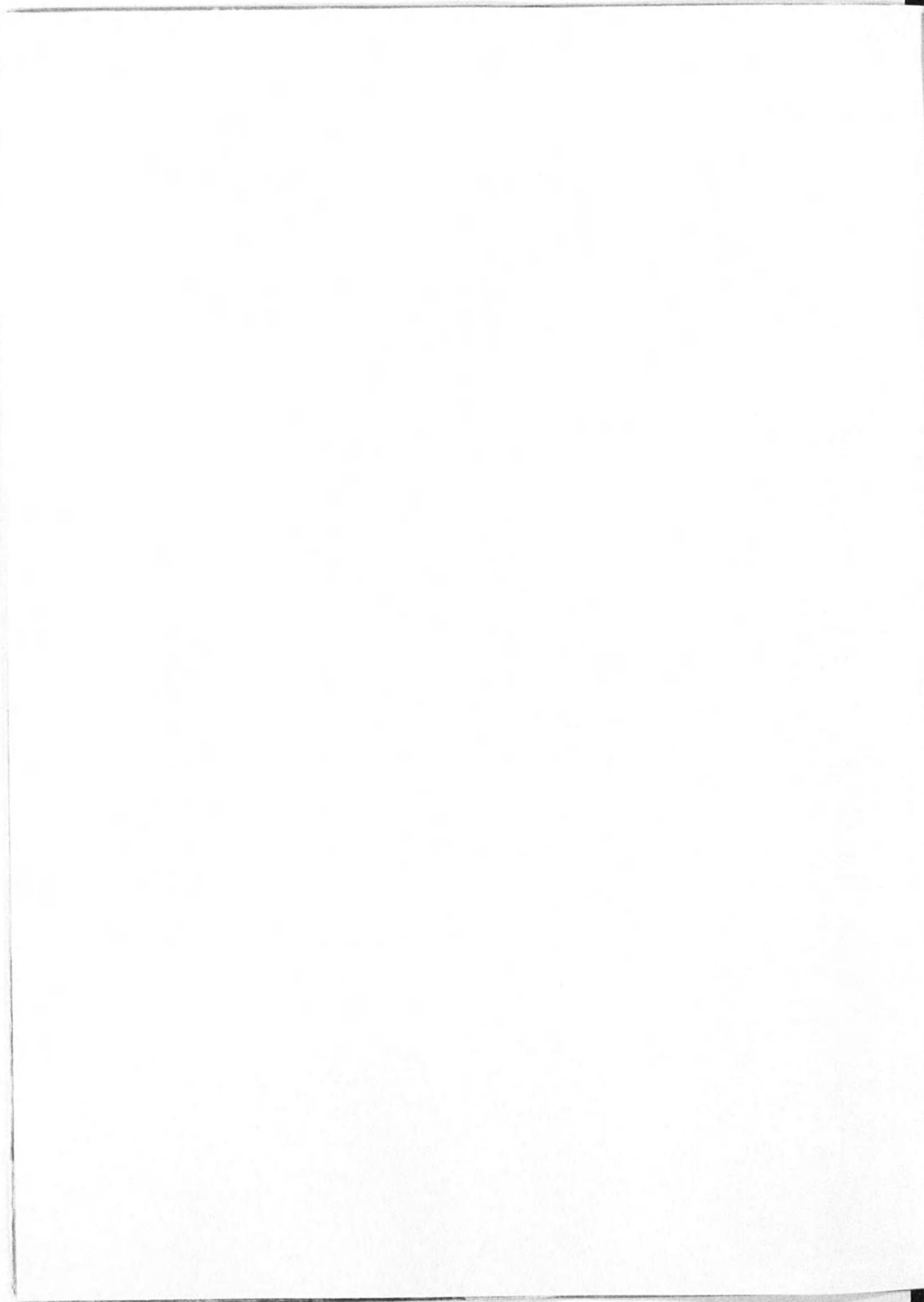


1200501215139



始





卜3P-4
217

明治天皇聖蹟

文
部
省

史蹟調査報告 第八輯





明治天皇聖蹟



14.5-1841

凡 例

一、本報告ハ昭和八年十一月第一回指定セル明治天皇聖蹟八十六ヶ所ノ内舊御用邸
大本營行在所御小休所ニ在リテハ御事蹟ノ顯著ニシテ建物ノ最モ完全ニ保存セ
ラレシモノ、御野立所ニ在リテハ同ジク舊規ノヨク認めラル、モノ四十二ヶ所ヲ
收メタリ

一、本報告書中東京府京都府兵庫縣新潟縣埼玉縣群馬縣千葉縣茨城縣栃木縣愛知縣
滋賀縣岐阜縣福島縣福井縣ノ分中東京府西郷邸木戸舊邸連光寺御小休所ハ本省
囑託荻野仲三郎同古谷清愛知縣名古屋大本營八町畷御野立所滋賀縣六地藏御小
休所ハ同黒板勝美同古谷清ノ調査ソノ他ハ古谷囑託ノ調査報告ニシテ又大阪府
神奈川縣奈良縣三重縣靜岡縣山梨縣石川縣富山縣ノ分ハ同上田三平ノ調査報告
ニ係ルモノナリ

一、附載ノ圖面ハ各府縣提出ニ係ルモノニ據レリ

昭和十年三月

文 部 省

目次

東京府

明治天皇行幸所西郷邸……………一

明治天皇行幸所木戸舊邸……………二

明治天皇連光寺御小休所……………三

京都府

明治天皇行幸所木戸邸……………五

大阪府

明治天皇津村別院行在所……………七

明治天皇難波別院行在所……………八

明治天皇堺行在所……………九

神奈川縣

明治天皇鎌倉御野立所 二一

明治天皇橫須賀行在所趾 二三

兵庫縣

明治天皇明石行在所 一五

新潟縣

明治天皇新崎御小休所 一七

埼玉縣

明治天皇草加行在所 一九

群馬縣

明治天皇新町行在所 二二

明治天皇前橋行在所 二三

千葉縣

明治天皇成田行在所 二五

明治天皇習志野行幸所 二五

茨城縣

明治天皇牛久行在所 二九

明治天皇水戸行在所 三〇

明治天皇結城大本營 三一

栃木縣

明治天皇宇都宮行在所 三三

明治天皇日光行在所 三四

奈良縣

明治天皇奈良大本營 三七

明治天皇奈良行在所 三八

明治天皇今井行在所 三九

三重縣

明治天皇一身田行在所 四一

明治天皇鳥羽行在所 四二

愛知縣

明治天皇名古屋大本營 四三

明治天皇八町驛御野立所 四四

靜岡縣

舊靜岡御用邸 四七

明治天皇興津行在所 四九

明治天皇掛川行在所 四九

山梨縣

明治天皇上野原行在所 五一

明治天皇菅原行在所 五一

滋賀縣

明治天皇六地藏御小休所 五三

岐阜縣

明治天皇大井行在所 五五

福島縣

明治天皇桑野行在所 五七

福井縣

明治天皇丸岡行在所 五九

石川縣

明治天皇金澤行在所	六二
明治天皇小松行在所	六一
富山縣	
明治天皇石動行在所	六三
明治天皇魚津行在所	六三
明治天皇泊行在所	六四

圖版目次

圖版第一	明治天皇行幸所西郷邸平面圖
圖版第二	明治天皇行幸所西郷邸正門・日本館及庭園
圖版第三	明治天皇行幸所西郷邸日本館御座所・洋館
圖版第四	明治天皇行幸所西郷邸洋館御座所
圖版第五	明治天皇行幸所木戶舊邸指定區域圖
圖版第六	明治天皇行幸所木戶舊邸平面圖
圖版第七	明治天皇行幸所木戶舊邸(竹內悌郎宅)正門・玄關
圖版第八	明治天皇行幸所木戶舊邸建物・庭園
圖版第九	明治天皇行幸所木戶舊邸御座所
圖版第一〇	明治天皇連光寺御小休所指定區域圖
圖版第一一	明治天皇連光寺御小休所平面圖
圖版第一二	明治天皇連光寺御小休所(富澤政賢宅)正門・建物

圖版第一三	明治天皇連光寺御小休所御座所
圖版第一四	明治天皇行幸所木戶邸指定區域圖
圖版第一五	明治天皇行幸所木戶邸平面圖
圖版第一六	明治天皇行幸所木戶邸建物庭園
圖版第一七	明治天皇行幸所木戶邸御座所
圖版第一八	明治天皇津村別院行在所平面圖
圖版第一九	明治天皇津村別院行在所建物庭園
圖版第二〇	明治天皇帝津村別院行在所御座所
圖版第二一	明治天皇難波別院行在所指定區域圖
圖版第二二	明治天皇難波別院行在所平面圖
圖版第二三	明治天皇難波別院行在所御座所建物
圖版第二四	明治天皇難波別院行在所庭園
圖版第二五	明治天皇塚行在所指定區域圖
圖版第二六	明治天皇塚行在所平面圖

圖版第二七	明治天皇塚行在所正門庭園
圖版第二八	明治天皇塚行在所御座所御寢臺
圖版第二九	明治天皇鎌倉御野立所指定位置圖
圖版第三〇	明治天皇鎌倉御野立所記念碑
圖版第三一	明治天皇橫須賀行在所趾指定區域圖
圖版第三二	明治天皇橫須賀行在所趾碑及記念碑
圖版第三三	明治天皇橫須賀行在所當時建物
圖版第三四	明治天皇明石行在所平面圖
圖版第三五	明治天皇明石行在所(光明寺)正門建物
圖版第三六	明治天皇明石行在所御座所庭園
圖版第三七	明治天皇新崎御小休所平面圖
圖版第三八	明治天皇新崎御小休所太古山日長堂門建物
圖版第三九	明治天皇新崎御小休所御座所瑞雲臺
圖版第四〇	明治天皇草加行在所平面圖

圖版第四一 明治天皇草加行在所御座所建物(大川憲治宅)

圖版第四二 明治天皇新町行在所平面圖

圖版第四三 明治天皇新町行在所(舊羈客所)玄關建物

圖版第四四 明治天皇新町行在所御座所

圖版第四五 明治天皇前橋行在所指定區域圖

圖版第四六 明治天皇前橋行在所平面圖

圖版第四七 明治天皇前橋行在所(臨江閣)玄關建物

圖版第四八 明治天皇前橋行在所御座所

圖版第四九 明治天皇成田行在所平面圖

圖版第五〇 明治天皇成田行在所(新勝寺)玄關庭園

圖版五一 明治天皇成田行在所御座所建物

圖版五二 明治天皇習志野行幸所記念碑

圖版五三 明治天皇牛久行在所指定區域圖

圖版五四 明治天皇牛久行在所平面圖

圖版第五五 明治天皇牛久行在所(飯島清宅)正門玄關

圖版五六 明治天皇牛久行在所建物

圖版五七 明治天皇牛久行在所御座所

圖版五八 明治天皇水戶行在所平面圖

圖版五九 明治天皇水戶行在所(茨城縣師範學校)玄關建物

圖版第六〇 明治天皇水戶行在所御座所

圖版六一 明治天皇結城大本營指定區域圖

圖版六二 明治天皇結城大本營平面圖

圖版六三 明治天皇結城大本營全景(結城尋常高等小學校)建物

圖版六四 明治天皇結城大本營御座所(當時現狀)御座所(現狀)

圖版六五 明治天皇宇都宮行在所指定區域圖

圖版六六 明治天皇宇都宮行在所(向明館)平面圖

圖版六七 明治天皇宇都宮行在所(向明館)建物

圖版六八 明治天皇宇都宮行在所御座所庭園

圖版第六九 明治天皇日光行在所指定區域圖

圖版第七〇 明治天皇日光行在所平面圖

圖版第七一 明治天皇日光行在所(輪王寺本坊)建物

圖版第七二 明治天皇日光行在所御座所庭園

圖版第七三 明治天皇奈良大本營(公會堂)平面圖

圖版第七四 明治天皇奈良大本營建物庭園

圖版第七五 明治天皇奈良大本營御座所次の間

圖版第七六 明治天皇奈良行在所平面圖

圖版第七七 明治天皇奈良行在所建物庭園

圖版第七八 明治天皇奈良行在所御座所次の間

圖版第七九 明治天皇今井行在所指定區域圖

圖版第八〇 明治天皇今井行在所全景(稱念寺)建物庭園

圖版八一 明治天皇今井行在所御座所御寢殿

圖版八二 明治天皇今井行在所國栖舞天覽場御遺物

圖版第八三 明治天皇一身田行在所指定區域圖

圖版第八四 明治天皇一身田行在所建物間取圖

圖版第八五 明治天皇一身田行在所建物庭園

圖版第八六 明治天皇一身田行在所御座所

圖版第八七 明治天皇鳥羽行在所指定區域圖

圖版第八八 明治天皇鳥羽行在所建物庭園

圖版第八九 明治天皇鳥羽行在所御座所御遺物

圖版第九〇 明治天皇名古屋大本營指定區域圖

圖版九一 明治天皇名古屋大本營御座所(眞宗大谷派名古屋別院)建物

圖版九二 明治天皇名古屋大本營皇后宮御室建物

圖版九三 明治天皇名古屋大本營庭園

圖版九四 明治天皇名古屋大本營及行在所建札

圖版九五 明治天皇八町畷御野立所地籍圖

圖版九六 明治天皇八町畷御野立所碑石街道狀況

圖版第九七	舊靜岡御用邸指定位置圖
圖版第九八	舊靜岡御用邸移轉前圖
圖版第九九	舊靜岡御用邸移轉後圖
圖版第一〇〇	舊靜岡御用邸御本殿平面圖(一階及階上)
圖版第一〇一	舊靜岡御用邸御本殿
圖版第一〇二	舊靜岡御用邸庭園(移轉前)
圖版第一〇三	舊靜岡御用邸御車寄
圖版第一〇四	舊靜岡御用邸御本殿階上富士見窓
圖版第一〇五	舊靜岡御用邸御座所
圖版第一〇六	明治天皇興津行在所平面圖
圖版第一〇七	明治天皇興津行在所御座所建物
圖版第一〇八	明治天皇興津行在所庭園
圖版第一〇九	明治天皇掛川行在所指定區域圖
圖版第一一〇	明治天皇掛川行在所正門建物

圖版第一一一	明治天皇掛川行在所御座所
圖版第一一二	明治天皇掛川行在所庭園御遺物
圖版第一一三	明治天皇上野原行在所地籍圖
圖版第一一四	明治天皇上野原行在所平面圖
圖版第一一五	明治天皇上野原行在所本陣時代舊圖
圖版第一一六	明治天皇上野原行在所表門・玄關
圖版第一一七	明治天皇上野原行在所御座所庭園
圖版第一一八	明治天皇菅原行在所平面圖
圖版第一一九	明治天皇菅原行在所正門庭園
圖版第一二〇	明治天皇菅原行在所御座所
圖版第一二一	明治天皇六地藏御小休所指定區域圖
圖版第一二二	明治天皇六地藏御小休所本家正面姿圖
圖版第一二三	明治天皇六地藏御小休所(大角謙二宅)建物
圖版第一二四	明治天皇六地藏御小休所建物

圖版第一二五	明治天皇六地藏御小休所御座所
圖版第一二六	明治天皇大井行在所平面圖
圖版第一二七	明治天皇大井行在所御座所建物
圖版第一二八	明治天皇大井行在所建物御遺物
圖版第一二九	明治天皇桑野行在所指定區域圖
圖版第一三〇	明治天皇桑野行在所平面圖
圖版第一三一	明治天皇桑野行在所建物(開成館舊狀(開成館現狀))
圖版第一三二	明治天皇桑野行在所御座所
圖版第一三三	明治天皇丸岡行在所指定區域圖
圖版第一三四	明治天皇丸岡行在所御座所平面圖
圖版第一三五	明治天皇丸岡行在所建物(平章尋常高等小學校)
圖版第一三六	明治天皇丸岡行在所御座所
圖版第一三七	明治天皇金澤行在所指定區域圖
圖版第一三八	明治天皇金澤行在所正門

圖版第一三九	明治天皇金澤行在所御座所
圖版第一四〇	明治天皇小松行在所指定區域圖
圖版第一四一	明治天皇小松行在所建物庭園
圖版第一四二	明治天皇小松行在所御座所
圖版第一四三	明治天皇石動行在所指定區域圖
圖版第一四四	明治天皇石動行在所正門庭園
圖版第一四五	明治天皇石動行在所御座所建物
圖版第一四六	明治天皇魚津行在所指定區域圖
圖版第一四七	明治天皇魚津行在所正門庭園
圖版第一四八	明治天皇魚津行在所御座所建物
圖版第一四九	明治天皇泊行在所指定區域圖
圖版第一五〇	明治天皇泊行在所建物
圖版第一五一	明治天皇泊行在所御座所庭園

明治天皇聖蹟

史蹟調査報告第八輯

東京府

明治天皇行幸所西郷邸

圖版自第一至第四



東京市目黒區上目黒八丁目にあり。侯爵西郷從徳宅地、二九八番地、内實測千二百六十七坪五合を指定せり。

明治二十二年五月二十四日、時の海軍大臣伯爵西郷從道の別邸たりし本邸に行幸あり、薩摩踊、角力、象の技藝等を天覽あらせられ、又從道並參會の皇族、大臣、樞密院議長、同顧問官等に御陪食仰付られたる處なり。

御座所に充てさせられし建物は二棟あり、一は木造瓦葺平屋建の日本館にして、建坪八十四坪八合七勺あり、御座所は北方庭園に面し、矩形に椽を繞らせる十八疊敷書院なり。その天井は元紙張なりしを、大正十二年の頃現在の如く折上格天井に改めたるものにして、御次の間も此時格天井に改めたり。

他の一は木造瓦葺二階建洋館にして、角力天覽の際階上露臺を御座所に充てさせらる。而してその建物並附屬の園池共に主要部分は、善く舊規模の存するを認む。

抑も當邸敷地は、もと豊後岡藩主中川氏の控屋敷なりしが、明治維新後西郷氏の邸地となる。明治天皇行幸の翌日、皇后並皇太后宮行啓あらせられたり。尙指定地域中、日本館の東方に當る、現在芝生の部分は、當時桑畑にして、畑中に養蠶室ありしが、後庭園の區域擴張の際、更に東方に移せるものと云はる。

明治天皇行幸所木戸舊邸

圖版自第五—至第九

東京市豊島區駒込町一丁目にあり、竹内悌郎宅地、二八番地ノ一三、二八番地ノ一四各一筆及藤岡淨吉宅地、同二八番地ノ一七、内實測二百十坪の地域を指定せり。

此地元木戸家の別邸にして、廣大なる地域中なりしが、周圍は分讓縮少せられたるも、幸ひその主要部分は、竹内悌郎、藤岡淨吉の所有に歸し、略々舊態を存せり。

明治九年四月十四日、飛鳥山附近に行幸、紙幣寮所管王子抄紙局及王子製紙會社

に臨御、その還幸の途次、畏くも當時内閣顧問木戸孝允の別邸たりし、當所に御立寄あらせ給ひ、孝允の維新以來の功を賞し、勅語を賜ひ、又孝允及供奉の臣等に御陪食仰付られたる處なり。

御座所に充てられし建物は、竹内悌郎所有二八番地ノ一三の地域内にあり。木造瓦葺平屋建にして、一一五坪七合四勺、之を今假に舊館と稱す。現在には別に隣接二八番地ノ一四の地域に、倉庫及新館を建築し、廊下を以て互に連絡す。舊館は東南崖地にして、眼下に池を臨む、御座所は此側に存する八疊の座敷なり。建物は保存行き届き、主要部分は善く舊規模の存するを認む。

尙行幸の際、庭内の東屋に玉歩を止め給ひて、庭園の風光を御觀賞遊ばされたりしが、この東屋は藤岡淨吉の有に歸し、二八番地ノ一七の地域内なる、池畔に移されて保存せらる。亦竹内邸現用の門は、元の庭門を移せるものにして、亦當時の遺構を傳ふるものなり。

明治天皇連光寺御小休所

圖版自第一〇—至第一三

南多摩郡多摩村連光寺字本村にあり、富澤政賢宅地、一番地の一筆を指定せり。

明治十四年二月御遊獵の爲八王子行幸の際、同月二十日、同十五年二月同じく御遊獵の爲府中に行幸の節、同月十五十六兩日及同十七年三月同所行幸、同月廿九三十兩日、兎狩の際御小休所に充てさせられたる處なり。

木造茅葺平屋建、總建坪八二坪九合二勺五才にして、富澤家の居宅なり。當家は本村舊家の一にして、慶長十五年の上棟建築に成れると稱せらる。但し玄關は元治元年の増築なり。

御座所に充てられしは、同家十疊の座敷なり。正面に床及違棚の設けあり。座敷の前面は十疊七疊の二間を隔て、玄關に連る。建築頗る堅牢にして、建具類も略々元の儘を傳へられ、主要部分は善く舊規模の存するを認む。

三次の聖蹟となりし當時は、政賢の父政恕戸主たり、而して尙、明治二十年十月三日には、英照皇太后宮御駐泊あらせられ、又大正天皇の東宮にておはせし、明治二十年十月、同二十一年十月、同三十三年十月の三回行啓、當家に於て御晝餐を召させ給へり。

京都府

明治天皇行幸所木戸邸

圖版自第一四一至第一七

京都市中京區土手町通竹屋町上ル末丸町にあり。公爵木戸幸一所有宅地、二八四番地ノ一、内實測百六十四坪を指定せり。

明治十年五月木戸孝允病を此邸に養ふ、同月十九日危篤の報天聽に達するに及び、臨幸親しく病床を訪はせ給ひ、賜物あらせられたり。是より先き西南の役起り天皇駕を此地に駐め給ひ、孝允亦扈從して此に止りしが、適々宿痾胃腸病發するあり遂に起つ能はざるに至る。

此地元近衛家河原屋鋪なりしが、後木戸氏の有に歸せり。現存するところの建物は、木造瓦葺二階建、階下十疊の間は、臨幸を辱うせる孝允の病室なり、元これに連續せし本屋は後之を破却し、此部分のみ獨立せしめ、大正十二年更らにその位置を少しく東方に進め、永久保存の途を講ずるに至れるものなり。その敷地亦縮少せりと雖も、元の庭園の一部存するありてよく舊態を偲ぶに足る。家屋亦よく舊規

模の存するを認む。

六

大阪府

明治天皇津村別院行在所

圖版自第一八—至第二〇

大阪市東區本町四丁目にあり、二十七番、内實測百六十六坪六合八勺を指定せり。明治元年三月、御親征の爲め大阪へ行幸の際、同月廿三日御着輦、爾後閏四月七日迄、御駐輦あらせられたり。其間、太政官代へ行幸の外、主なる行幸所を記せば、三月廿六日、天保山御野立所に行幸あらせられ、各藩軍艦を御親閲。四月六日、大阪城内にて操練御親閲。同十七日、座摩神社に行幸。二十日、住吉神社參拜。閏四月五日、諸藩兵大砲發射演習天覽の爲め、大阪城へ行幸あらせられたり。

明治五年五月、大阪及西國行幸の際、廿八日、廿九日の兩日、御駐泊あらせられたり。御座所は、別院本堂の西北に位する木造屋根、鉸建寄棟造の建築を以て充てられたり。享保十九年の建立に係り、十疊の内、八疊は折上格天井にして、此の間を御座所に充てられ、續きに次の間及附屬室數個あり。庭園には池を設け、木石を配せり。

七

明治天皇難波別院行在所

圖版自第二一—至第二四

八

大阪市東區北久太郎町四丁目にあり、六十七番地、難波別院境内、實測七十三坪二合及民有宅地六十七番地、内實測二百二十六坪四合四勺を指定せり。

明治元年、御親征の爲め、大阪へ行幸の際、太政官代に充てられ、同年四月十一日、同十七日、閏四月一日、津村別院行在所より行幸、御講書並に政務を禱はせられ、御晝餐を召されたる處なり。

猶明治十年、大和及京都へ行幸の際、二月十五日、同別院へ臨幸あらせられたり。

建物は古御殿と稱し、本堂對面所の背後の廊下傳ひにて西南に位する單層入母屋造の建築にして、御座所は九疊敷、脇の間も同様なり、共に天井は塗椽格天井にして彩色繪を描けり。又西及南に庭園を存す。

明治天皇堺行在所

圖版自第二五—至第二八

堺市中之町にあり、二十三番地ノ一、西野カネ所有宅地二十五坪六勺を指定せり。

明治十年孝明天皇御式年祭並神武天皇陵御參拜の爲め、大和國及京都へ行幸の際、二月十三日御駐泊あらせられたる處なり。當時、西南の風雲急を告げ、夜半太政大臣三條實美、京都より御座所に參候して、具奏する所ありたり。

御座所は格天井、十疊の間にして小庭あり。御寢室は、之に隣接せる四疊半の間にして、中央に長さ七尺幅五尺高さ一尺の脚を有し、上面約二疊の疊敷の御寢臺を安置せり。

建物土地は、當時河盛仁平の所有なりしが、明治二十四年九月一日、鈴鹿通高之を譲り受け、男春幸之を継ぎ、更に昭和八年五月、其親族なる西野カネに譲り、よく保存せられたり。

神奈川縣

明治天皇鎌倉御野立所

圖版自第二九一至第三〇

鎌倉郡鎌倉町にあり、大字雪ノ下字社中、千五拾番地國有山林貳町壹反七畝貳歩ノ内拾壹坪(國幣中社鶴岡八幡宮境内、通稱大臣山の丘頂平坦地)を指定せり。

明治六年四月十四日、陸軍野營演習天覽の爲め、鎌倉に行幸あらせられ、八幡宮前官邸を行在所に充てられ、翌十五日午前九時、鶴岡八幡宮社前に臨御、教導團歩兵第一大隊及同附屬歩兵五番大隊の點檢式並に分列式を天覽あらせられ、次で社後の大臣山上に御野立あらせられ、攻守對抗演習を天覽あらせられたり。當日は風強く雨降りつめしも、畏くも陛下には、終始端然として、演習を嚮はせ給ひしには將士一同、恐懼感激せりと傳へらる。是れ實に陸軍野營演習の嚆矢たり。

御野立所は鶴岡八幡宮本殿の略東に位する大臣山の頂上にあり。東西二十二尺三寸、南北十八尺二寸の地を劃して、石柵を繞らし、内に砂利を敷きつめ、中央に高さ約十一尺、幅約三尺八寸の碑を臺石上に建て、正面に、明治天皇閱兵之處、と刻し、裏

面に其由來を記せり。

一一

明治天皇横須賀行在所跡

圖版自第三一—至第三三

横須賀市汐留町にあり、五十八番地ノ一、五十八番地ノ一四、市有地、實測面積八拾五坪三合三勺を指定せり。

明治四年十一月二十一日、横須賀造船所天覽の爲め行幸あらせられ、向山行在所に御二泊被遊、二十三日東京丸へ乗御、還幸あらせられたり。

明治六年十二月十七日、天皇后兩陛下、横須賀造船所天覽のため行幸啓あらせられ、向山行在所に御駐泊、翌日還御あらせられたり。

明治八年三月五日、横須賀造船所に於ける清輝艦進水式に臨御のため行幸あらせられ、向山行在所に御駐泊あらせられたり。

向山行在所の建物(向山官舎)は、既に取り拂はれて存せざるも、其跡地は市有として保存せられ、周圍方四間の部分に、玉垣を繞らし、聖蹟の碑を建て、域内には清淨なる砂利を敷きて神聖を保たしめたり。猶最近接壤地上方の平地に明治天皇御駐

蹕と刻せる花崗石の大記念碑を建立せり。

一三

兵 庫 縣

明治天皇明石行在所

圖版自第三四—至第三六

明石市鍛冶屋町にあり。五六番地、光明寺境内、内實測二百三十四坪五合四勺を指定せり。

明治十八年山陽道巡幸の際、八月九日御駐泊あらせられたる處なり。木造瓦葺平家建にして、光明寺の書院なり。庫裡より廊下を以て連絡せり。書院は入側を繞らし、十二疊半と十五疊の二室より成る。その建坪三六坪貳合五勺あり。

御座所は十二疊半の上の間にして、四隅の柱に鈎鑲の二段に打付あるものを存す。建具類略々元の儘にて、主要部分は善く舊規模の存するを認む。

光明寺は一に濱光明寺と稱し、淨土宗知恩院末、書院は寛政年間の建築と稱せらる。而して當時御座所には、同寺所藏の元僧海雲筆陶澤銘酩圖の大幅を床に懸け、大内山を描ける小屏風を以て御部屋を飾りたりと傳ふ。

新潟縣

明治天皇新崎御小休所

圖版自第三七—至第三九

北蒲原郡濁川村大字新崎字裏郷にあり、財團法人太古山日長堂の敷地、二九六〇番地、二九六一番地ノ一、二九六二番地ノ一、二九六四番地の地域を指定せり。

明治十一年北陸東海巡幸の際、九月十九日、新潟行在所を御發輦ありて、新發田に向はせ給ふ御途次、御小休所に充てさせ給ひたる處にして、境内丘陵の一角より、松ヶ崎港附近の戊辰戦蹟を御展望あらせられたりと傳ふ。今瑞雲臺と呼べるところ是れなり。

場所は大字新崎の西端にありて、敷地は國道十號線に直面せり、木造茅葺平屋建にして、總建坪百三十七坪六合五勺あり。

御座所に充てさせられしは、同家南西の隅に當り、二方に椽を繞らし、庭池に臨める八疊の間なり。建物は從來保存方よく舊規模の存するを認む。

當所は元古山彦太郎の邸宅たりしが、明治三十四年五月財團法人太古山日長堂

の所有に歸し、爾來同村長の管理する所となる。而して古山氏の祖先は、天文年間信濃國より移住し來りしものにして、濁川村最古の住民と傳へらる。

埼玉縣

明治天皇草加行在所

圖版自第四〇至第四一

北足立郡草加町字住吉町にあり。大川憲治宅地、七五番地、内實測八十六坪四合二勺を指定せり。

明治九年奥羽巡幸の際には、六月二日御駐泊、同十四年山形秋田及北海道巡幸の際には、七月三十日御駐泊、同年十月還幸の際、同月十一日御晝餐を召されたる處なり。

最近國道の改修によりて境内の一部道路敷となり、爲に表門は著しく後退するに至る。

木造瓦葺平屋建にして、大川氏の住宅なり。御座所に充てられしは、十五疊敷座敷なり。四隅の柱には、釣環の二段に打付けしものを存す。御座所の西は十疊の次の間、その前面に六疊の間ありて玄關に接す。建具類又當時のまゝにして、主要部分善く舊規模の存するを認む。その庭園又よく舊態を存せり。

同家は安政地震直後の建築にして、爾來毫も形態を改むるところなしと傳へらる。行在所となりし當時は憲治の父彌惣右衛門戸主たり。

群馬縣

明治天皇新町行在所

圖版自第四二至第四四

多野郡新町字町並にあり。町有地二八二五番地、内實測百十一坪二勺を指定せり。

明治十一年北陸東海巡幸の際、九月二日御駐泊あらせられたる處なり。當時羈客所と稱する木造瓦葺平屋建なり。御座所に充てられしは、奥八疊の座敷にして、天井壁共に紙張なり、四隅の柱には、釣環の二重に打付けしものを存せり。御座所の右手は八疊の次の間、左手は入側を控へて椽に接す。

此の建物は、行在所に充つる爲に、特に新築したるものにして、後新町分署となり、其後又町役場として、大正十三年十二月十九日迄假用せしが、役場を新築するに及びその重要ならざる部分を除き、玄關を現在の箇所へ附替へ、聖蹟として鄭重保存の途を講ずるに至れり。而してその主要部分は建具等略々當時のまゝにして、よく舊規模の存するを認む。

尙當所には後明治十二年七月、英照皇太后宮も御宿泊遊ばされたり。今庭前に繁茂せる數株の松樹は、建築當初の植樹に係るものと傳へらる。

二三

明治天皇前橋行在所

圖版自第四五—至第四八

前橋市柳町にあり。市有地、一番地の内、一段一畝二十一歩四合二勺を指定せり。明治廿六年近衛師團小機動演習天覽の爲、前橋及高崎に行幸の際、十月廿日御二泊あらせられたる處なり。

前橋公園の北隅にあり、一に臨江閣と稱し、木造瓦葺二階建、御座所に充てさせられしは、階上西端十四疊敷の間なり。階上は入側を繞らし三室より成る。御座所の前は二十五疊の大廣間にして、襖を以て仕切れり。又御座所の北側に三疊の小室あり。而して御座所は正面より稍々右に片寄りて、床の間を設けあり。その四隅の柱には、釣鏝の二重に打付けしものを存せり。建具類略々當時のまゝにして、主要部分は善く舊規模の存するを認む。

抑も臨江閣は、明治十六年市有志數名にて建築所有し、諸集會場として利用し來

りしものにして、明治四十一年由緒ある建造物に付、永遠に保存すべき條件の下に、市有に歸したり。而して閣は西は利根川、北は柳原堤を流る、風呂川に臨む、頗る風光に富むの地にして、臨江閣の名よつて起る所以なり。尙此建物は明治天皇行在所に充てられし後、大正天皇の東宮にておはせし時、及閑院宮載仁親王殿下も御宿泊遊ばされたり。

千葉縣

明治天皇成田行在所

圖版自第四九—至第五二

印旛郡成田町成田にあり。一番地、新勝寺境内、内實測百十三坪を指定せり。

明治十四年下總種畜場天覽の爲、千葉縣下行幸の際、六月廿九日着御、御二泊、同十五年同所へ行幸の際、六月六日御二泊あらせられたる處なり。

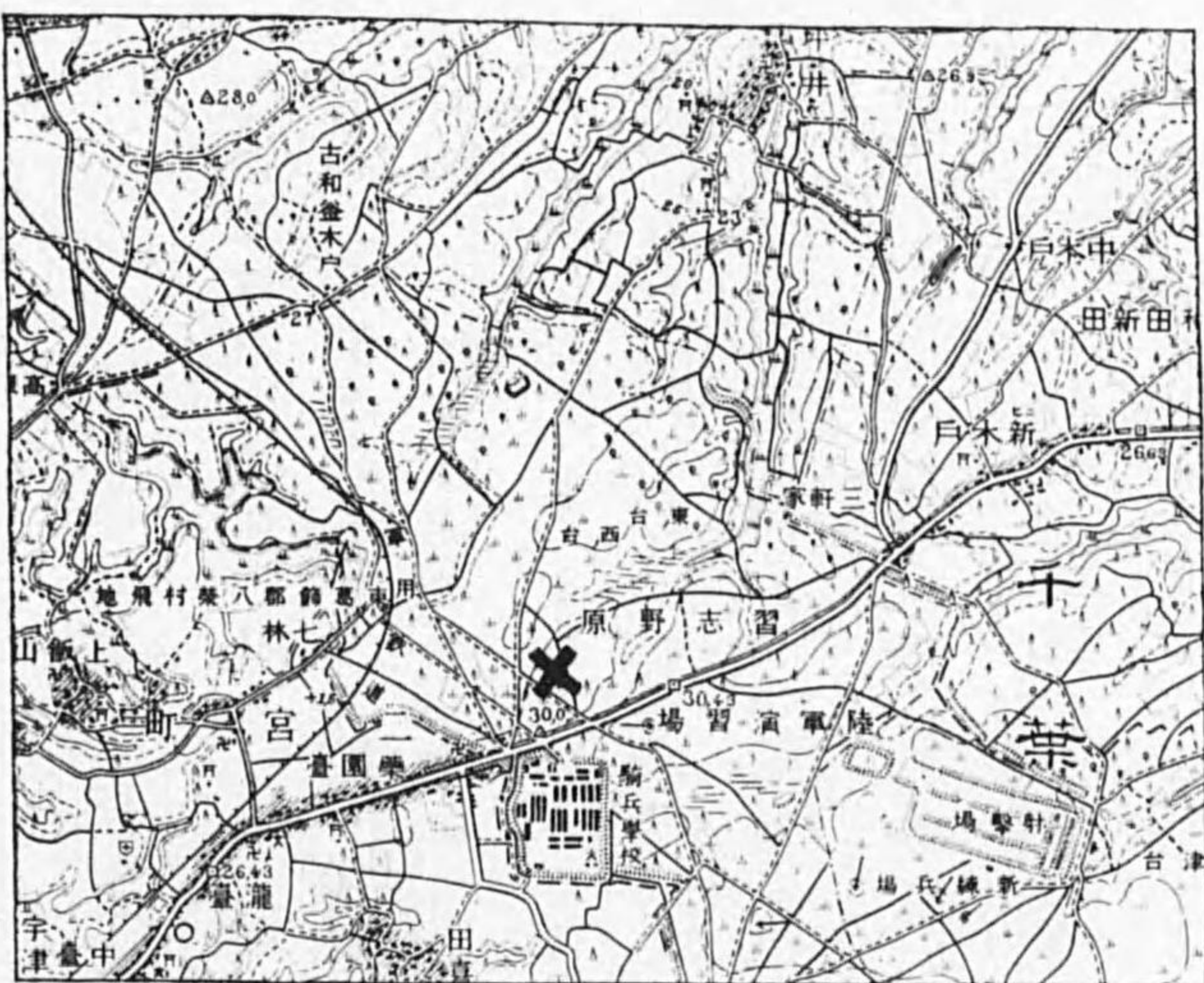
御座所に充てられしは、新勝寺の客殿と、内佛殿との間なる、木造檜皮葺平屋建の、客殿上の間と稱する十四疊敷書院なり。建具類亦當時のまゝにして、善く舊規模の存するを認む。その庭園亦よく舊態を保存せり。

明治天皇習志野行幸所

圖版第五二

千葉郡二宮町大字藥園臺字池尻にあり。陸軍省所管地、三九六番地、内實測八歩一合八勺を指定せり。

明治六年四月二十九、三十兩日に亘る、近衛兵御親率行幸の際には、臨時建設の天



× 御野立所地點
 (圖一分萬五部量測地陸據)

幕内に、二日御幕營あらせ給ふ。殊に着御の當日は、夜半より荒天となり、天幕雨漏して、玉體御衣ともに霑させ給ひぬれど、御厭ひなく御自ら軍陣の慘苦を嘗め給ひ、練武の範を垂れさせ給へり。此夜雨中供奉の西郷隆盛は御前に候し、天機を伺ひ奉りしに、雨の漏るのに困るとの仰あり、大に恐懼感激せりと傳へらる。而して此地元特稱なく、俗に大和田原と稱せしが、この御幕營あらせられし後、同年五月十三日「習志野原」と御命名遊ばされ、同月十七日付を以て

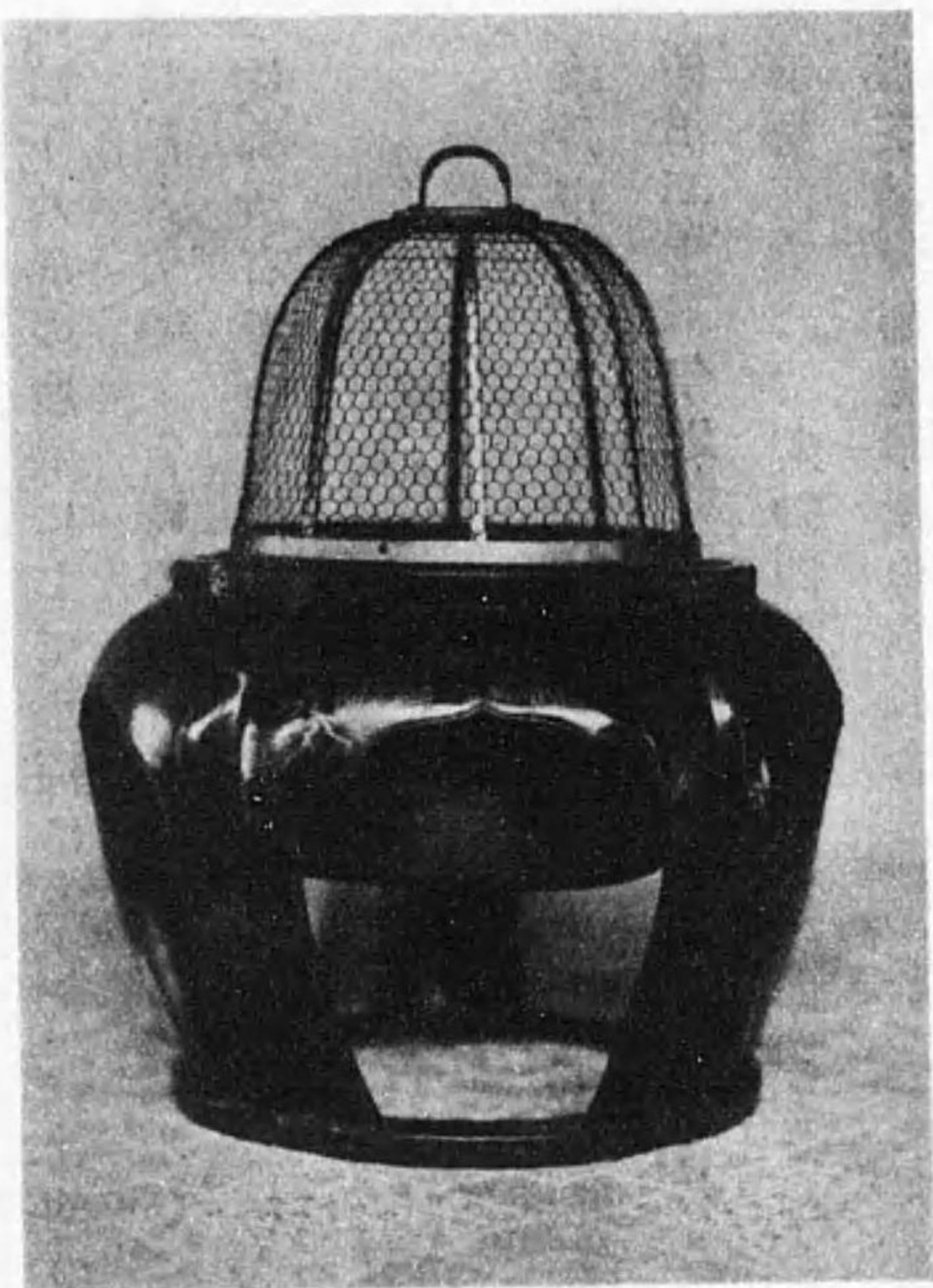
「下總國千葉郡大和田原を習志野原

と名け、自今操練場と可相定旨被仰出候此段相達候事」と太政官達書を發せられ、以て今日に及ぶものなり。越へて同八年五月三十日、同九年十一月十七日、同十二年十月二十五日、及同十五年六月八日行幸演習天覽の際には、御野立所となれり。

場所は習志野陸軍演習地の一部にして、佐倉街道に面す、今その地點に大正六年十月建つる、明治天皇駐蹕之處と題する碑あり、表題は元帥陸軍大將公爵山形有朋の書にして、碑背には時の陸軍大臣大島健一の撰文を勒せり。

茨城縣

明治天皇牛久行在所



御川に供へし御手焙
飯島家所藏

圖版自第五三—至第五七

稻敷郡牛久村大字牛久
字上町にあり、飯島清宅地
九〇番地、一筆を指定せり。
明治十七年十二月近衛
兵大砲演習天覽の爲、女化
原に行幸の際、同月七日着
御、御二泊あらせられし處
なり。當時陛下には御不
例の御模様にあらせられ

しも、演習の天覽を廢し給はず、且又當日は寒氣殊に甚だしかりしかば、小形御手焙
を御用に供へしが、初の夜のみは御手元に留められしも、次の夜は兵はかくの如き

ものは用ひずとて、御使用あらせられず誠に恐懼の御事なりきと傳へらる。

正門は國道に面して建てらる。家屋は木造瓦葺二階建。御座所に充てられしは、階下八疊の座敷にして、正面に大床を設け鈎の手に椽を繞らせり。保存頗る完全に、建具等略々當時のまゝにして、舊規模よく存するを認む。行在所となれる當時は、現所有者の養祖父治左衛門戸主たり。

明治天皇水戸行在所

圖版自第五八—至第六〇

水戸市北三ノ丸にあり。縣有地、一番地、内實測四百三十三坪五合を指定せり。

明治二十三年近衛諸兵秋季演習天覽の爲、水戸行幸の際、十月二十六日、皇后宮と鹵簿御同列にて着御、御三泊あらせられし處なり。

現茨城縣師範學校の舊校舍本館にして、木造瓦葺平屋建なり。御座所に充てられしは、本館南端第十二室にして、その當時の講堂たり。而してその西に接したる、第二十室を以て、皇后宮の御座所に充てさせられたり。

聖上御座所は、その後教室の狹隘により、御座所も玉座にあらざる一部は、教員控

室に假用せし事もありしが、今は之を止め鄭重に保存し、主要部分はよく舊規模の存するを認む。

抑も本校は當時茨城縣立尋常師範學校と稱したりしが、後現稱に改む、而して本行在所御駐輦中、いつも皇后と御同列にて、二十七日には岩間原に行幸、同二十八日には、鹿島山に行幸演習天覽、更に此日天皇には、茨城縣廳に臨御あらせられたり。

明治天皇結城大本營

圖版自第六一—至第六四

結城郡結城町大字結城字玉岡にあり、町有地、一九二七番地、内實測百四十一坪、一九二八番地、内實測百四十五坪、一九二九番地、内實測百五十八坪、一九三三番地、内實測八十六坪、一九三六番地、内實測二百五十七坪、一九三七番地、一九三八番地、一九三九番地、内實測二百五坪、一九四〇番地、内實測百四十三坪五合を指定せり。

明治四十年陸軍特別大演習御統監の爲、結城町に行幸の際、十一月十四日着御、同月二十日御發輦あらせらるゝ迄の間、御駐泊あせられたり。

現町立結城高等小學校舊校舍にして、その當時は結城高等小學校たり。木造瓦葺

平屋建。

御座所に充てられしは、同校舎第二列東端にして、鈎の手に廊下を繞らし、御座所の西隣は御次の間にして、又北隣は御召替所、御化粧室、並御湯殿に連れり。建具絨氈等御使用當時の儘保存せられ、善く舊規模の存するを認む。

本校舎は明治三十九年十二月落成にして、御座所に充てられし部分は、同四十年三月迄は教室として使用せしが、その年四月以降は使用せず、御座所に充てられて後は鄭重に保存し以て今日に及べり。

尙御駐輦中、十一月十五日には、栃木縣壬生町方面へ、同十六日には、同縣下芳賀郡瑞穂村方面へ、同十八日には、同縣芳賀郡久下田町附近に行幸、演習御統監、同十九日には、本縣下眞壁郡伊讚原に行幸、觀兵式を行はせられたり。

栃木縣

明治天皇宇都宮行在所

圖版自第六五—至第六八

宇都宮市鐵砲町及馬場町に互りて存す。市有地鐵砲町三二二一番地ノ一、馬場町三一七七番地ノ一、三一七九番地ノ二の地域を指定せり。

明治九年奥羽巡幸の際、六月五日御駐泊、此日着御遊ばさるゝや直ちに東京鎮臺の分營に臨御、練兵を天覽あらせ給ふ。而して翌六日、日光に向け御發輦、九日、日光より還幸、御二泊あらせらる。十日尙一日御駐輦ありしは、去八日第二皇女薰子内親王(梅宮)薨去の御事ありしによるなり。同十四年山形秋田及北海道巡幸の際には、八月二日着御、御三泊あらせ給ひ、その翌三日には縣下白澤方面に、又四日には市外乳兒ヶ坂及岡本村平出原附近に行幸、演習を天覽遊ばさる。その年十月還幸の砌、同月八日又御駐泊あせられたり。

復向明館と稱す。木造瓦葺土藏造二階建、元とこれに連続せる他の部分は夙に取り除かれ、今は御座所に充てられし此建物のみを存す、外面は塗壁にして、正面側

面は長押以下を背面はそれより少しく上より大谷石張にて化粧せり。内部階上は板張牀にして間仕切りなし、階下は十疊六疊四疊の三間より成る。その十疊の座敷は、御座所に充てられし處にして、天井は紙張なり。主要部分は善く舊規模を保ち、その庭園亦よく舊態を存せり。

當館は當時同市の巨商鈴木久右衛門の居宅なりしが、その後家運傾くに及び、市はその由緒深き同家の湮滅を懼れ、大正四年八月敷地全部を買収し、同七年五月聖蹟に屬する部分の外の、不用の土地建物を賣却し、八九兩年を以て聖蹟修理の工を竣へ、同十年八月二日竣工の式典を挙げ、向明館と稱し、永遠維持の途を講ずるに至れるものなり。

明治天皇日光行在所

圖版自第六九 至第七二

上都賀郡日光町大字日光字中山にあり。二三〇〇番地、輪王寺境内、内實測九百七十一坪八合二勺を指定せり。

明治九年奥羽巡幸の際、六月六日着御、御三泊あらせられたる處なり。輪王寺本

坊にして、木造銅板葺平屋建、明治七年の建築に係る。

御座所は十疊の書院にして、十疊の次の間と共に、鈎の手に入側を続せり。南方は庭園に面す、建築以來一切の修理改造を加へず、現在に至れるもの、建具類略々當時の儘にして、善く舊規模の存するを認む。その庭園亦よく舊態を存せり。

輪王寺は當時満願寺と稱せり。明治十六年十月五日舊號復稱の義許されて、以來輪王寺と稱し、同十八年門跡寺院に列せらる。明治九年御駐輦中、六月七日には東照宮、二荒山神社、大猷廟等に、又八日には中宮祠に行幸遊ばされたり。



奈良縣

明治天皇奈良大本營

圖版自第七三至第七五

奈良市春日野町字浮雲にあり、百三番地の内、實測三畝九步七合五勺を指定せり。地域は名勝奈良公園として大正十一年三月八日指定せられたるものなり。

明治四十一年十一月、陸軍特別大演習御統監及海軍大演習御親閲の爲め、奈良兵庫兩縣下に行幸の際、同月十日、靜岡御用邸御發輦、午後五時三十分奈良驛御着車、直ちに奈良俱樂部なる大本營に入御あらせられ、十一日より三日間、陸軍特別大演習御統監あらせられ、十四日午前御閱兵式、午後御宴あり、十五日午前十時十五分大本營御出門、兵庫縣下に向はせらる、其間御駐泊あらせられたる處なり。

建物は當時奈良俱樂部に屬せしが、現今は奈良縣公會堂第二號館となれり。南面に唐破風造りの玄關あり、中央は吹抜き廣間にして、四方に室を附屬せる二階建の建築なり。

御座所は、東翼大廣間の階上十六疊間にして床棚あり、牀には絨氈を敷き、天井の

中央に照明電燈を吊し、當時御使用のテーブル御椅子を保存せり、窓外に若草山を望み頗る眺望に富めり。西に附屬小室二あり、之と相對する西翼の室には、皇后宮御駐泊あらせられたり。

明治天皇奈良行在所

圖版自第七六 至第七八

奈良市雜司町にあり、四百六番地を指定せり。此地域は、大正十一年三月八日奈良公園として名勝に、昭和七年七月廿日東大寺舊境内として史蹟に、同九年三月東大寺東南院舊境内として史蹟に、指定せられたる處なり。

明治十年、孝明天皇御式年祭並神武天皇陵御參拜の爲め、大和國及京都へ行幸の際、二月八日及同九日の兩日、御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる東大寺東南院は、皇室との關係極めて深く、古來屢々行幸あらせられたる由緒あり、坊舎は桁行廿一間、梁間十五間半の書院造の建築にして、奥上段六疊間を御座所とし、十疊の次の間あり、東に椽側あり庭園に面す。現今東

大寺々務所となれるも、御座所、次の間共に、鄭重に保存せられたり。

明治天皇今井行在所

圖版自第七九 至第八二

高市郡今井町にあり、大字今井字南町三百三十五番地、稱念寺境内、實測百二十二坪一合二勺を指定せり。

明治十年、孝明天皇御式年祭並神武天皇陵御參拜の爲め、大和國及京都へ行幸の際、二月十日御駐泊、翌日神武天皇陵御參拜後、本堂内御座所に於て國栖舞天覽あらせられ御駐泊、十二日午前九時三十分今井町御發輦、河内に向はせられたり。

行在所に充てられたる稱念寺は、眞宗本願寺派に屬し、御座所は、庫裏の西に接續せる書院格天井八疊上段の間を以て充てられ、別に六疊の御寢殿あり、御浴室、御廁等當時のまゝに存す、書院は天正以前の建築と傳へられ、東南に庭園あり。

三重縣

明治天皇一身田行在所

圖版自第八三—至第八六

河藝郡一身田町にあり、大字一身田二千八百三十番地、專修寺境内實測三百五十九坪八合壹勺を指定せり。

明治十三年、山梨、三重及京都行幸の際、七月九日御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる專修寺は、眞宗高田派の本山にして、其賜春館は明治十一年當縣下に行幸あらせらるる趣を拜聞して、新築せるものなり。然るに當時縣下虎疫流行のため、行幸御取り止めに相成りたる處、明治十三年に至つて光榮に浴せるものなり。御座所は、賜春館奥十二疊の間にして、南に幅一間半の入側あり庭園に面す、其北に八疊間ありて共に格天井なり。猶賜春館の號は、扈從せる三條實美の命名に係ると云ふ。

明治天皇鳥羽行在所

圖版自第八七—至第八九

志摩郡鳥羽町にあり、大字鳥羽字大里町六百五十番地、常安寺境内、實測九拾壹坪壹合を指定せり。

明治十年、孝明天皇御式年祭並神武天皇陵御參拜の爲め、大和國及京都へ海路行幸あらせられし際、一月廿五日朝來、暴風雨の爲め俄かに鳥羽に御入港あらせられ、佐田沖に御假泊あり、翌二十六日午後一時御上陸、行在所に御駐泊あらせられたり。又明治二十年三月、英照皇太后宮も御二泊あらせられたり。

行在所に充てられたる常安寺は、九鬼嘉隆を開基として其子守隆の造營に係り、曹洞宗に屬す。御座所は、奥書院八疊間を充てられ、次の間あり。本堂との間に反り橋を架し、小庭園に面せり。

愛知縣

明治天皇名古屋大本營

圖版自第九〇—至第九四

名古屋市中區下茶屋町にあり。五八番地、眞宗大谷派名古屋別院境内、内實測二千八十六坪五合八勺を指定せり。

明治十一年北陸東海巡幸の際、十月二十五日着御、三泊、同十三年山梨三重及京都行幸の際、六月三十日着御、御二泊、同二十年孝明天皇二十年御式年祭御執行の爲、京都へ行幸あらせられ、その還幸の砌、皇后宮と御同列にて二月二十一日着御、御二泊、同二十三年陸海軍聯合大演習御統監の爲、愛知縣下に行幸の際、大本營として三月二十八日及同三十一日より四月三日迄、四日演習終了により行在所となる、その間御駐泊同年五月京都より還幸の途次、皇后宮と御同列にて六日御駐泊、同二十七年大本營進轉の爲、廣島及京都に行幸の際、九月十三日御駐泊の行在所となりたる處なり。

建物は新御殿と稱す。木造瓦葺平家建にして、御座所は、庭園に面せる八疊の間

なり。九疊敷の次の間は、御居間に御使用遊ばされしと傳へらる。

而して六次の御駐輦中、明治十一年には着御の翌日愛知縣廳醫學校等へ、翌々日には名古屋鎮臺裁判所、師範學校に臨幸あらせられ、又同二十年には着御の翌日練兵場鎮臺師範學校へ臨幸、其の翌日は御發輦知多半島に向はせらる。同二十三年には御駐輦中、各方面に行幸ありて演習を御統監あらせらる。殊に四月三日の夜は此大本營に於て宴會を催されたり。而して翌四日には縣會議事堂に臨御遊ばさる。此日皇后宮東京より着御あらせられ、翌五日御同列にて京都に向はせらる。本別院は、俗に東本願寺と稱せられ、上記六次の聖蹟となりたる外、明治二十八年には皇后宮廣島に行啓の御途次、三月十七日御駐泊あらせられたり。

明治天皇八町畷御野立所

圖版自第九五—至第九六

名古屋市南區熱田東町字濱新開にあり。熱田神宮所有地、自一番地ノ一至一番地ノ三、二番地ノ一、三番地ノ三、三番地ノ五、岡田清右衛門外十名共有地乙四〇番地、内實測五畝六歩一合二勺を指定せり。

明治元年九月東京行幸の際、同月廿七日此地御通輦の砌、暫し蹕を駐めさせ給ひて、收穫の狀を觀覽遊ばさる。東巡日誌によれば此地御通輦に當り、尾張大納言徳川慶勝に對し、

今般御東幸被爲遊候ニ付テハ將來治民經國之政體深ク御苦慮被爲在候ニ付心付之廉有之候ハ、親ク被聞召度候間無伏臆充分可申出候事

追而即今當國御通輦之間農民之煩ニ不相成便宜之地有之候ハ、暫ク風駕ヲ被爲駐收穫之狀被爲遊觀覽度ニ付稼穡之艱難有體被知食候様可取計事と仰出さる。此地に蹕を駐めさせ給へるは、この仰出に基きたるものなり。而して該日誌によれば、觀覽の際、輔相公農民より稻穂を手づから御受取にて天覽に備へられしとあり。場所は熱田驛を距る東五町、東海道沿ひにして、一に八町畷と稱す。御野立所は一番地ノ三、街道沿ひの地域にあり。今石柵を設け、中央に明治天皇覽樓之所と題する碑を建てたり。近時周圍に民家工場等の建設ありて、廣漠たる田園の風光を減ずと雖も、碑の北方に尙若干の水田附屬するありて舊態を偲ぶに足る。

爾來此地を覽穫之地と稱して永く聖德を偲び奉りしが、大正五年地方有志九十四名相謀りて此の聖蹟の地一段五畝歩を購ひ熱田神宮神田として奉納す。即ち毎歲其の收穫米を以て熱田神宮新嘗祭御供の料とす。

靜岡縣

舊靜岡御用邸

圖版自第九七—第一〇五

靜岡市追手町にあり、十六番地の内實測二千三百四十八坪五合三勺(舊御用邸御本殿元位置以東を指定せり)。

御用邸は、明治三十三年の御造營に係り、明治三十五年十一月、陸軍特別大演習御統監の爲め、熊本縣下に行幸あらせられ、同月還幸の際、十八日初めて御駐泊あらせられたり。其後、屢々御駐輦あらせられたる趣を次に記さん、明治三十六年、海軍大演習觀艦式並に第五回内國勸業博覽會開會式に臨御の爲め、京都大阪二府並に兵庫縣下へ行幸あらせられし時、還幸の砌、五月十日御駐泊、同年十一月、陸軍特別大演習御統監の爲め、兵庫縣下に行幸あらせられし時、同月還幸の砌、十八日御駐泊、明治三十八年十一月、平和克服御奉告の爲め、伊勢神宮御參拜あらせられし時、同月還幸の砌、十八日御駐泊、明治四十一年十一月、陸軍特別大演習御統監並に海軍大演習御親閱の爲め、奈良兵庫兩縣下に行幸の際、同月九日及び同月、還幸の砌、十九日御駐泊。

明治四十三年十一月、陸軍特別大演習御統監の爲め、岡山縣下に行幸の際、同月十日及び同月還幸の砌、十九日御駐泊、明治四十四年十一月、陸軍特別大演習御統監の爲め、福岡縣下に行幸の際、同月七日御駐泊あらせられたり。

又明治三十四年以來大正天皇の東宮にておはせし時、九回に亘りて行啓あらせられ、大正二年十月大正天皇及皇后宮御同列にて、京都へ行幸啓あらせられし時、同月還御の砌、二十一日御駐泊、大正五年五月、大正天皇静岡縣下へ行幸の際、二十八、二十九の兩日、御駐泊あらせられたり。明治四十五年三月廿五日、今上天皇陛下、皇孫殿下にておはせし時、御弟宮殿下御二方と御同列にて行啓あらせられ、又大正四年以來皇太子殿下にておはせし時、屢々御駐泊あらせられたり。(仁平殿部 謹話に據る)

御用邸は、明治三十三年の御造營にして、總檢造本殿は二階建なり。階上に御座所の間あり、椽側の北なる窓より富士山を天覽あらせられしと傳ふ。御用邸御取り止めと共に、昭和七年十一月三日、静岡市に御下け渡しとなり、市に於ては昭和九年十二月廿三日御本殿の位置を少しく東に移し、之に御車寄を附屬せしめしが、御本殿内部は原形のまゝに保存し、之に附屬せる庭園も、多少廣場を減じたれども樹

木等、舊態のまゝ保存せり。

明治天皇興津行在所

圖版自第一〇六―至第一〇八

庵原郡興津町にあり、清見寺宇前山四百拾八番地ノ一、清見寺境内書院敷地實測百三坪六合八勺、庭園敷地實測二百六拾九坪三合三勺を指定せり。

明治二年三月、東京行幸の際、廿三日御小休所に充てさせられ、又明治十一年北陸東海巡幸の際には、還幸の砌、十一月五日御晝餐を召されたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる清見寺は、臨濟宗妙心寺派に屬し、其書院は慶應三年の建造に係り、桁行十間半、梁間五間半、平屋造、棧瓦葺にして、三面に三十四疊の總入側あり、御座所の間は上段八疊にして、東面に床及違棚あり。西及北面の前方には雅趣に富める庭園を存す。

明治天皇掛川行在所

圖版自第一〇九―至第一二二

小笠郡掛川町にあり、大字南西郷、字二十六ノ坪、八百三十八番地、山崎健太郎宅地、實測二百九十坪三合四勺、八百三十七番地ノ五、實測二十坪四合を指定せり。

明治十一年、北陸東海巡幸の際、京都より還幸の砌十一月一日御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく存し、當時の記念物を保存せり。

掛川は東海道の一驛にして行在所たりし、山崎千三郎(健太郎)は其孫、宅は街道より北に入ること約一丁許の處にあり、安政年間に新に宅地を選びて建築せるものにして、前面に長屋門あり、本屋は平屋建瓦葺にして、多くの附屬屋舎を有す。

御座所に充てられたるは本屋の奥八疊間にして、其に接して次の間あり、入側縁を隔てて庭園に面す。御座所は、平常使用せず、鄭重に保存せられたり。

山 梨 縣

明治天皇上野原行在所

圖版自第一二三—至第一二七

北都留郡上野原町にあり、字仲宿、三千二百八十二番地ノ一、藤田廣次宅地、實測四百一坪一合を指定せり。

明治十三年、山梨三重及京都行幸の際、六月十七日御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる加藤景明宅は、元甲州街道の本陣にして、今猶表門式臺、玄關、奥座敷等舊態を存せり、御座所は奥上段十疊の間にして、南に次の間あり、西の縁側を隔てて庭園を望むべし、別に御浴室、御厠等も略舊形を存せり。

明治天皇菅原行在所

圖版自第一二八—至第一二〇

北巨摩郡菅原村にあり、大字臺ヶ原、字屋敷、二千二百八十三番地、北原仁宅地、實測六十五坪二合を指定せり。

明治十三年、山梨、三重及京都行幸の際、六月廿二日御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。
 行在所に充てられたる北原延世宅は、街道に沿ひ酒造を業とし當主、仁、之を繼承せるものにして建物は天保六年の竣工に係れり。御座所は、奥八疊の間にして、床違棚あり、小庭園を附屬す。鄭重に保存せられ、濫りに出入するを禁じ、長押には注連繩を張りて、尊嚴を保てり。

滋 賀 縣

明治天皇六地藏御小休所

圖版自第一二一—至第一二五

栗太郎葉山村大字六地藏にあり。大角謙二宅地、四〇二番地、五六八番地の二筆を指定せり。

明治元年東京に行幸の際には、九月二十一日、同年十二月孝明天皇聖忌に丁り神祭執行の爲、京都に還幸の際には、同月二十一日、同二年再度東幸の際には、三月八日、及同十三年山梨三重京都行幸の際には、七月十三日御小休あらせられたる處なり。指定の敷地家屋は、東海道を挟みて南北にあり、御座所に充てられし建物は、街道南側なる本屋とす。

本屋は木造瓦葺平屋建なり。當家は元藥種和中散を鬻きたるを以て、街道に面せる主要部分は店舗をなせり。店舗に續きて四足門あり。門の正面は玄關にして、之れより入りて最奥に十疊敷書院造上段の間あり。即ち御座所に充てられたる所なり。

御座所は東南に椽を控へ、その襖及袋戸は曾我蕭白の筆になれり。但し平素は替襖を用ふ。その他の建具舊時のまゝにして、よく舊規模の存するを認む。

當家は縣の調査によれば、その家系に大角與三郎清孝、慶長元年改屋敷移家澤田とありて、こゝを俗に「サワデ」と稱し、且つ主屋の樋、瓦、椽、屋根、欄間等より見れば、その頃の構造と見らるゝを以て、建築を家傳の如く、慶長元年頃に置くべきかとせらる。而して維新前は中の本陣として、往來の諸侯多く小憩せし處、且つ同家は和中散薬舗としてその店舗の飾今尙當時のまゝを保存するは珍重すべし。

此地小字を梅の木と稱す、明治天皇御小休所たりし際は、謙二の祖父彌左衛門戸主たり。後英照、照憲兩皇太后宮にも御小休所に充てさせられたり。

岐 阜 縣

明治天皇大井行在所

圖版自第一二六—至第一二八

惠那郡大井町字本町にあり。財團法人明治天皇聖德奉仕會宅地八〇番地ノ一を指定せり。

明治十三年山梨三重及京都行幸の際、六月廿八日御駐泊あらせられし處なり。元伊藤彌兵衛の住宅にして、町の中央にあり。木造瓦葺二階建、街道に直面して存せり。

御座所に充てられしは、母屋の階下奥十疊の座敷なり。天井並壁面とも紙張にして、東面して床及違棚を設け、床に接して書院窓を設く、又四隅の柱には、釣環二段に打付けしものを存す。御座所の前は、十疊及十五疊の二室を距て、道路に直面し、北は椽を距て、中庭に面せり。母屋はもと板葺なりしを、近時トタン葺に改めたるものにして、主要部分は善く舊規模の存するを認む。

指定區域は伊藤彌兵衛舊宅敷地全部にして、その敷地内には母屋の外、倉庫、離れ

屋等を存せり。後に同家々運衰頽の爲建物敷地とも、明治四十三年岩井殖産會社に譲り渡され、更に昭和年間に入り財團法人明治天皇聖德奉仕會の設立せらるるに及び、一切を舉げて同會の管理するところとなれり。



× 行在所々々在地点
 (據陸地測量部五萬分一圖)

福 島 縣

明治天皇桑野行在所

圖版自第一二九一至第一三二

郡山市大字桑野字南町にあり、市有地二七〇番地ノ二、一筆を指定せり。

明治九年奥羽巡幸の際、六月十六日御駐泊あらせられ、特に本縣參事等を召して開墾の状況を問はせ給ひ、又開成社員を召して、右大臣岩倉具視より褒詞を傳へしめ、且つ大臣顧問等をして實狀を巡視せしめ給へり。同十四年山形秋田及北海道巡幸の際には、その還幸の砌、十月五日駕を枉げさせ給ひ、御晝餐を召させ

給ふ。是れ開墾の状況その後の成果を禱はせ給はんが爲なり。

此地元俗に大槻原と呼ばれたる荒蕪地なりしを、開墾して桑野村と稱せり。今郡山市の西郊たり。行在所に充てられし建物は、一に開成館と稱し、木造トタン葺三階建和洋折衷の建築なり。

御座所に充てられしは、三階樓上にして、天井は紙張當初の儘なり。正面に床間を設く、床は三區に劃し、その左側には今別に神殿造の構を設く。館は明治六年郡山の人阿部茂兵衛等二十餘名結社し、此地の開墾に着手せし際、會合し事を議する場所として建築せられたるものにして、後區會所となり、區制廢するに及び安積郡役所として用ゐられ今は郡山市有となる。

福井縣

明治天皇丸岡行在所

圖版自第一三三一至第一三六

坂井郡丸岡町第二十五字霞町九ノ乙にあり。町有地、一二番地、内實測百六十八坪一合一勺を指定せり。

明治十一年北陸東海巡幸の際、十月六日御駐泊あらせられし處なり。元の平章學校にして、現在は町立平章尋常高等小學校々舎なり、木造瓦葺二階建。御座所に充てられしは、同校階上最右端なる間口三間、奥行三間の室にして、疊十八疊を敷けり。柱は凡て檜板を以て包み、四隅の柱には、釣環を二重に打付しものを存す。尙次の間との境、廊下への出入口には襖戸を使用しあり。室の内外略々當時の儘にして、善く舊規模の存するを認む。

抑も本校舎は明治十一年の建築に係り、その開校に先きだちて行在所に充てられしものなり。爾來その使用を禁じ、鄭重に保存せらる。而して平章と冠するは、藩學平章館に因めるものと云ふ。尙本校へは後、大正天皇の東宮にておはせし頃

行啓、御宿泊遊ばされたり。

石川縣

明治天皇金澤行在所

圖版自第一三七—至第一三九

金澤市南町にあり、四十三番地ノ一中屋商店代表者、中屋三吉宅地、七拾八坪八合五勺を指定せり。

明治十一年、北陸東海巡幸の際、十月二日、同三日、同四日、御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる中屋彦十郎宅は、國道に沿ひて表門あり、御座所は平屋造の奥座敷十八疊の間を充てられ、次の間を附屬せり、後、國道改修に際し、表門及び塀等は稍位置を移動せるも、御座所の建物は、元位置に存し、常に清淨を保ち濫りに出入せず、鄭重に保存せらる。

明治天皇小松行在所

圖版自第一四〇—至第一四二

能美郡小松町にあり、字細工町六十三番地、本蓮寺境内、實測百九十三坪九合三勺

を指定せり。

明治十一年、北陸東海巡幸の際、十月五日御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる本蓮寺は、眞宗大谷派に屬し、元和九年津波倉より小松に徙り、萬治年間更に現地に移轉せしものなり。御座所は、庫裏の東に接續せる平屋造の建物にして、十六疊間を以て充てられたり、南に小庭あり、行幸當時の状態を存す。

富山縣

明治天皇石動行在所

圖版自第一四三—至第一四五

西礪波郡石動町今石動町字中飯田町にあり、二百四十一番地、道林寺境内實測百二十坪四合九勺を指定せり。

明治十一年、北陸東海巡幸の際、十月一日御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる道林寺は、眞宗大谷派に屬し、御座所は庫裏の一部に連接せる奥座敷十五疊の間を以て充てられたり。之に接して次の間あり、當時用意せし什器等を保存せり。

明治天皇魚津行在所

圖版自第一四六—至第一四八

下新川郡魚津町にあり、大字角川町寺崎治七宅地、四十三番地内實測百二十六坪八合三勺、四十四番地内實測一坪二合を指定せり。

明治十一年、北陸東海巡幸の際、九月廿九日御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる寺崎與一郎治七は其嗣宅は北國街道に沿ひ世々酒造を業とせり。御座所は當時奥八疊間を改築し上段、格天井としたるものを充てられたり。平屋造、屋根は板葺に石を置きたる此地方特有のものなり。

明治天皇泊行幸所

圖版自第一四九—至第一五一

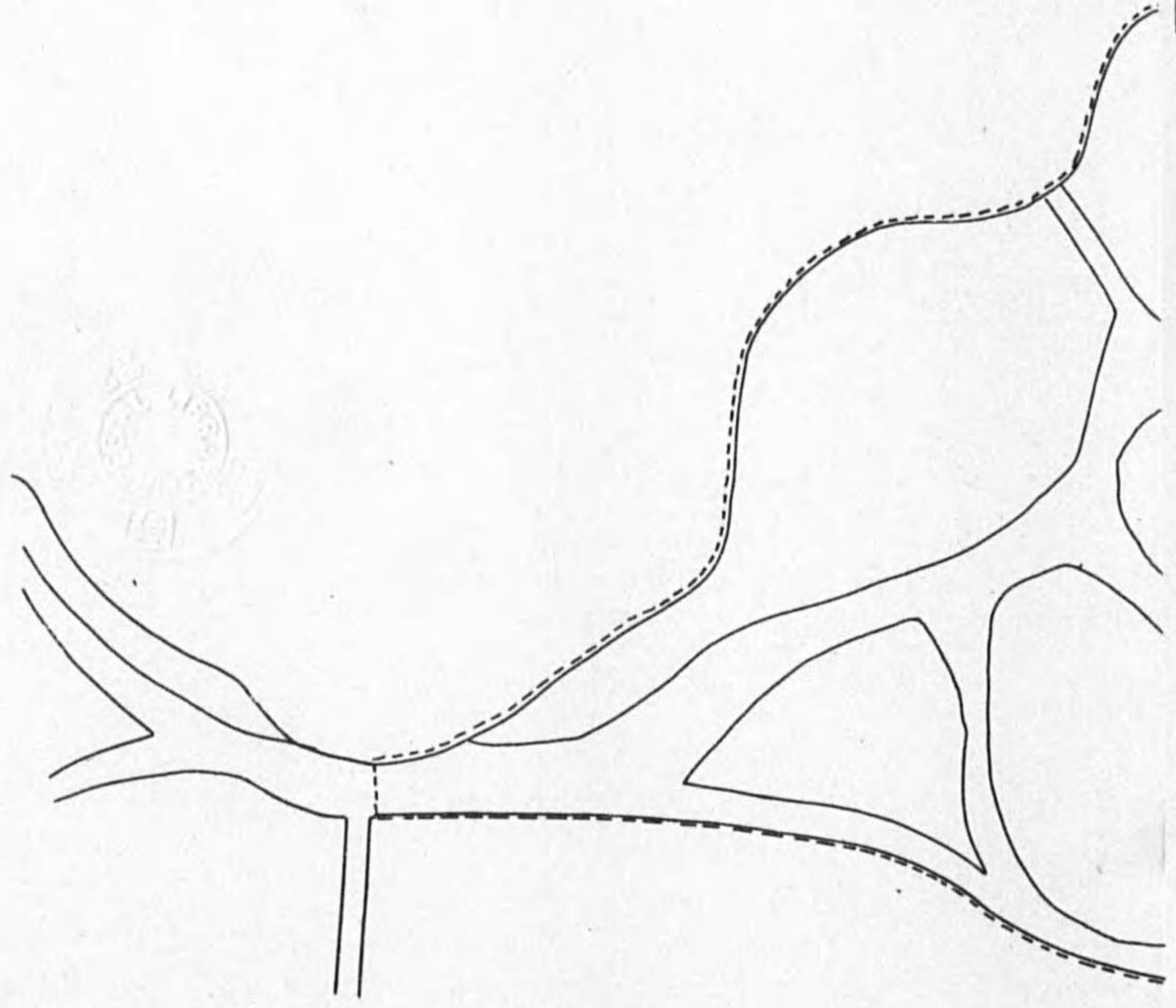
下新川郡泊町にあり、大字沼保字保田町有地、九百六十九番地、九百六十九番地ノ一内實測十五坪一合一勺、九百六十九番地ノ八内實測四百五十五坪二合五勺を指定せり。

明治十一年、北陸東海巡幸の際、九月廿八日御駐泊あらせられたる處にして、舊規模よく保存せられたり。

行在所に充てられたる伊東祐明宅は、舊金澤藩の十村役を務めたる舊家なりしが、御休泊の由を拜聞し、檜の良材を飛驒地方より求めて新殿の造營に着手し、九月

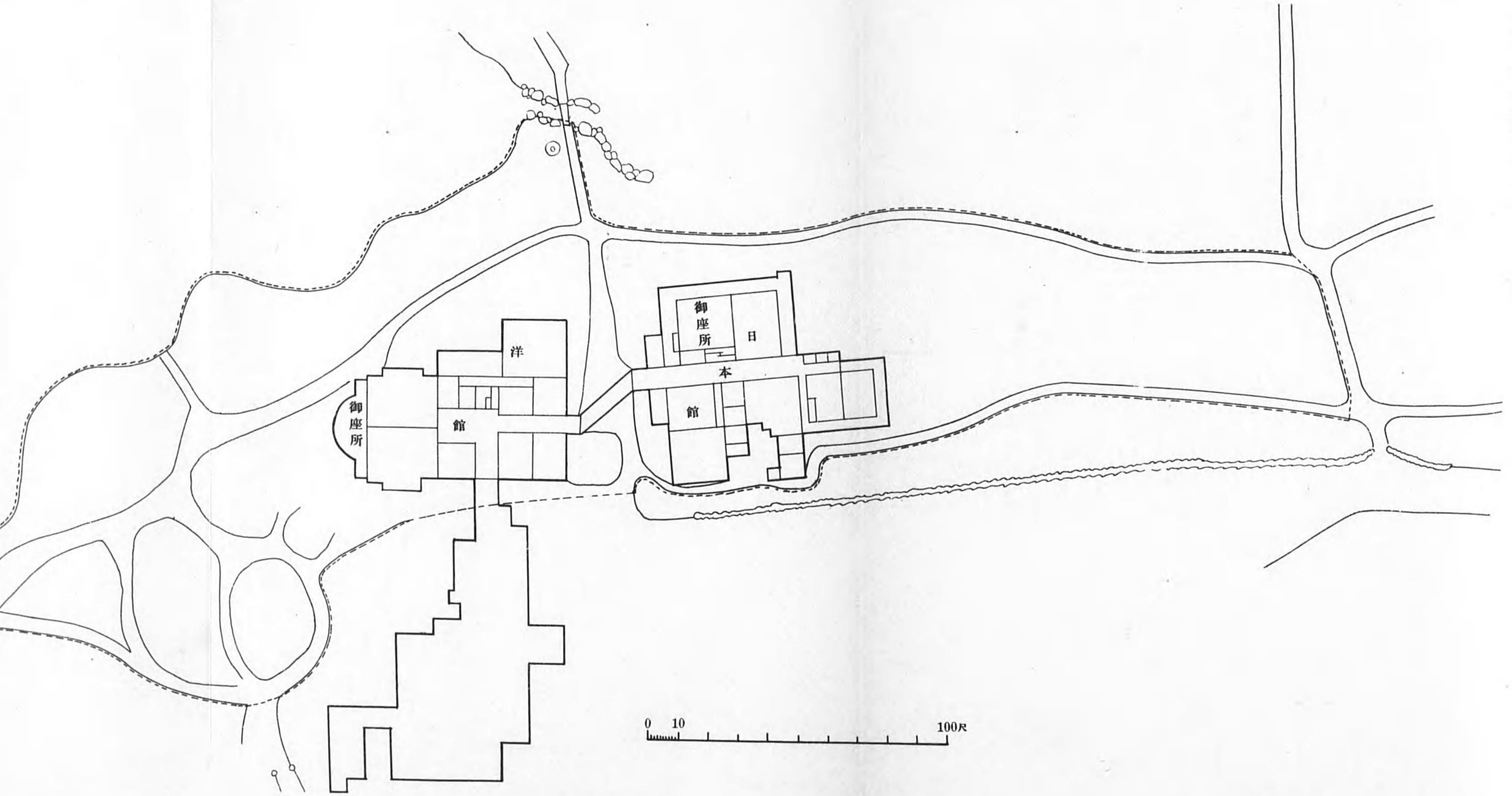
初旬、竣工して行幸を仰ぎたるものにして、八疊上段の間を折上格天井とし、次に八疊間を附屬せり、御厠其他の附屬設備も、略舊形を存せり。大正五年十二月二十五日、當主伊東祐賢より建物及土地共に泊町に寄附し、現に町有とし、鄭重に保存せらる。祐賢は之に依りて賞勳局より金杯を下賜せられたり。猶、祐賢宅の内、御座所建物の外は、既に取り除かれて存せず。

明治天皇行幸所西郷邸平面圖

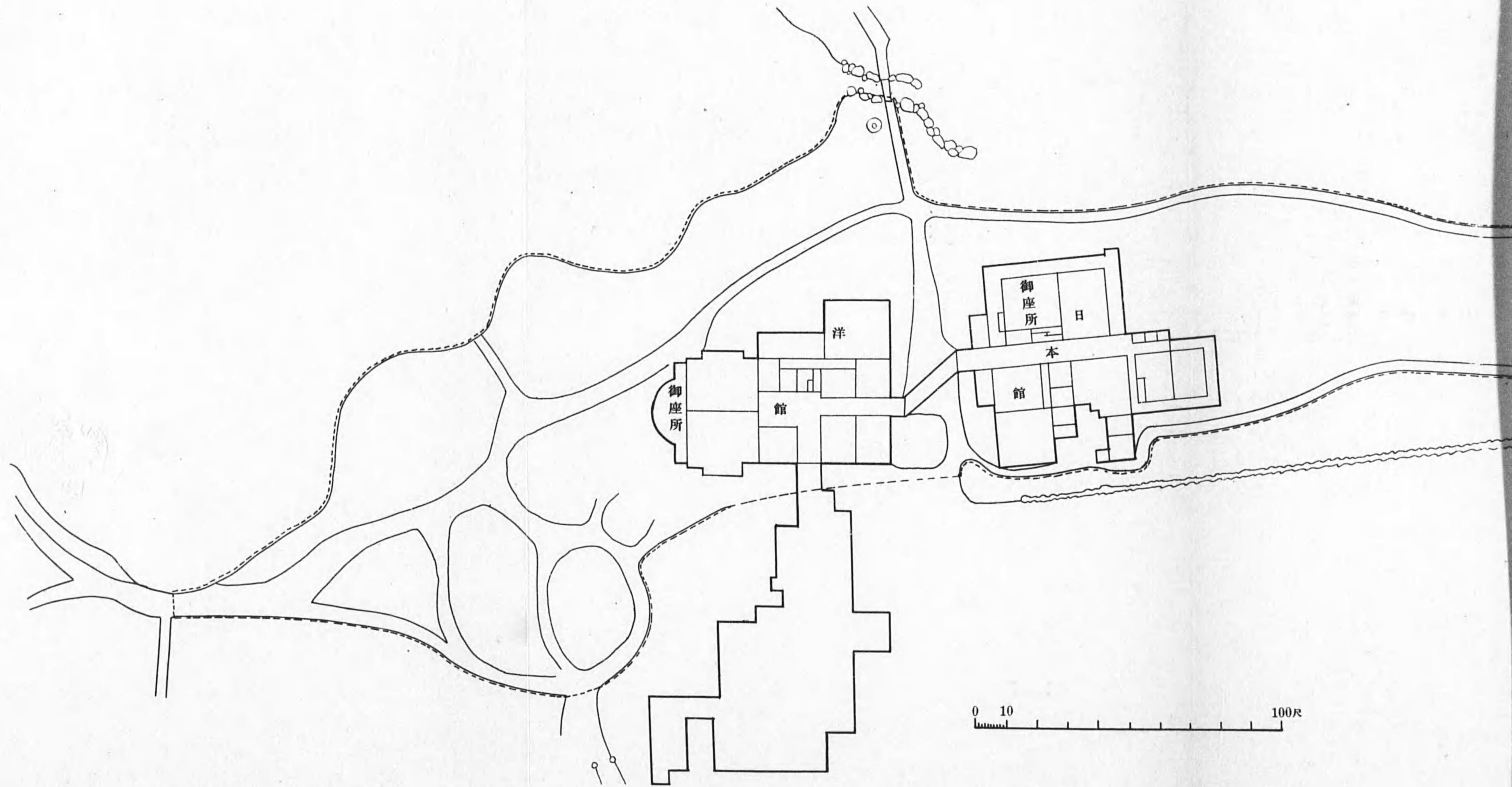


圖版第一

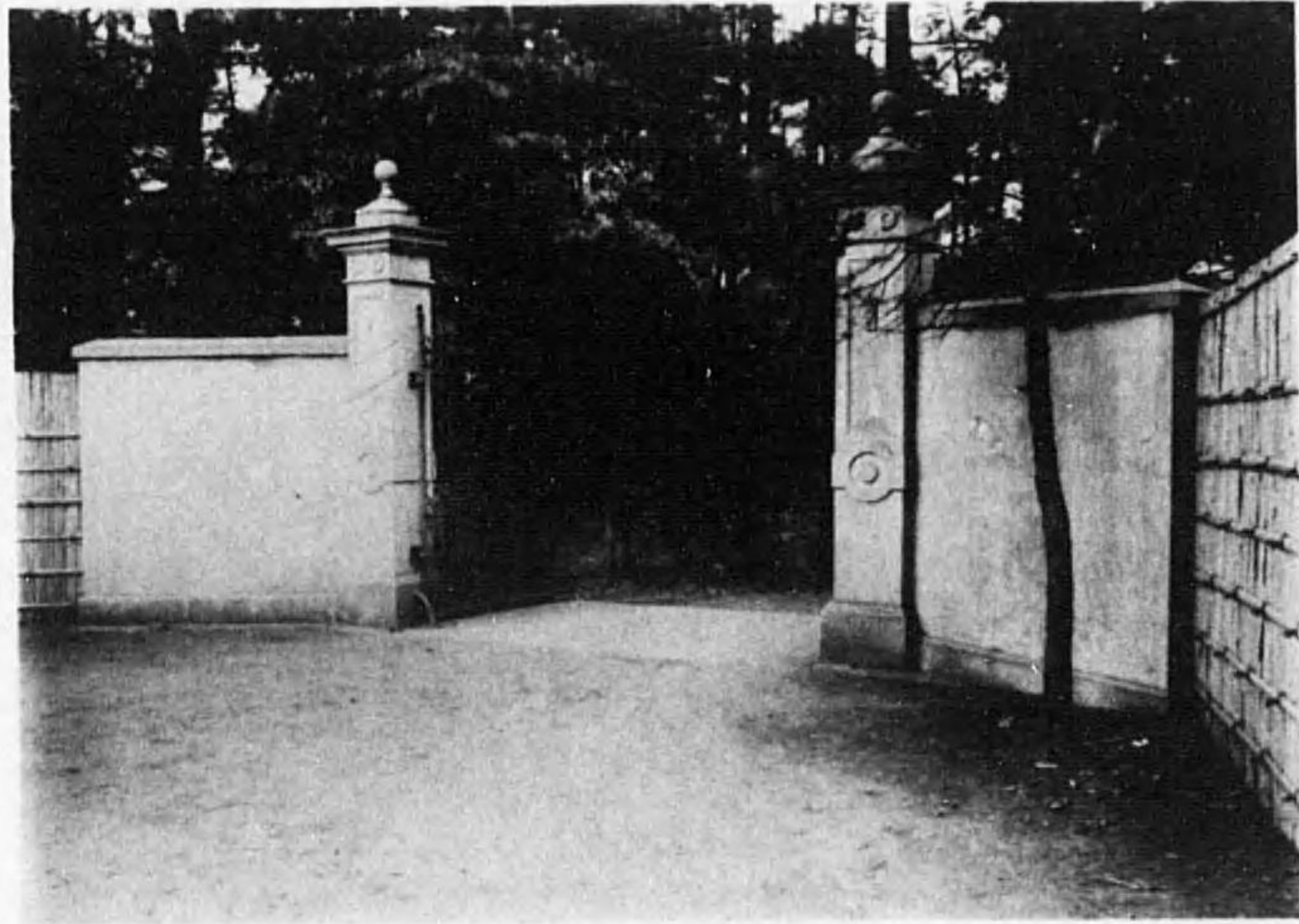
明治天皇行幸所西郷邸平面圖



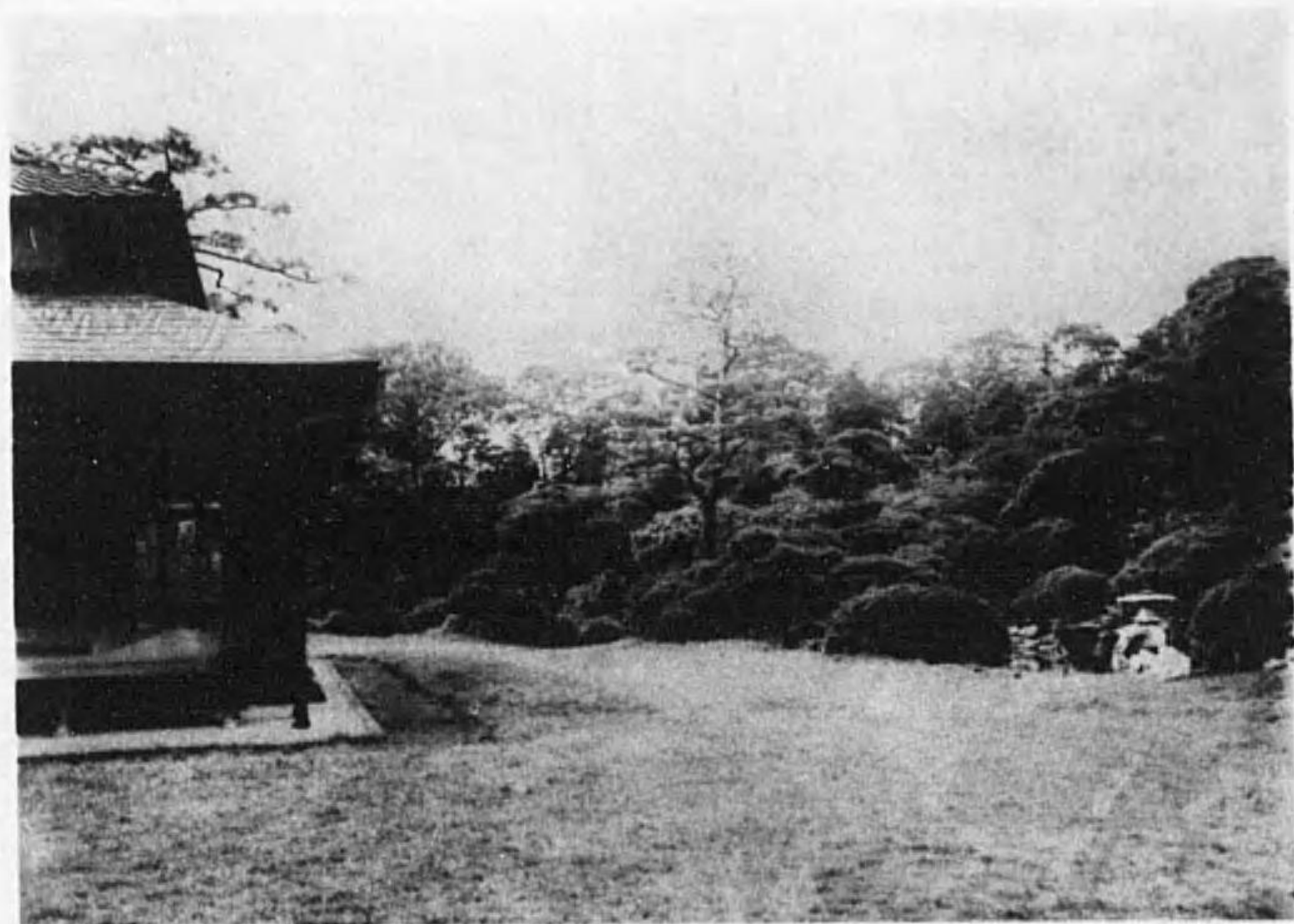
圖版第一



圖版第二



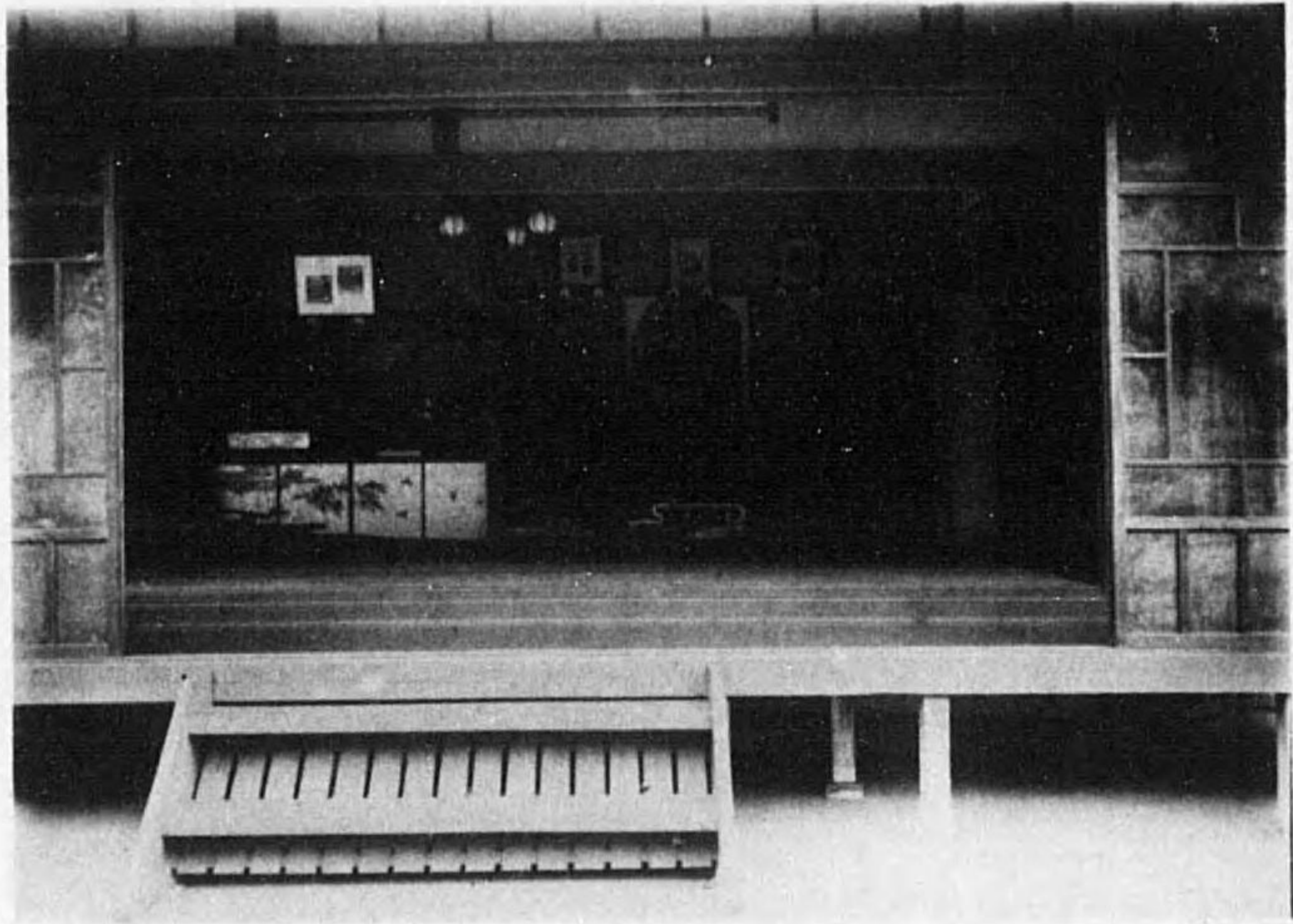
門正邸郷西所幸行皇天治明



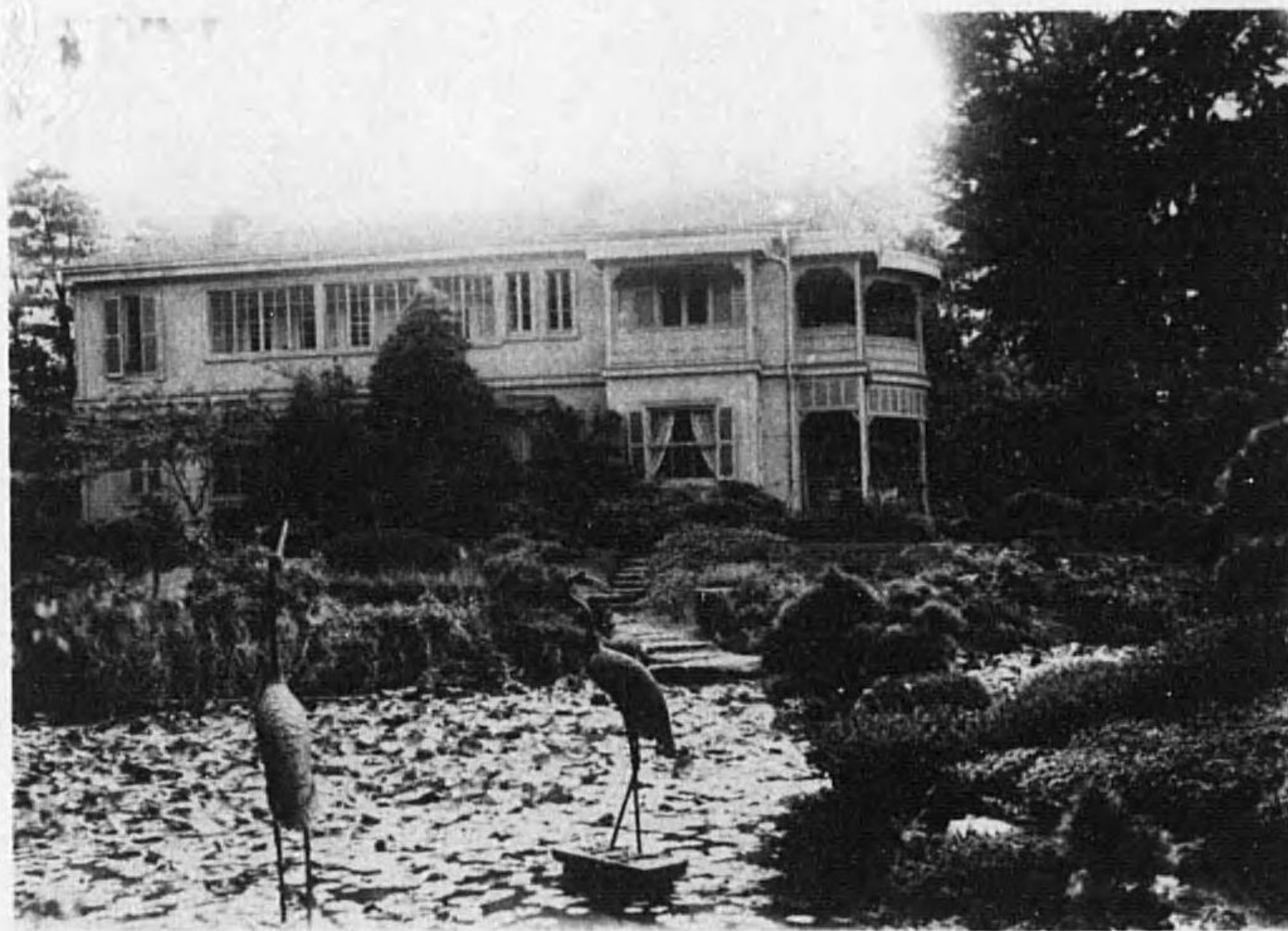
園庭及館本日邸郷西所幸行皇天治明



圖版第三

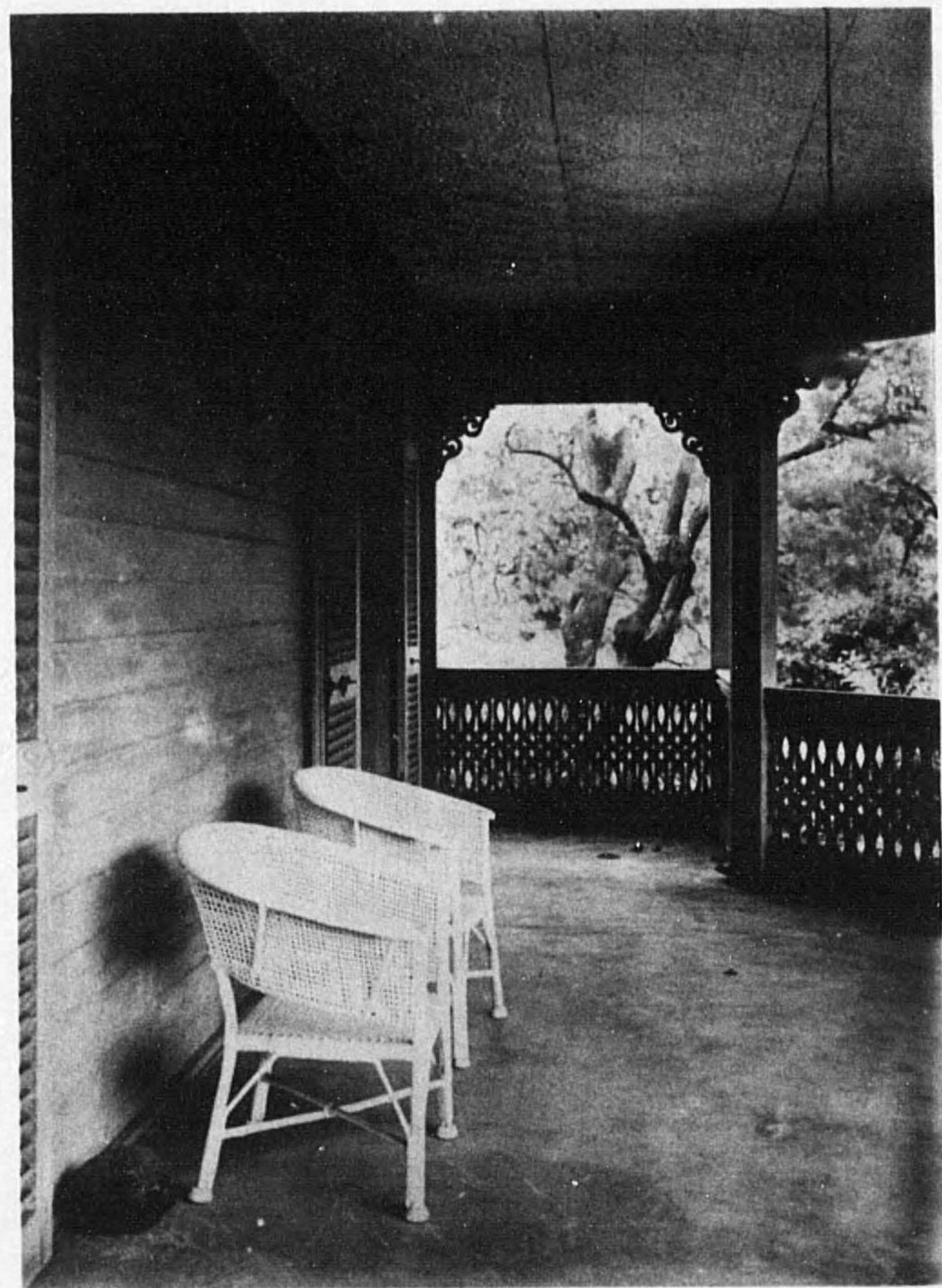


所座御館本日邸郷西所幸行皇天治明

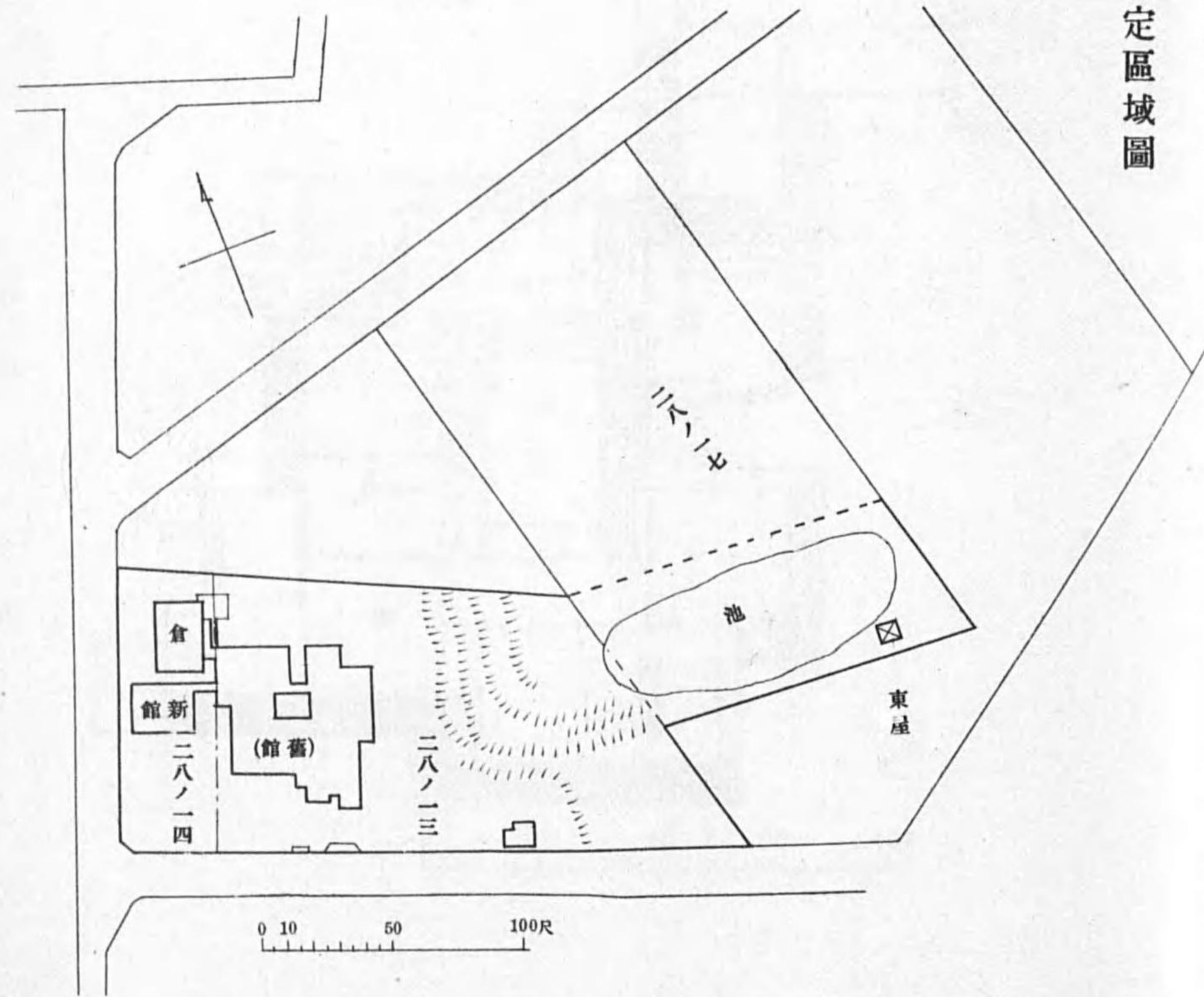


館洋邸郷西所幸行皇天治明

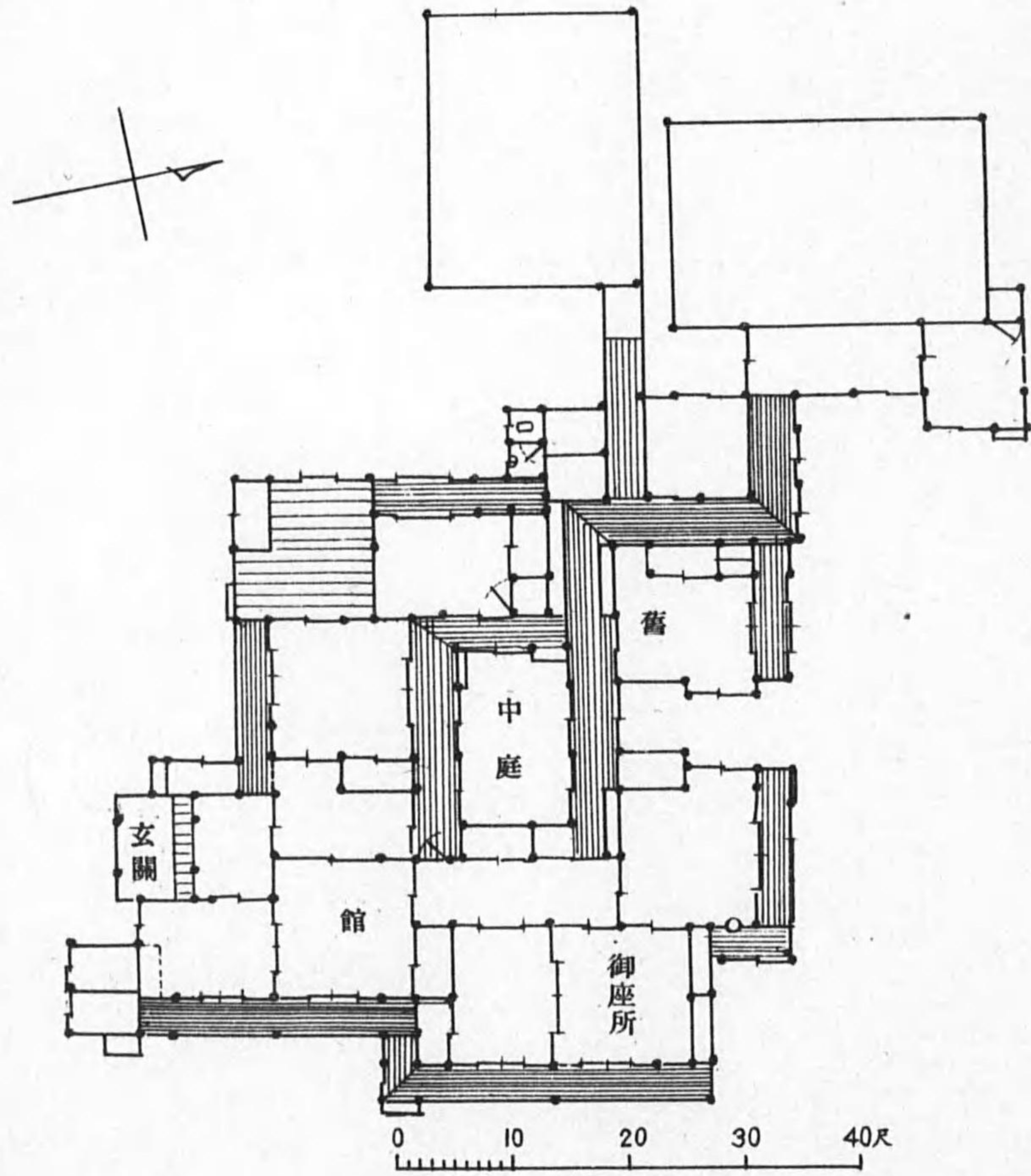
圖版第四



明治天皇行幸西郷邸洋館御座所

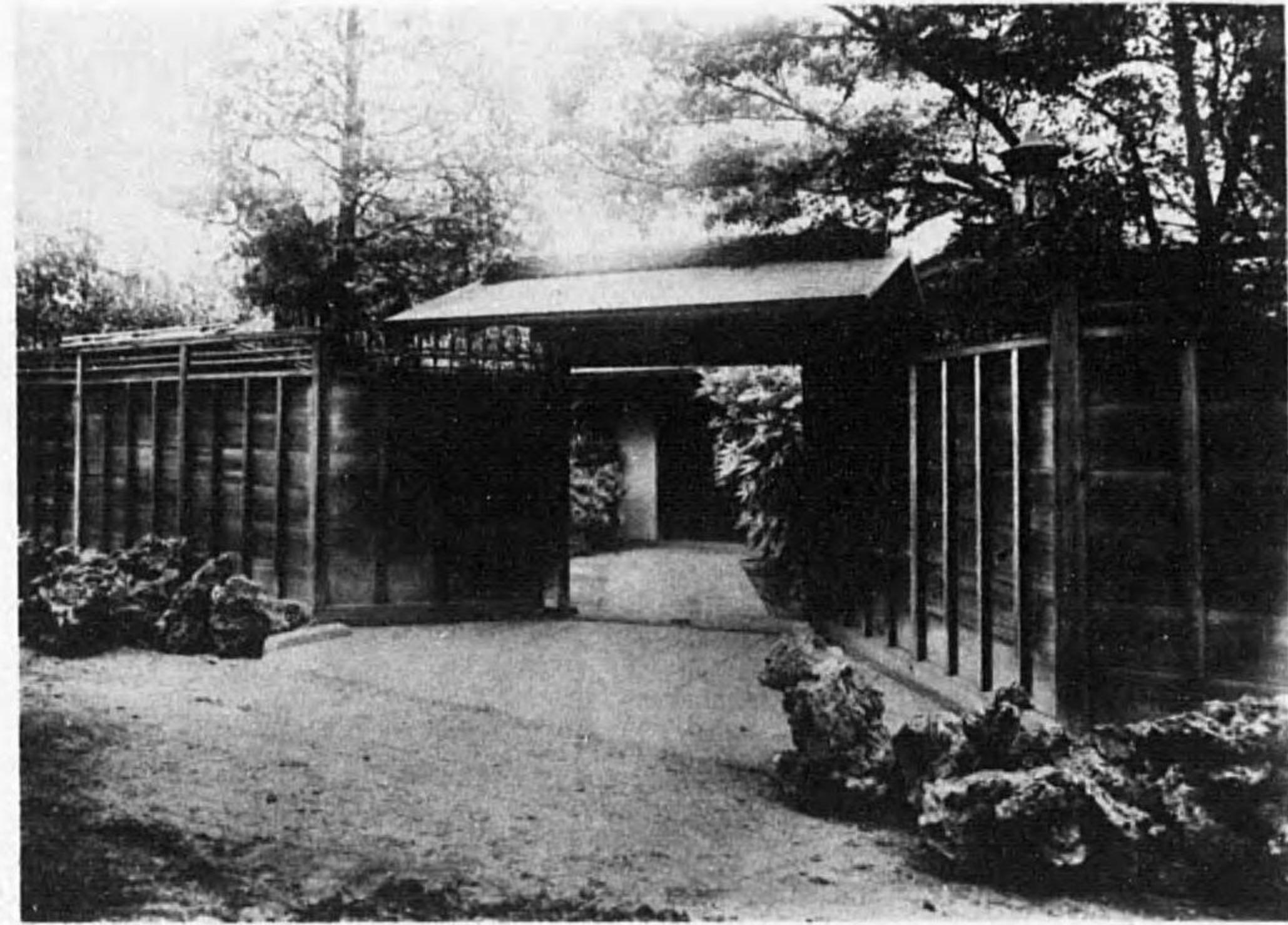


圖版第六

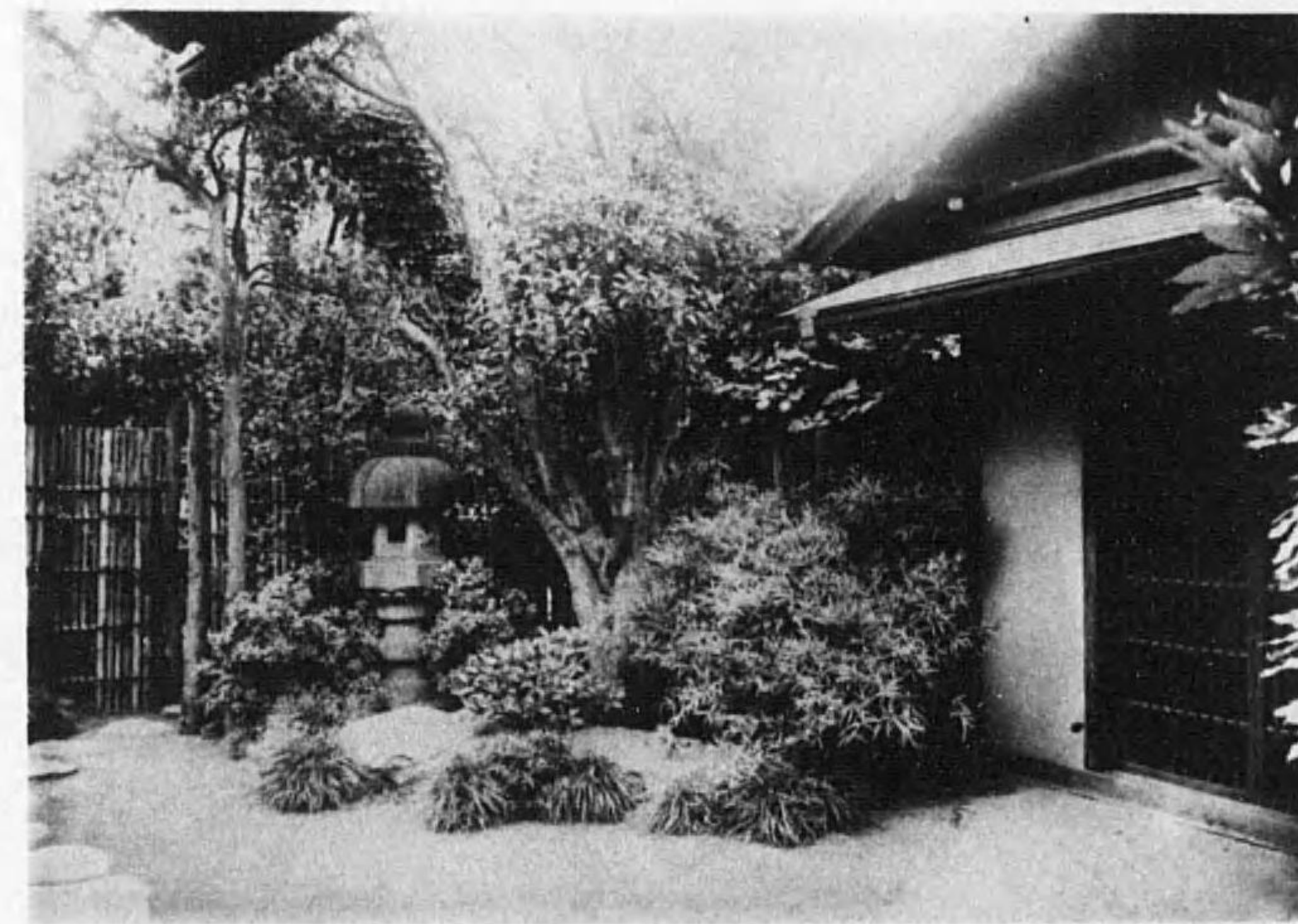


明治天皇行幸所木戶舊邸平面圖

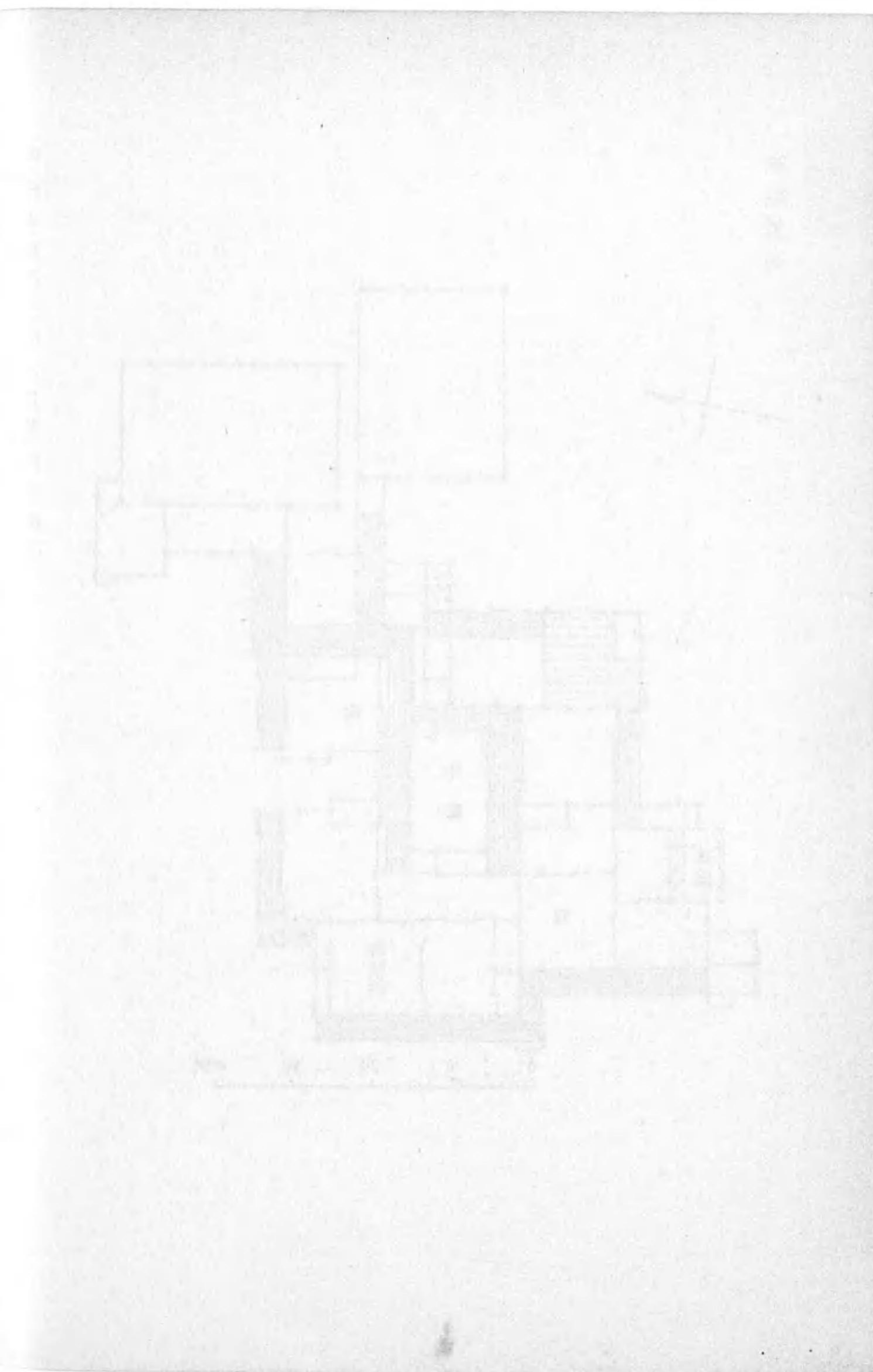




門正(宅郎梯内竹)邸舊戸木所幸行皇天治明



關玄邸舊戸木所幸行皇天治明



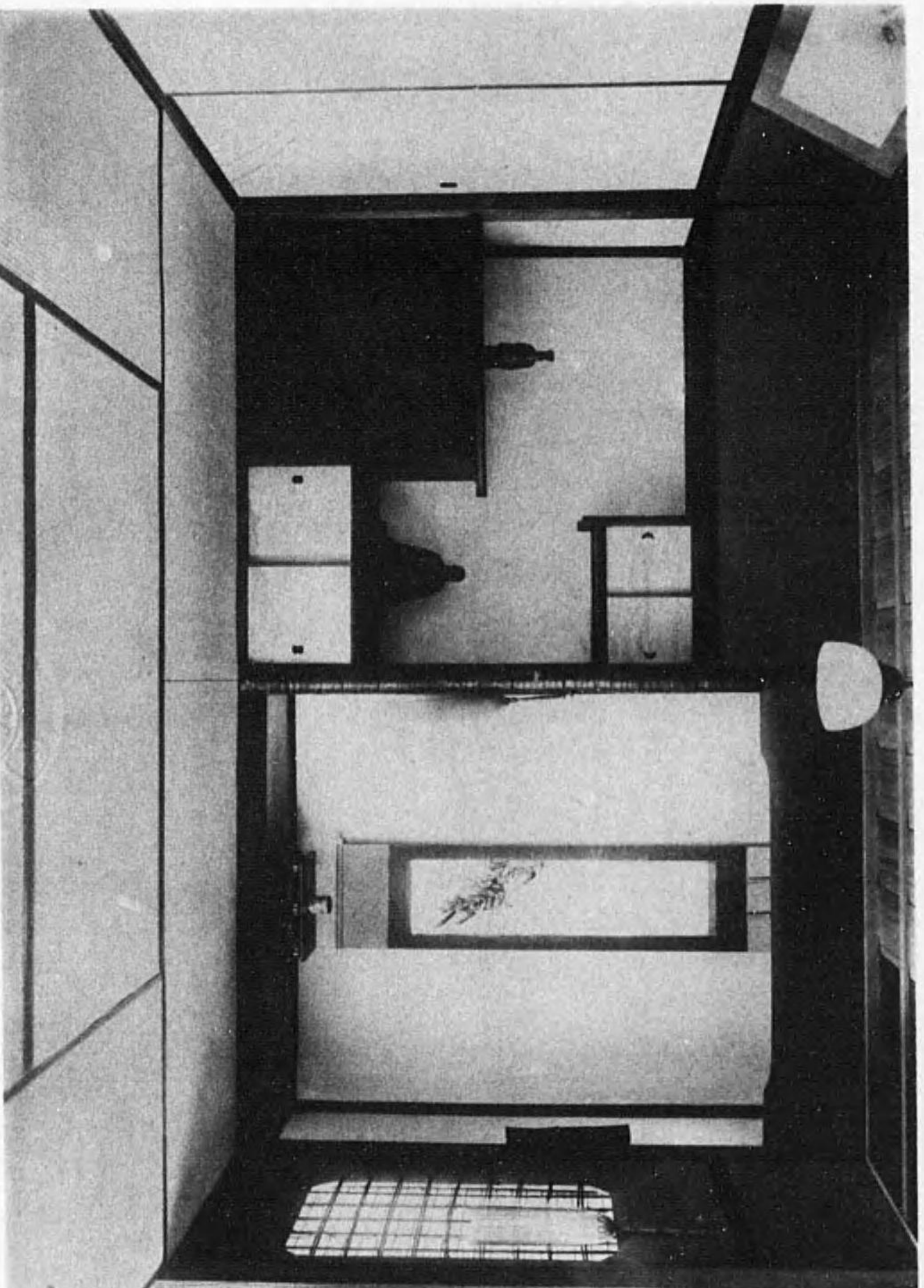
圖版第八



物建邸舊戶木所幸行皇天治明

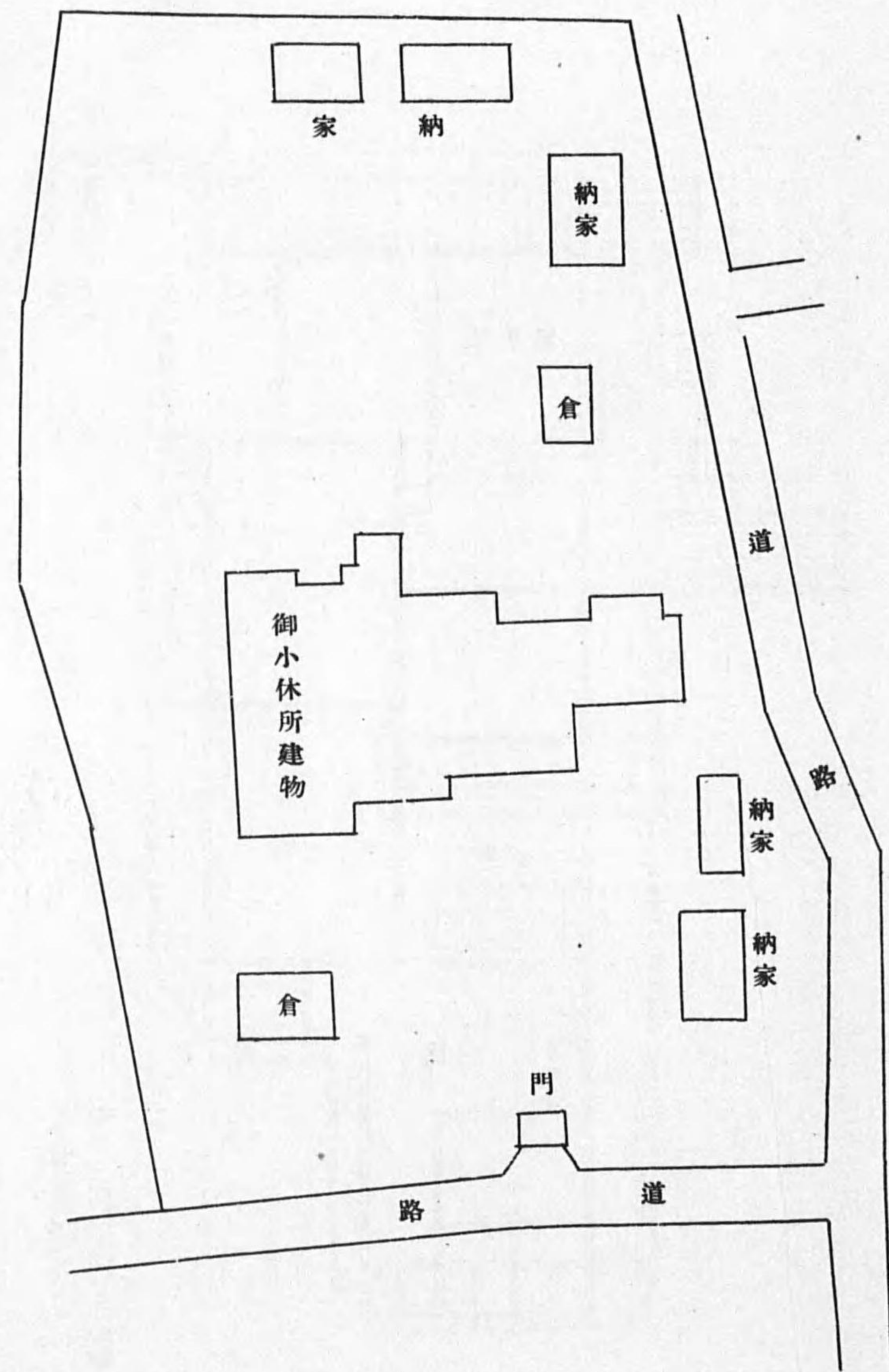


園庭邸舊戶木所幸行皇天治明



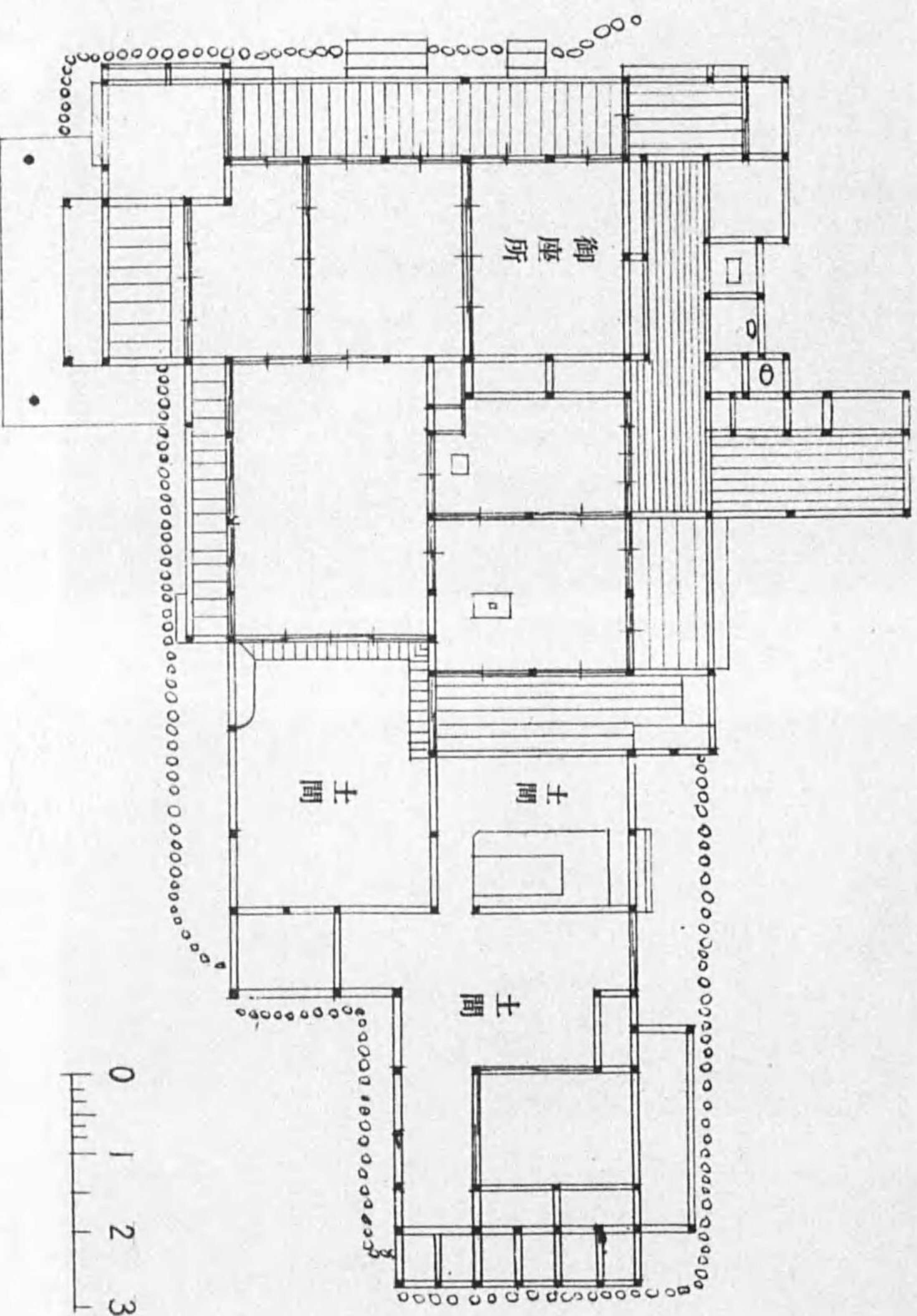
所座御理程尸木所幸行皇天治明

圖版第九



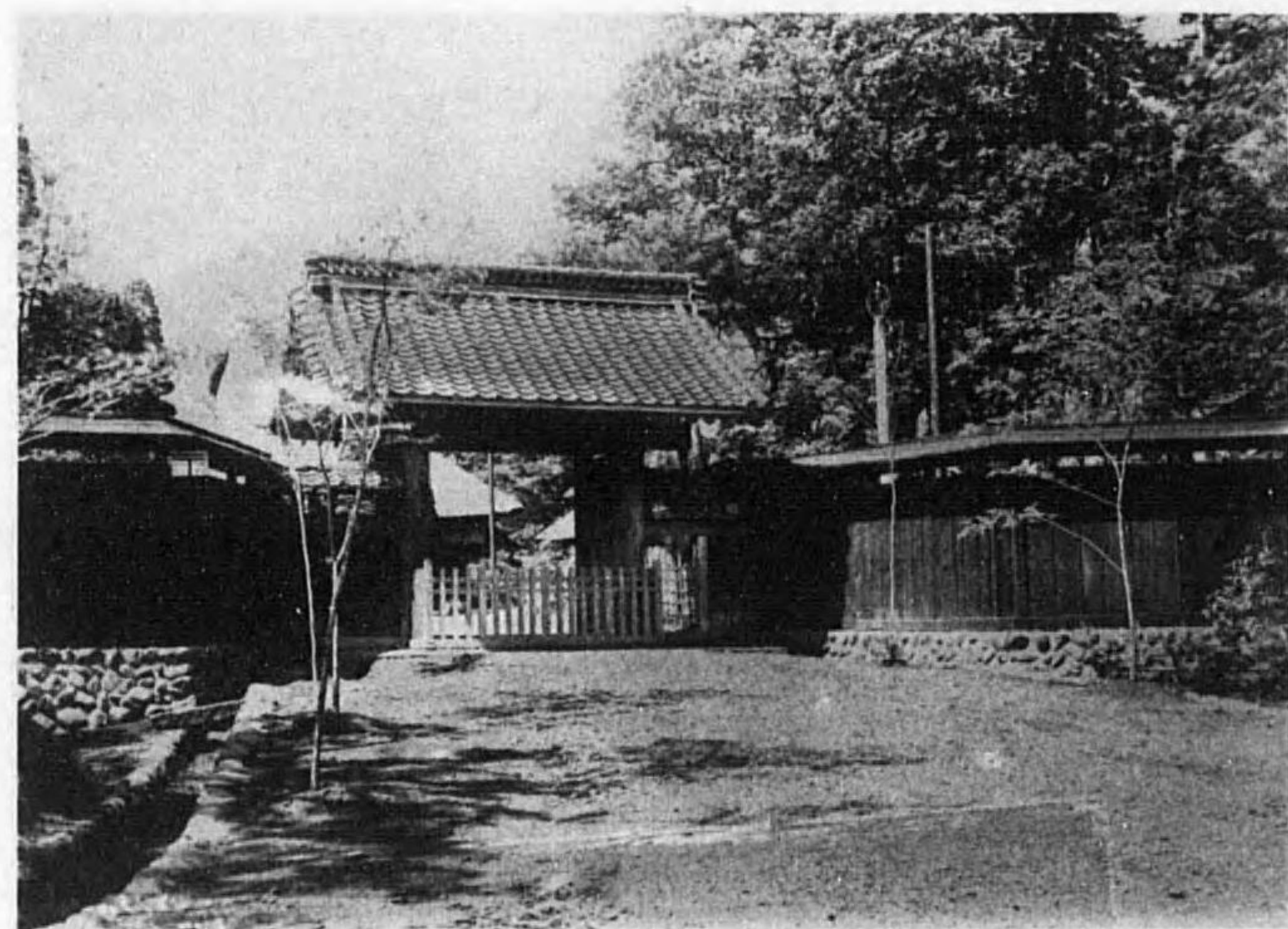
明治天皇連光寺御小休所指定區域圖

明治天皇連光寺御小休所平面圖



圖版第一一

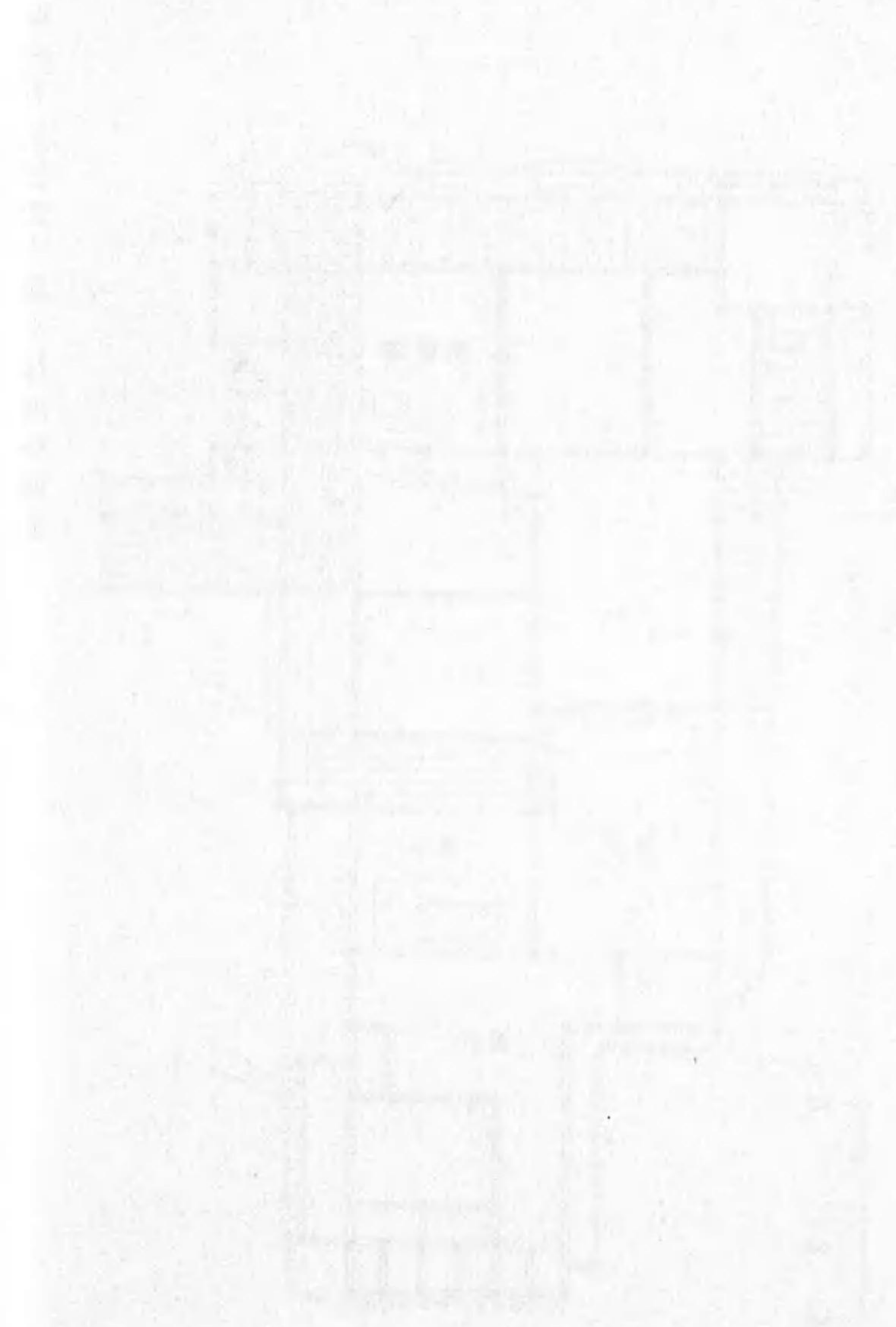




門正(宅賢政澤富)所休小御寺光連皇天治明

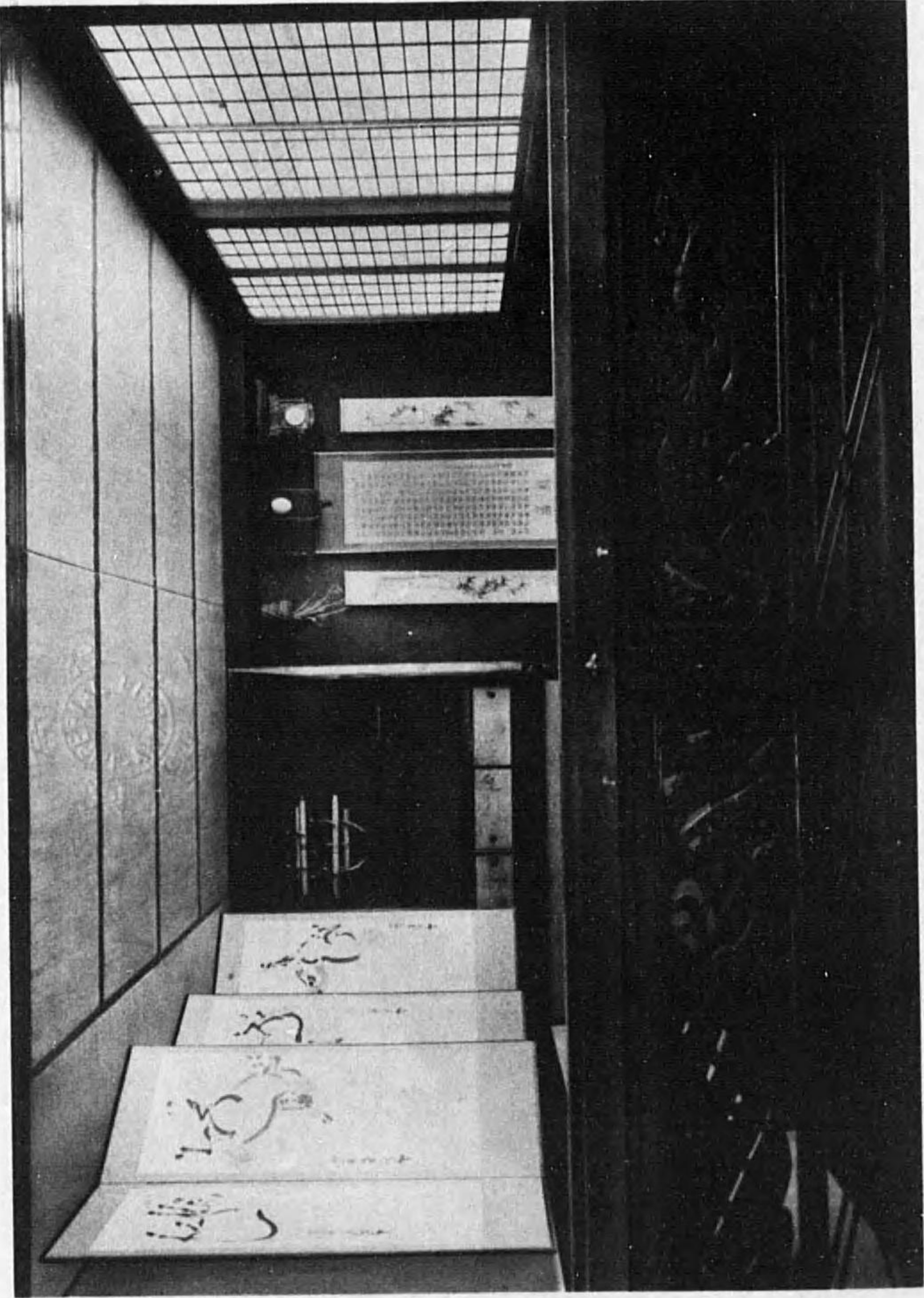


物 建 上 全

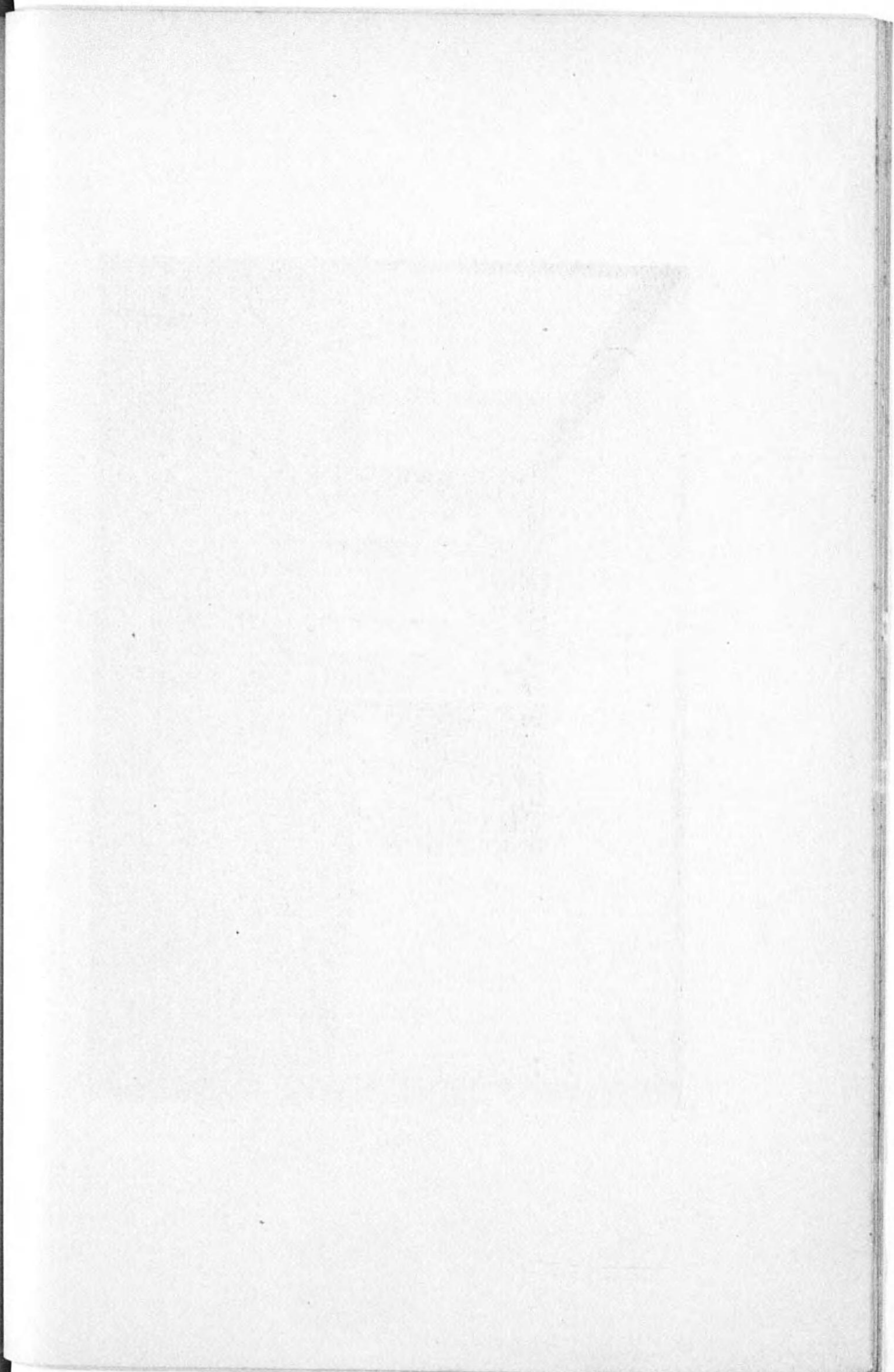
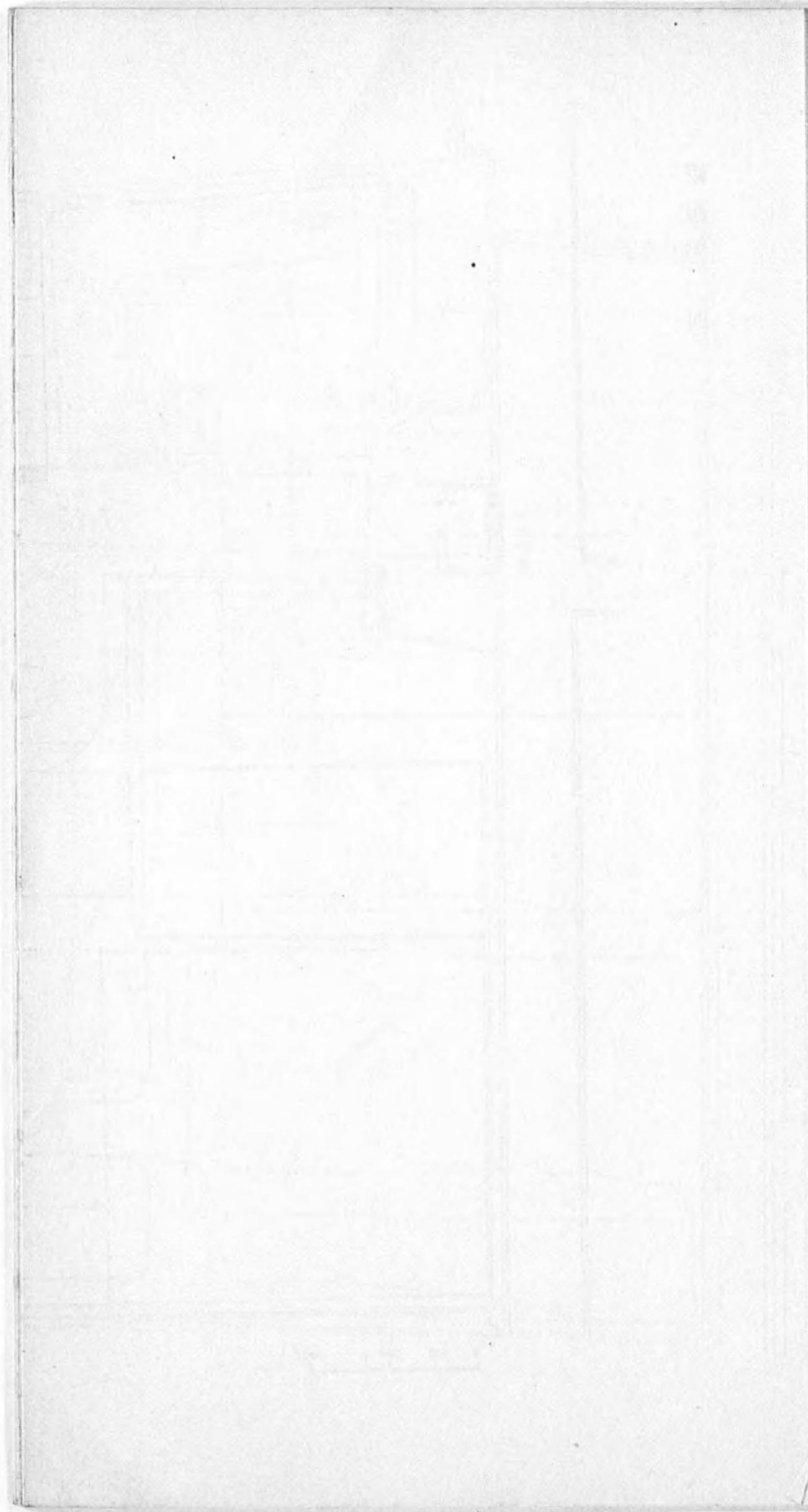


圖版第一三

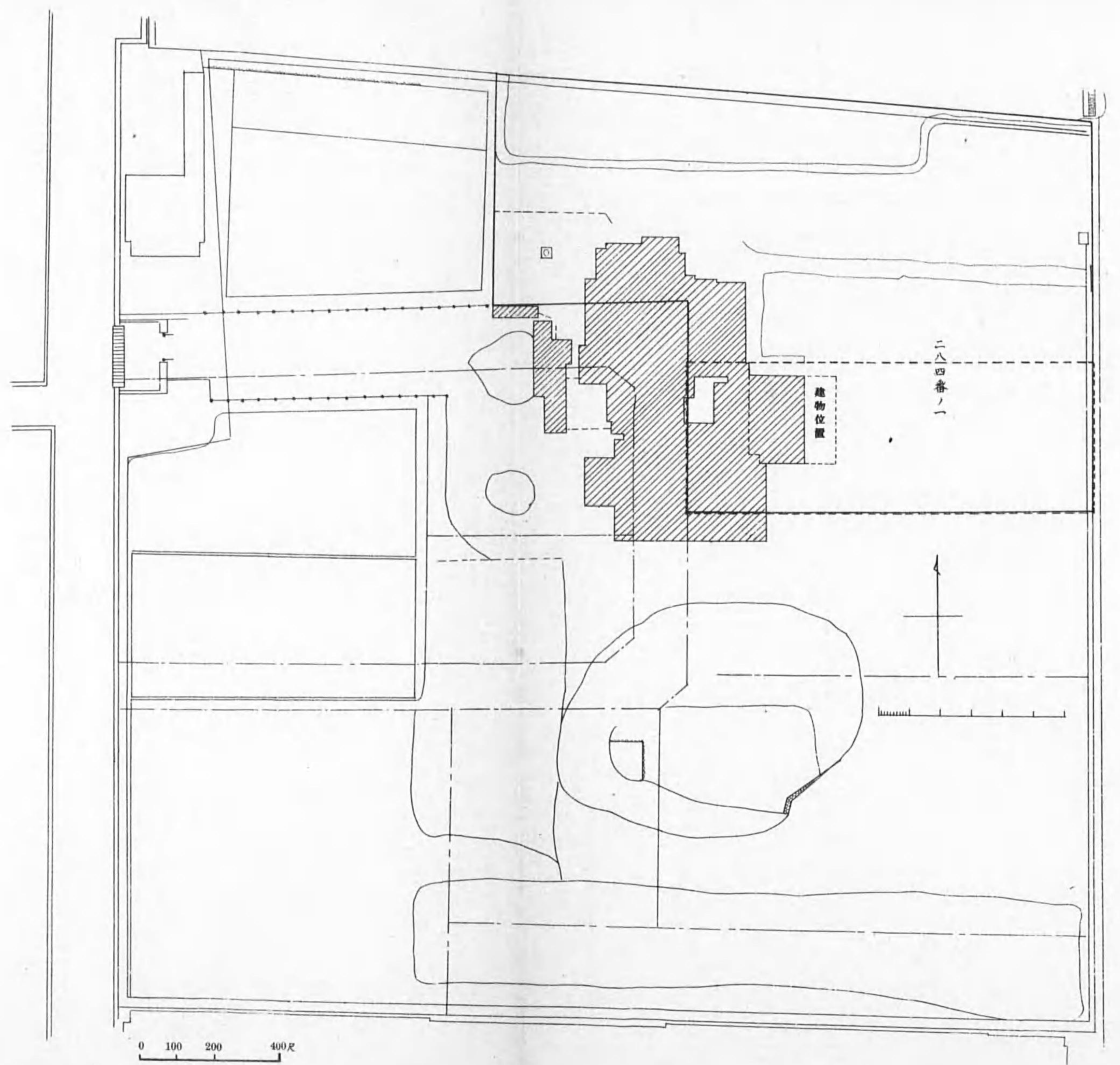
明 治 皇 天 光 蓮 寺 御 座 所



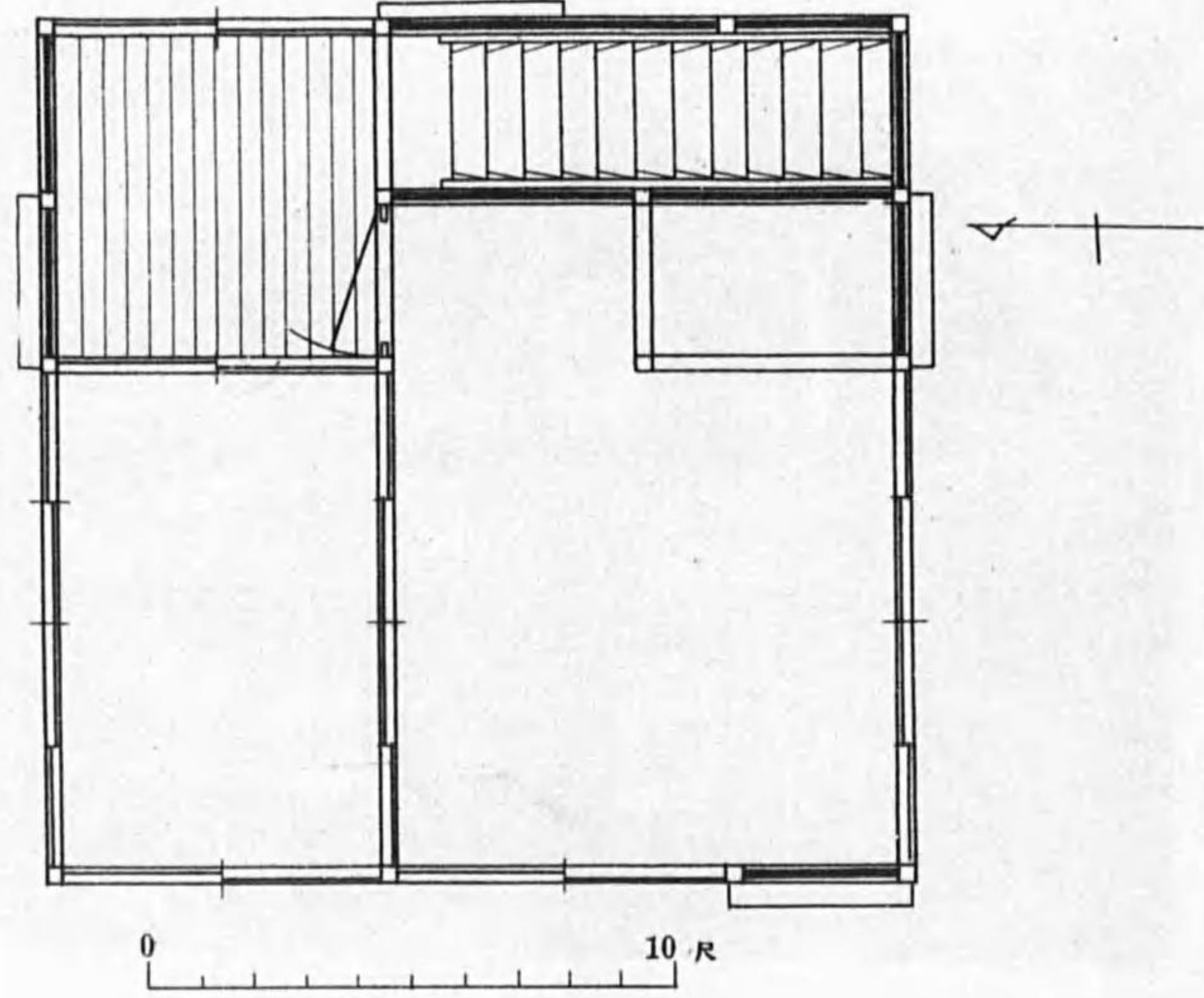
明治天皇行幸所木戸邸指定區域圖



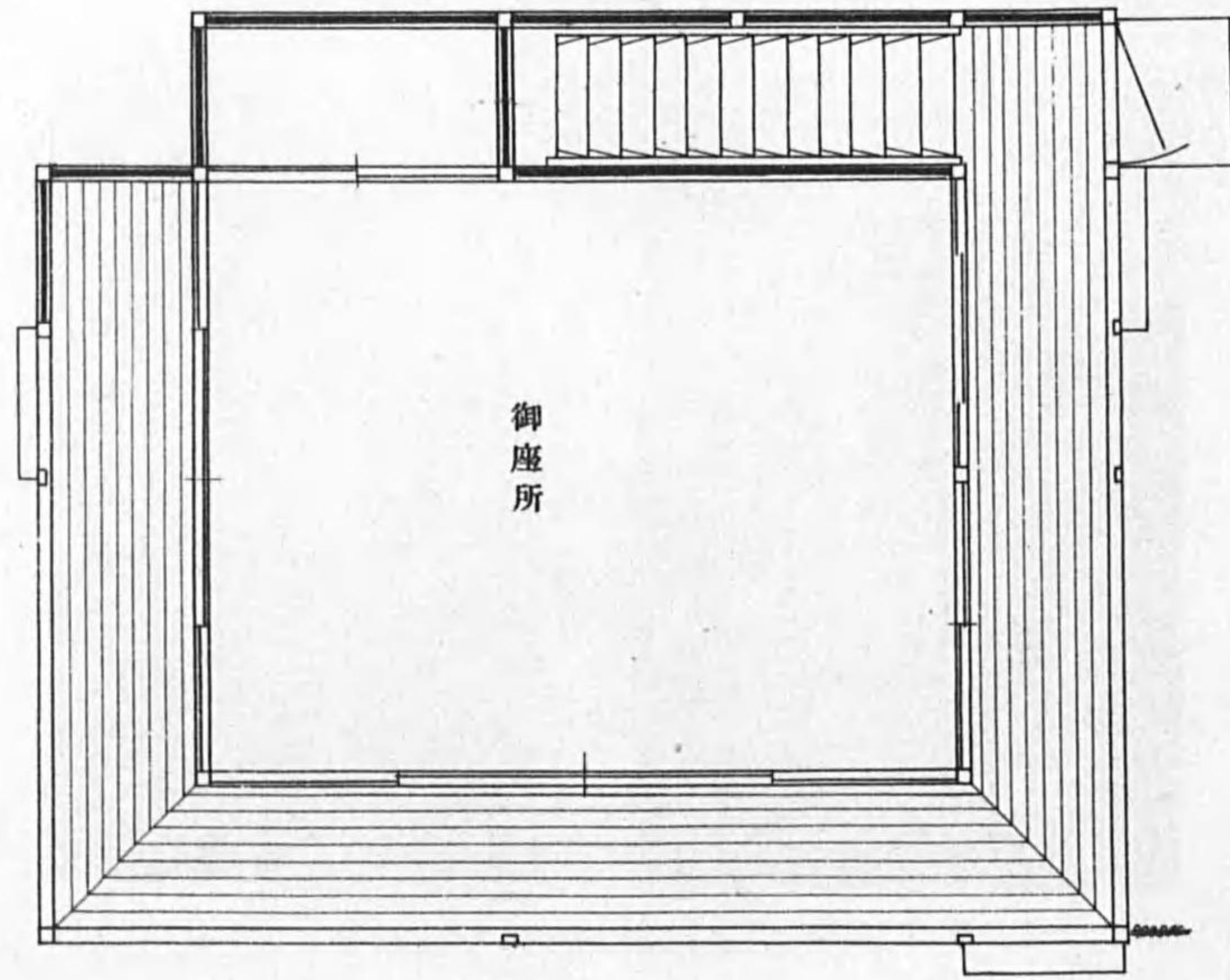
明治天皇行幸所木戸邸指定區域圖

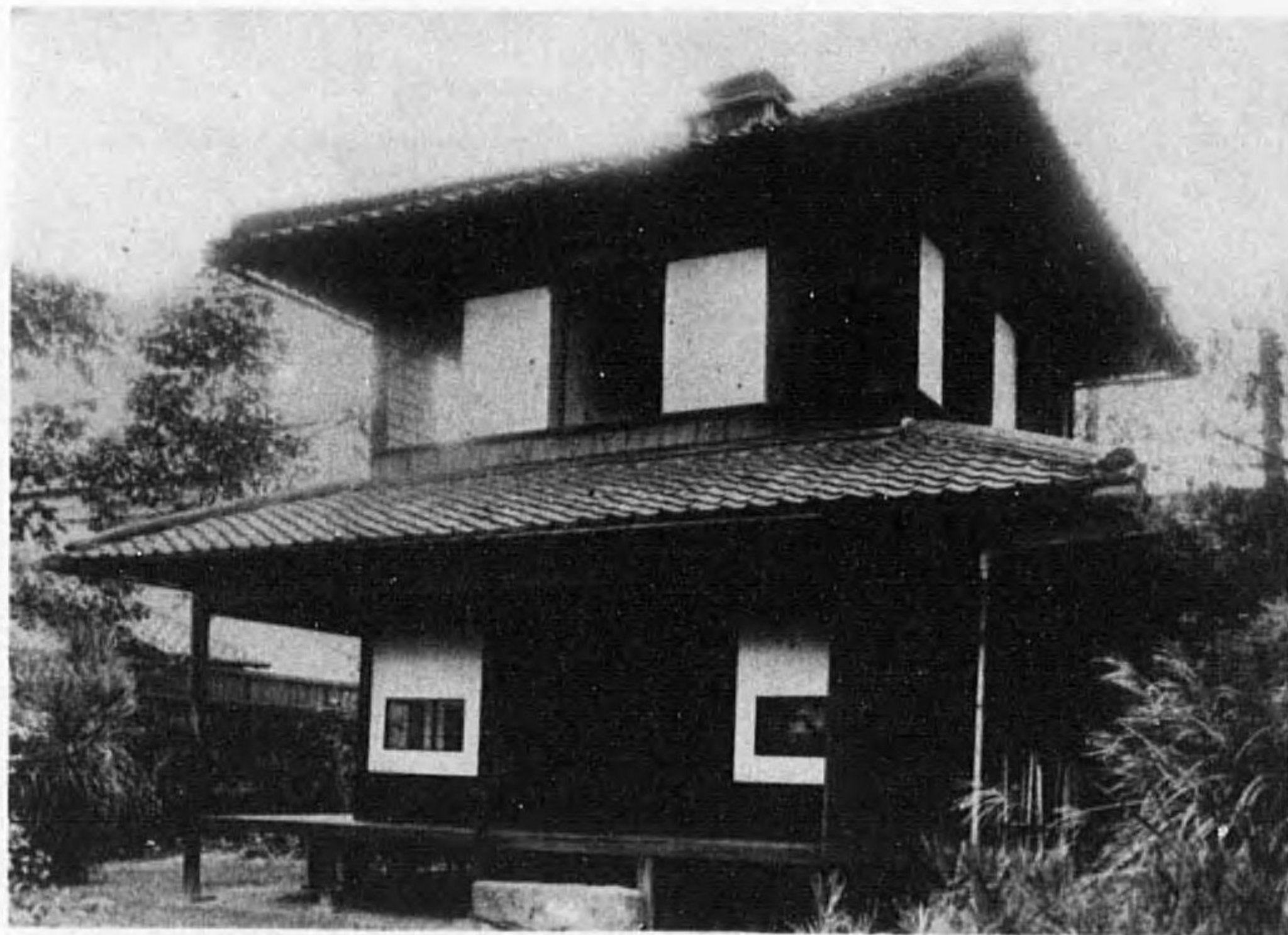


圖版第一四



明治天皇行幸所木戶邸平面圖

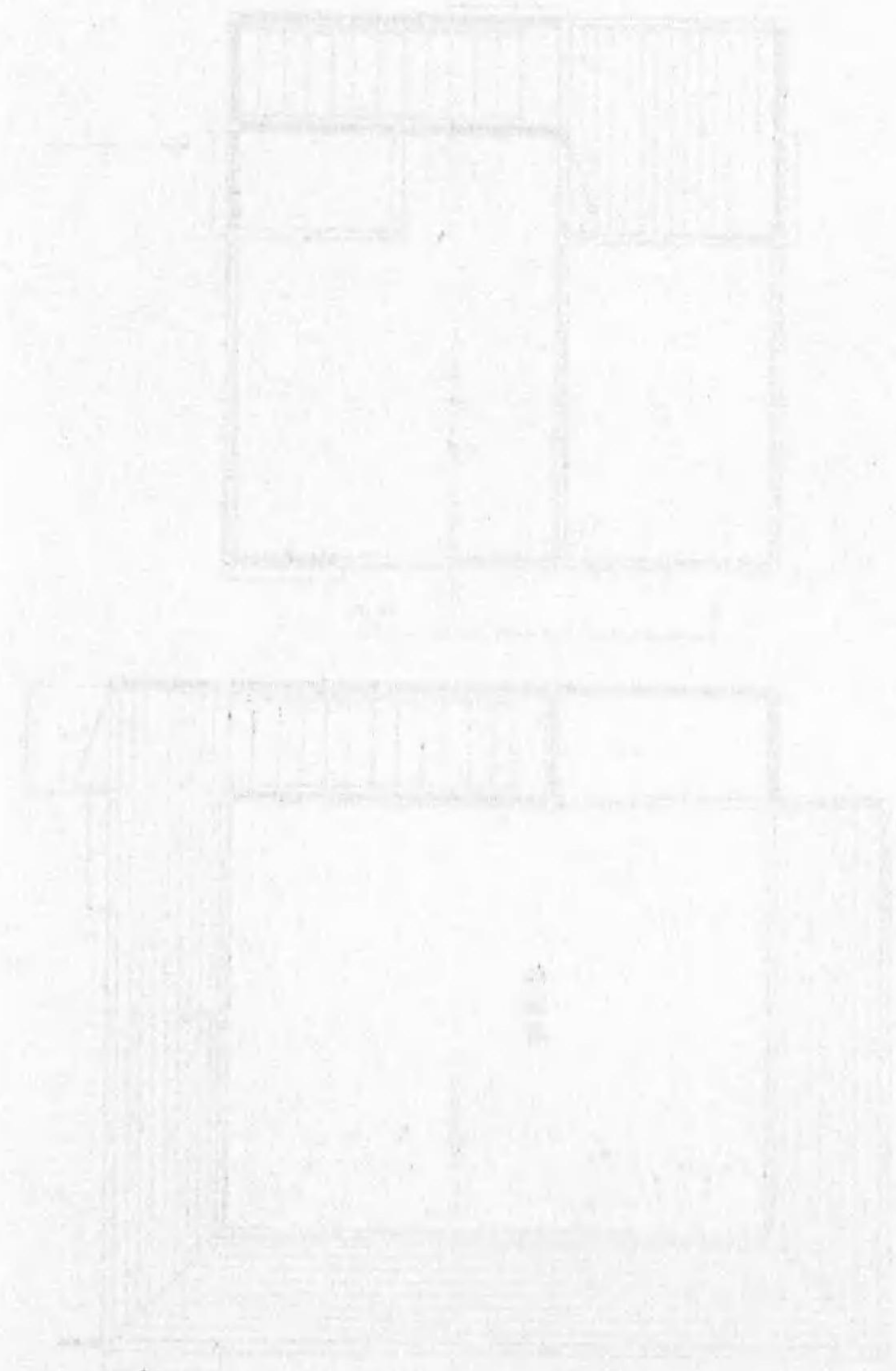


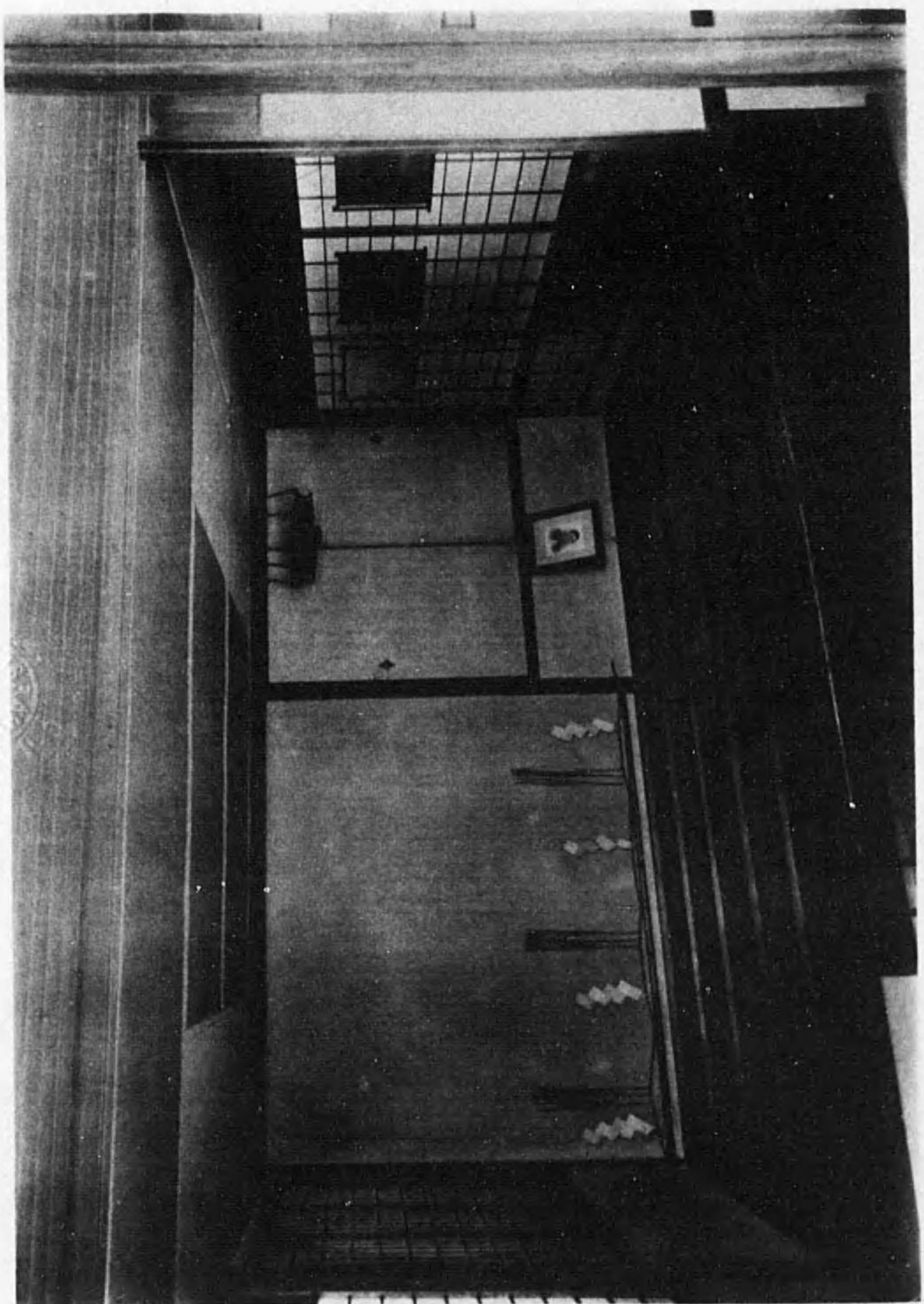


物建邸戶木所幸行皇天治明

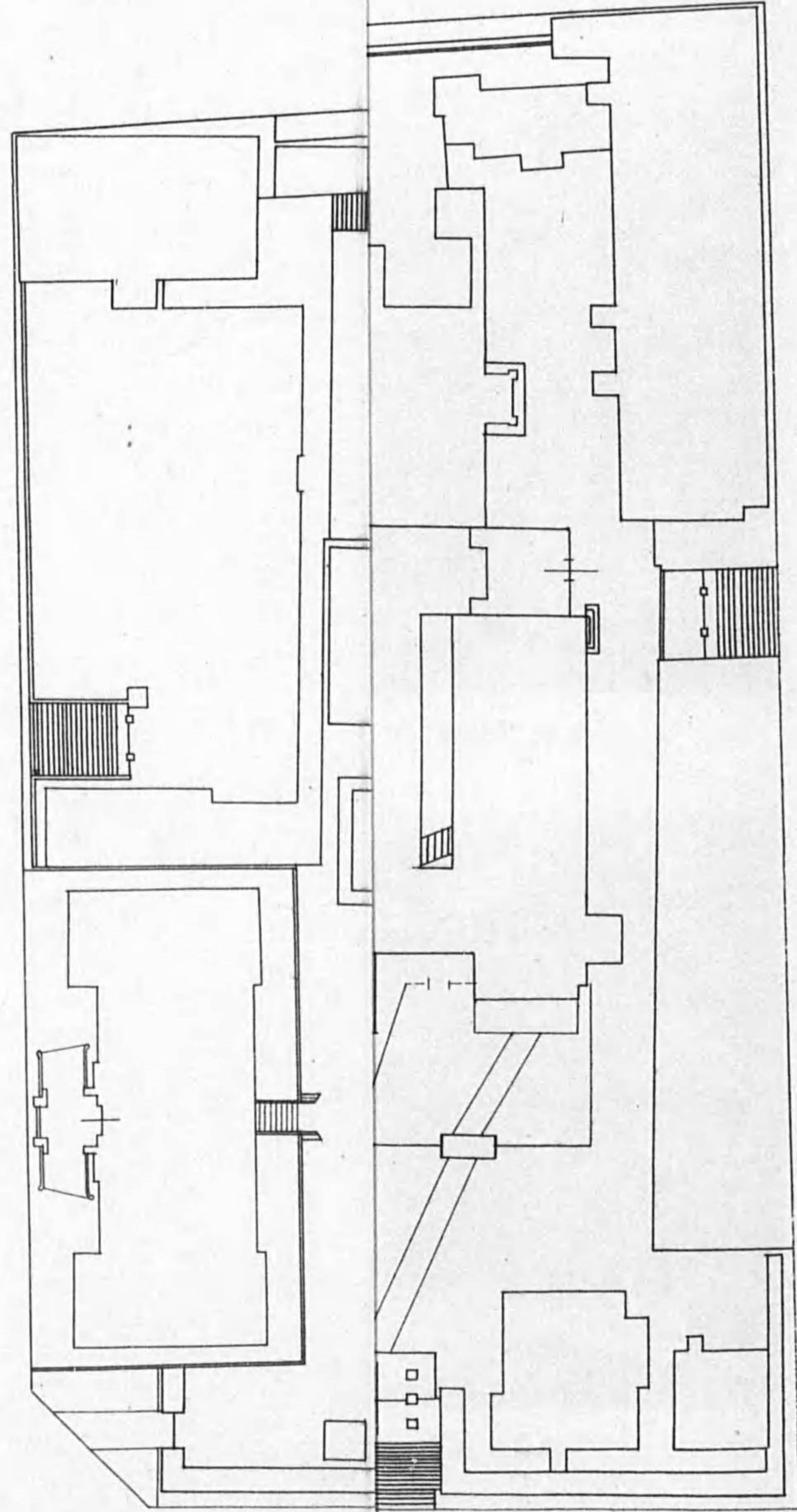


園庭邸戶木所幸行皇天治明



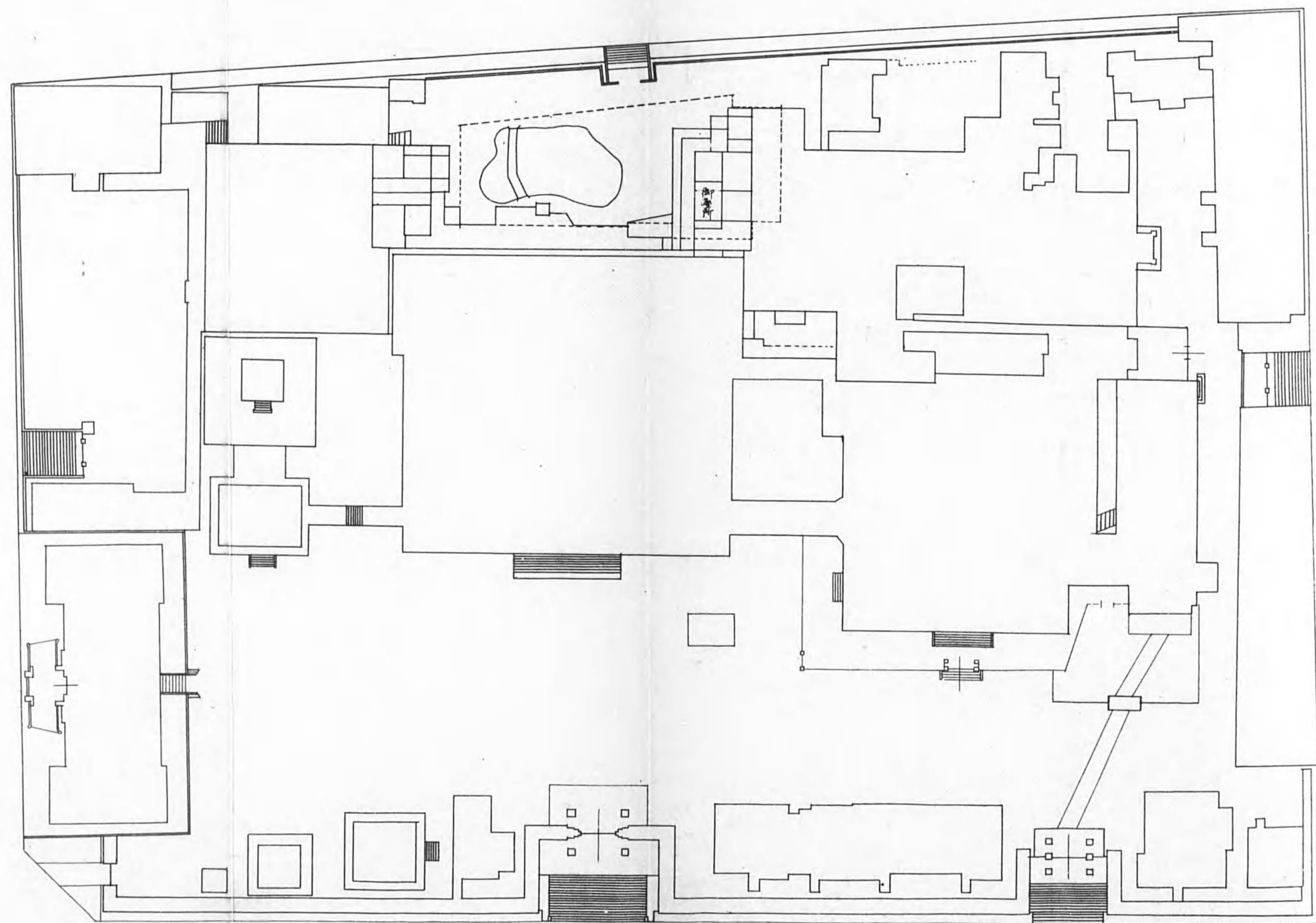


明治天皇幸行所木邸御臺所

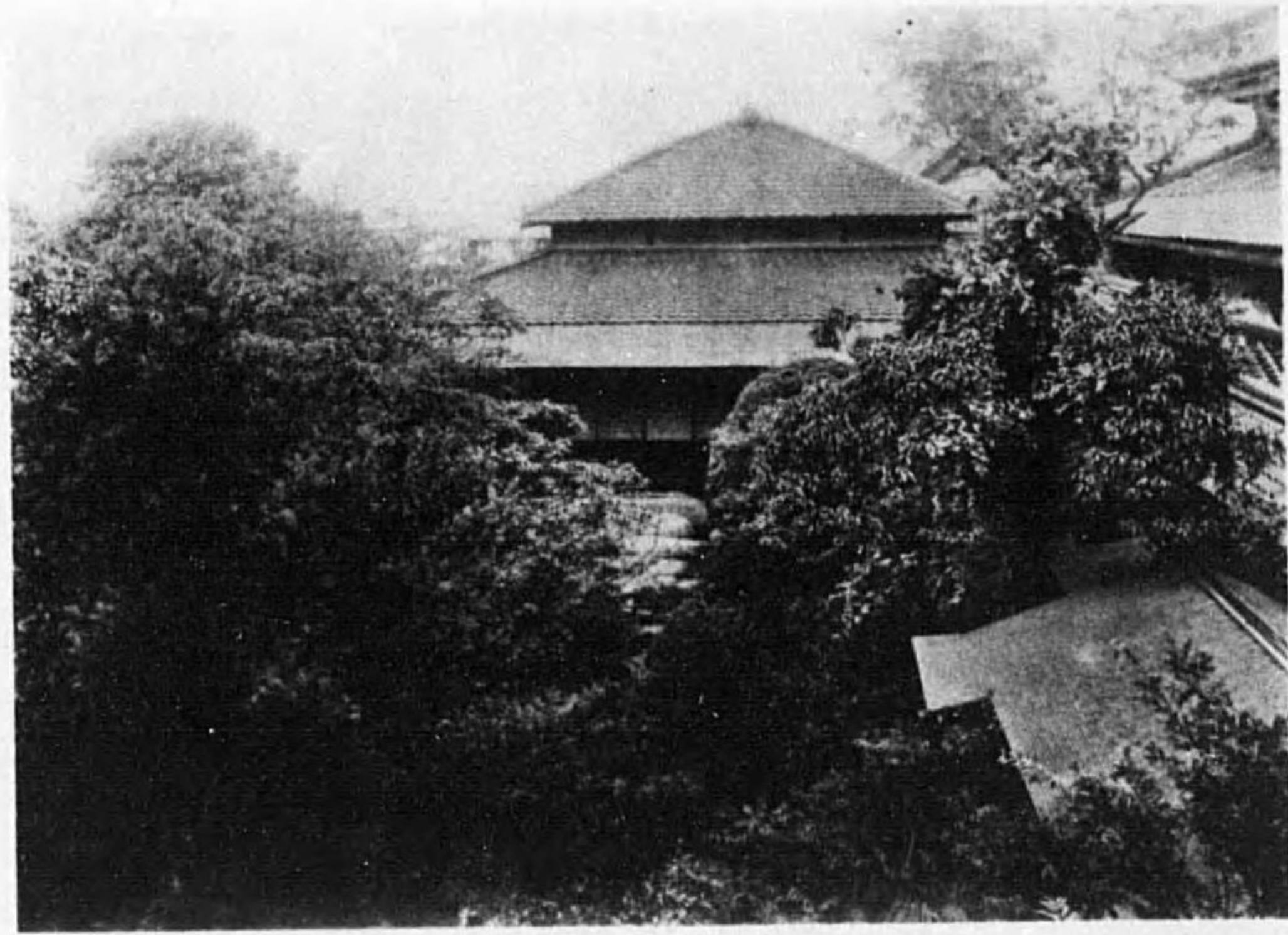


明治天皇津村別院行在所平面圖

明治天皇津村別院行在所平面圖



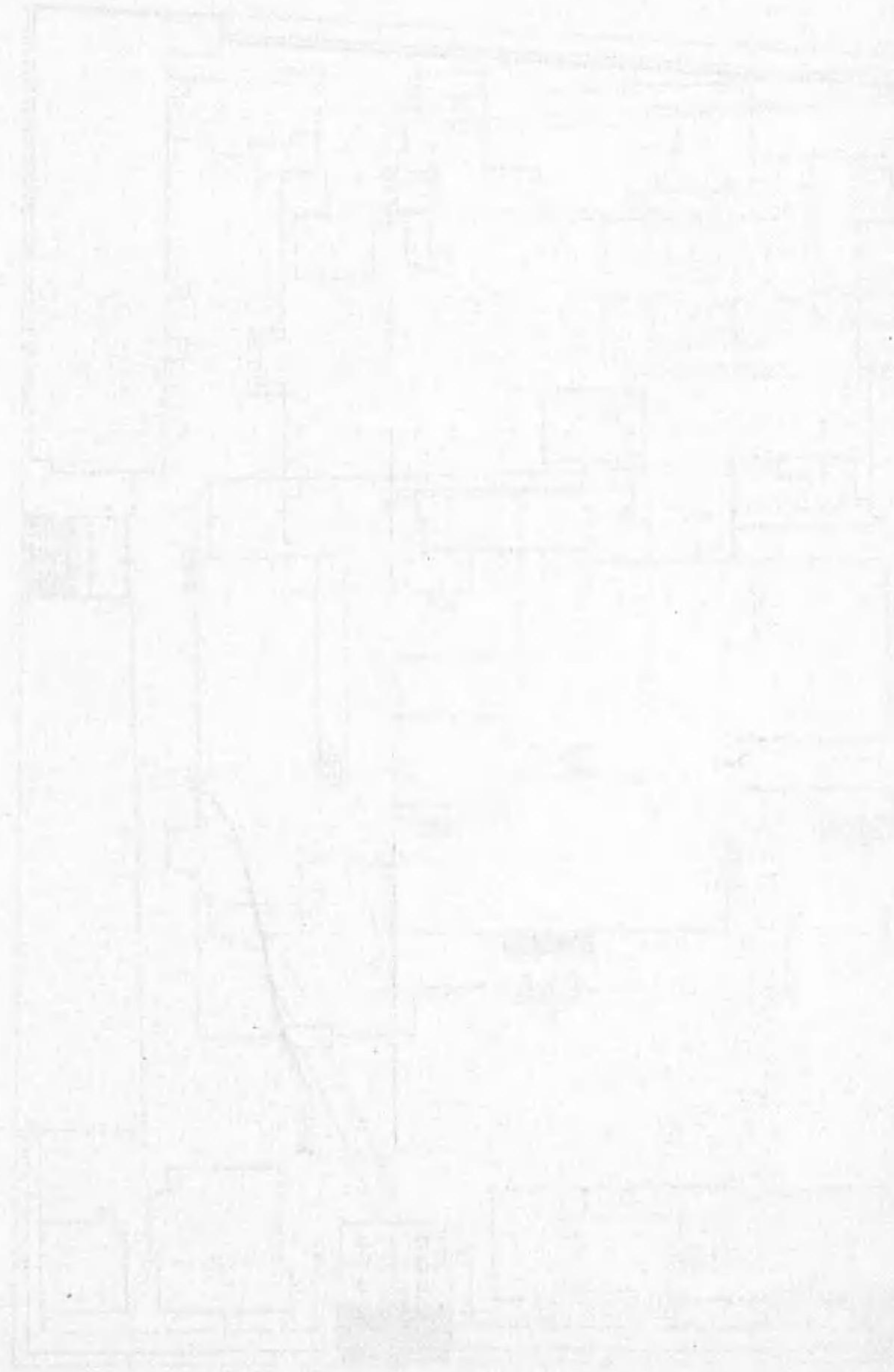
圖版第一八

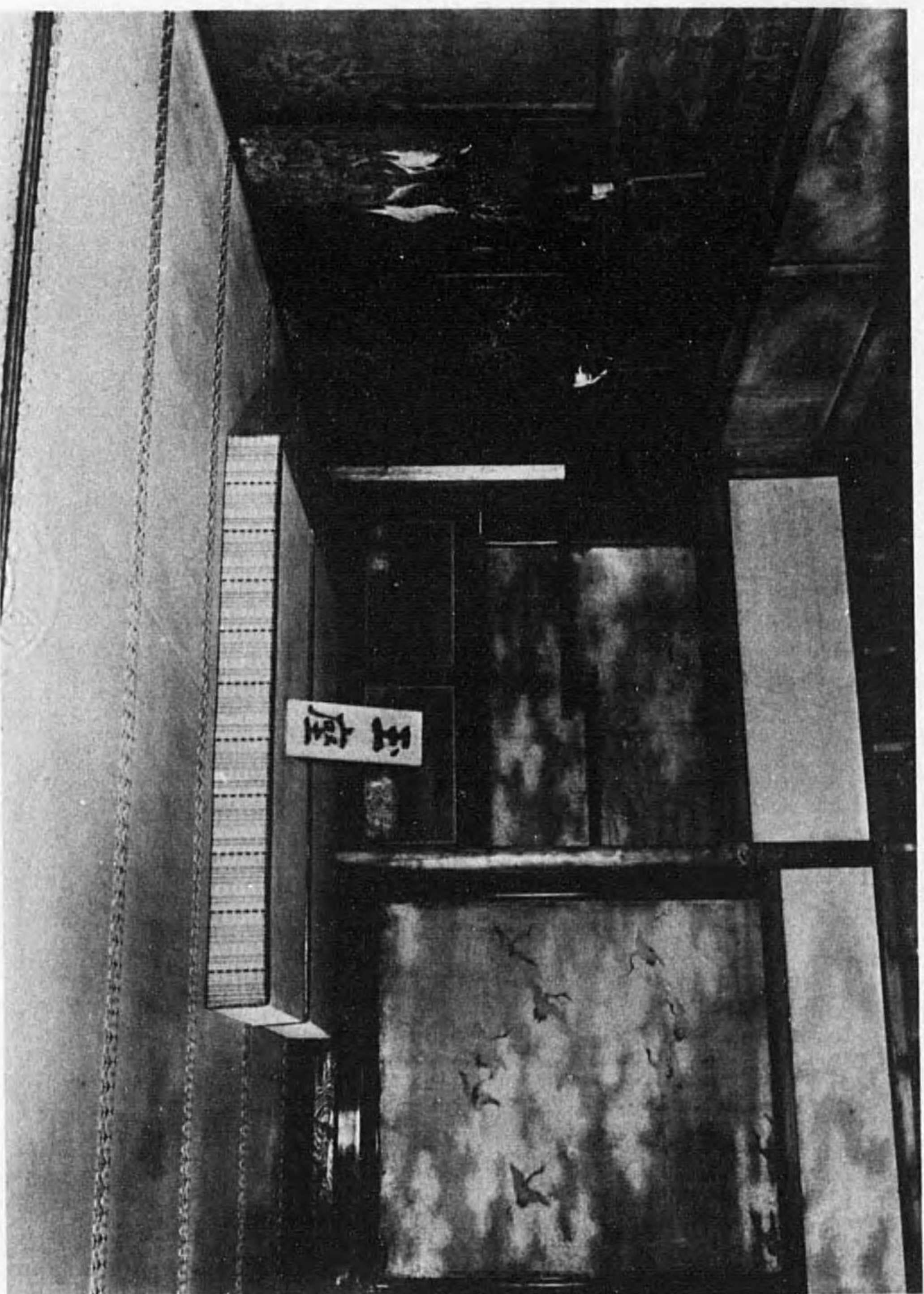


物建所在行院別村津皇天治明



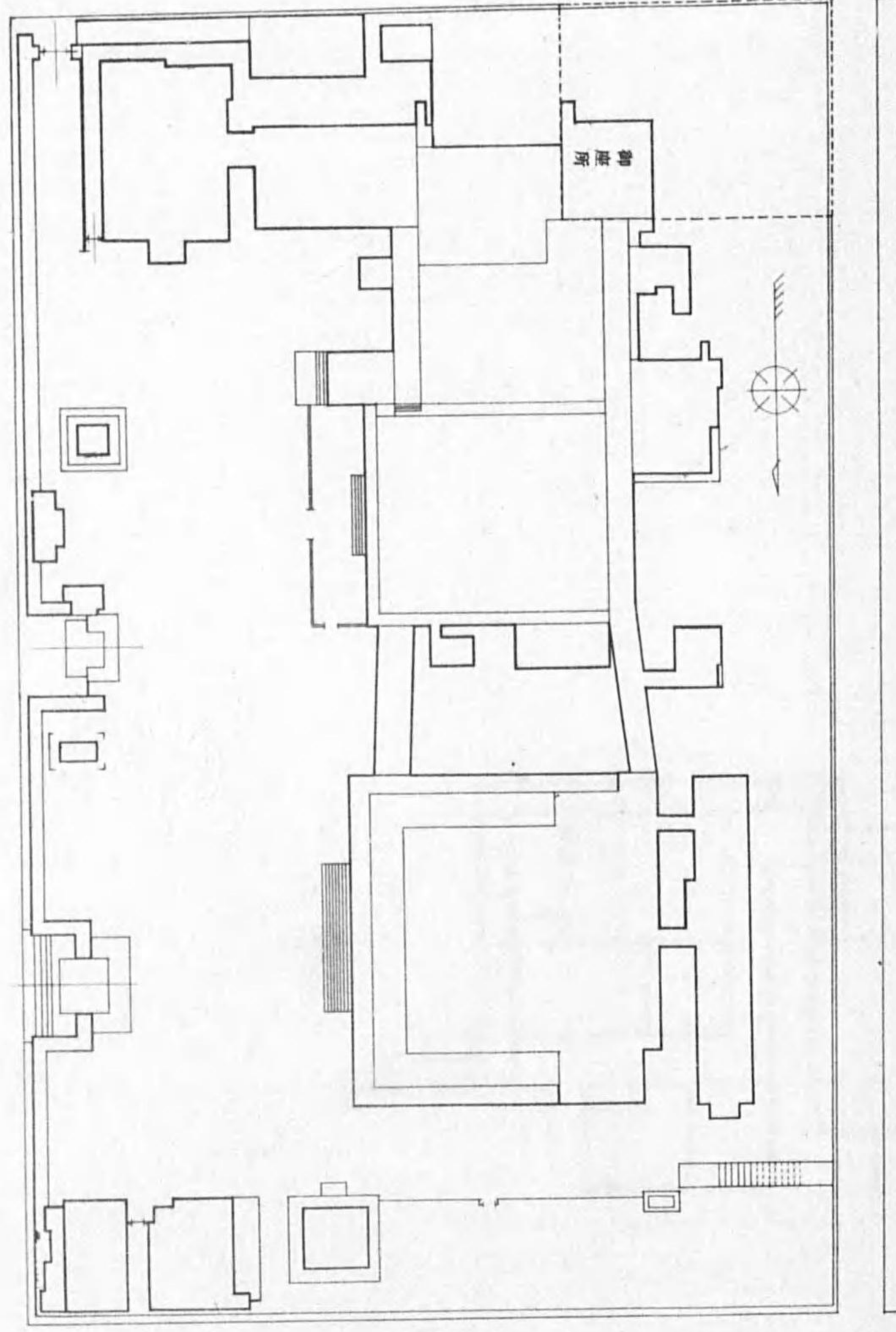
園庭所在行院別村津皇天治明



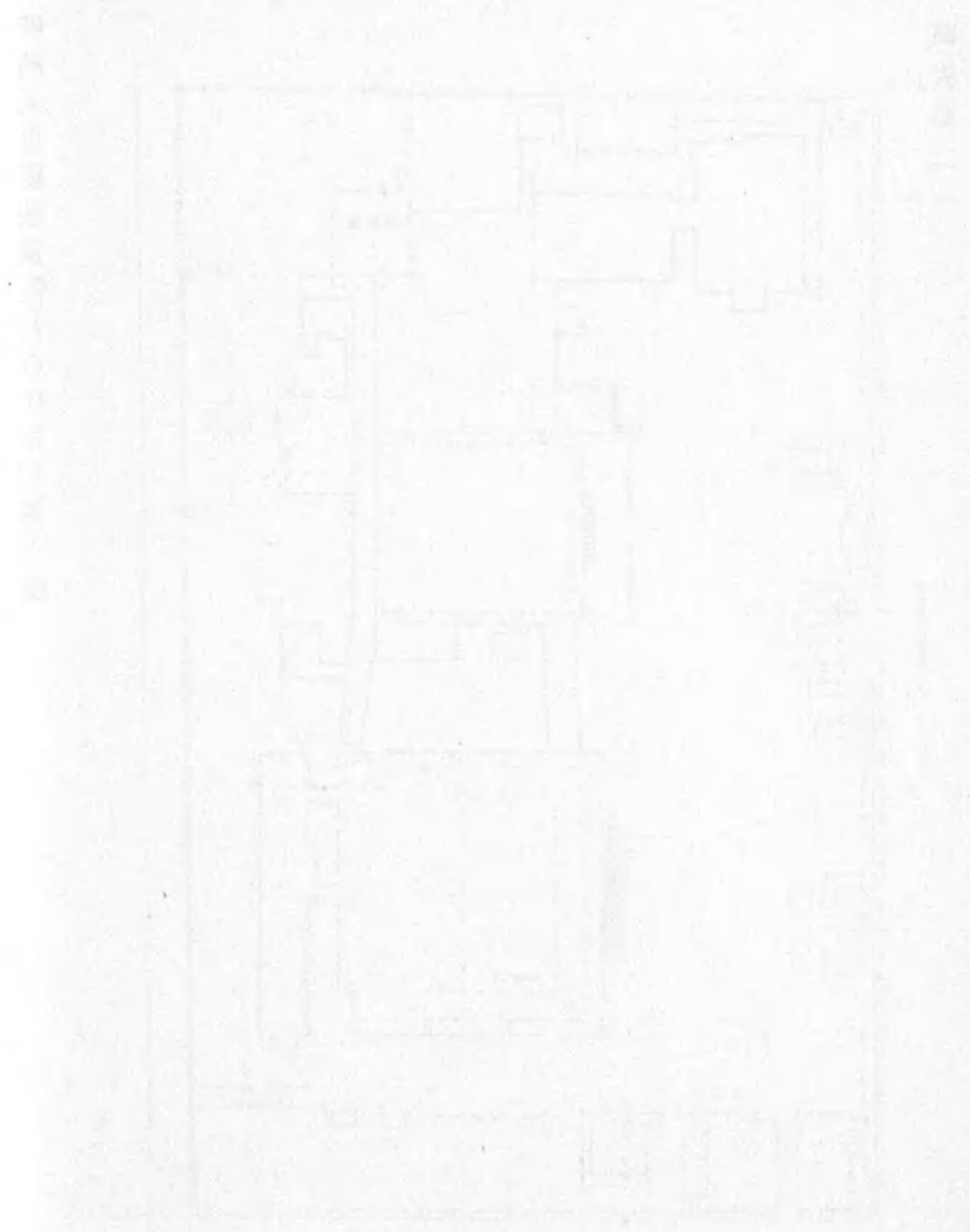
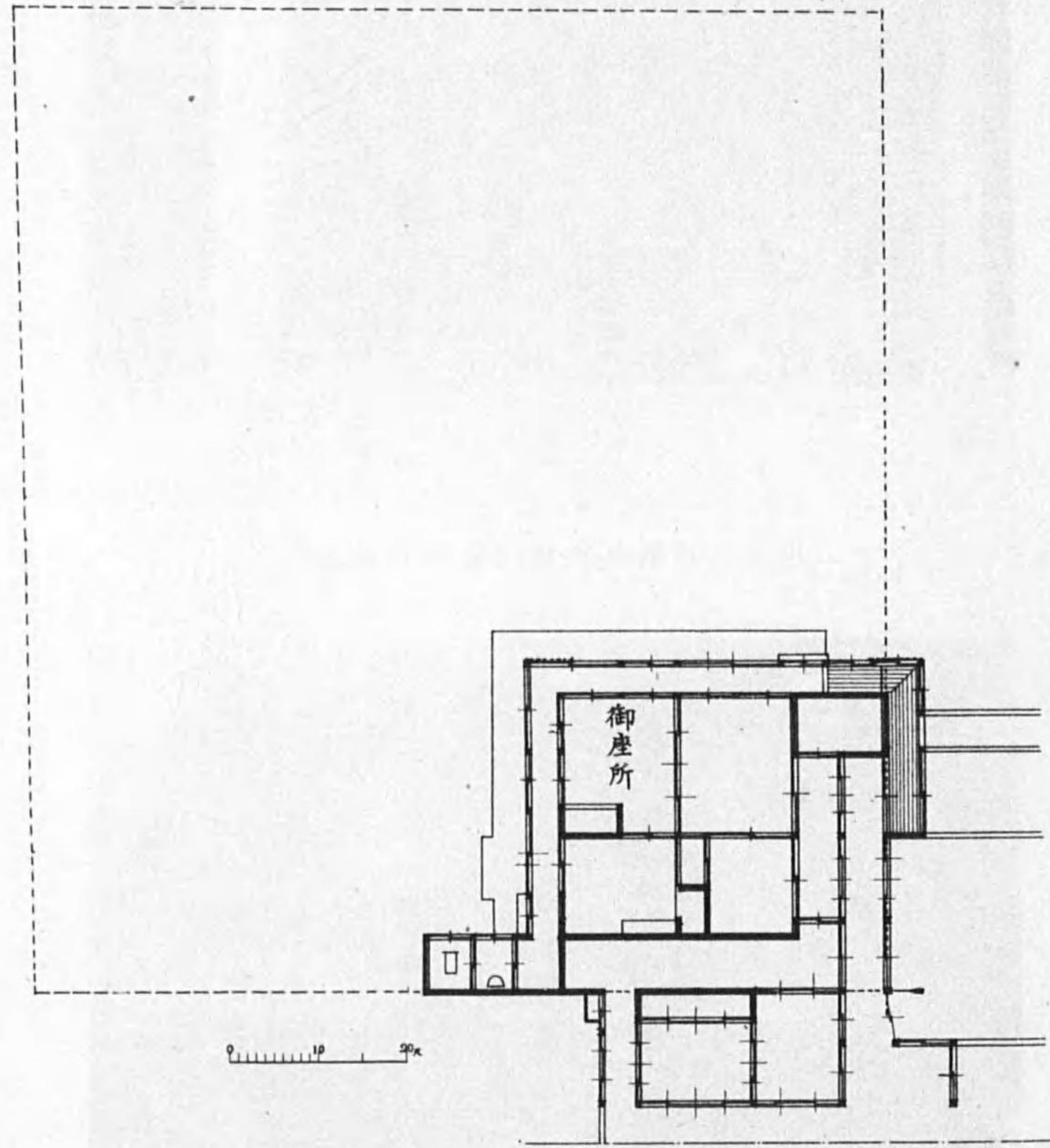


明治天皇別院行在所御座

明治天皇難波別院行在所指定區域圖



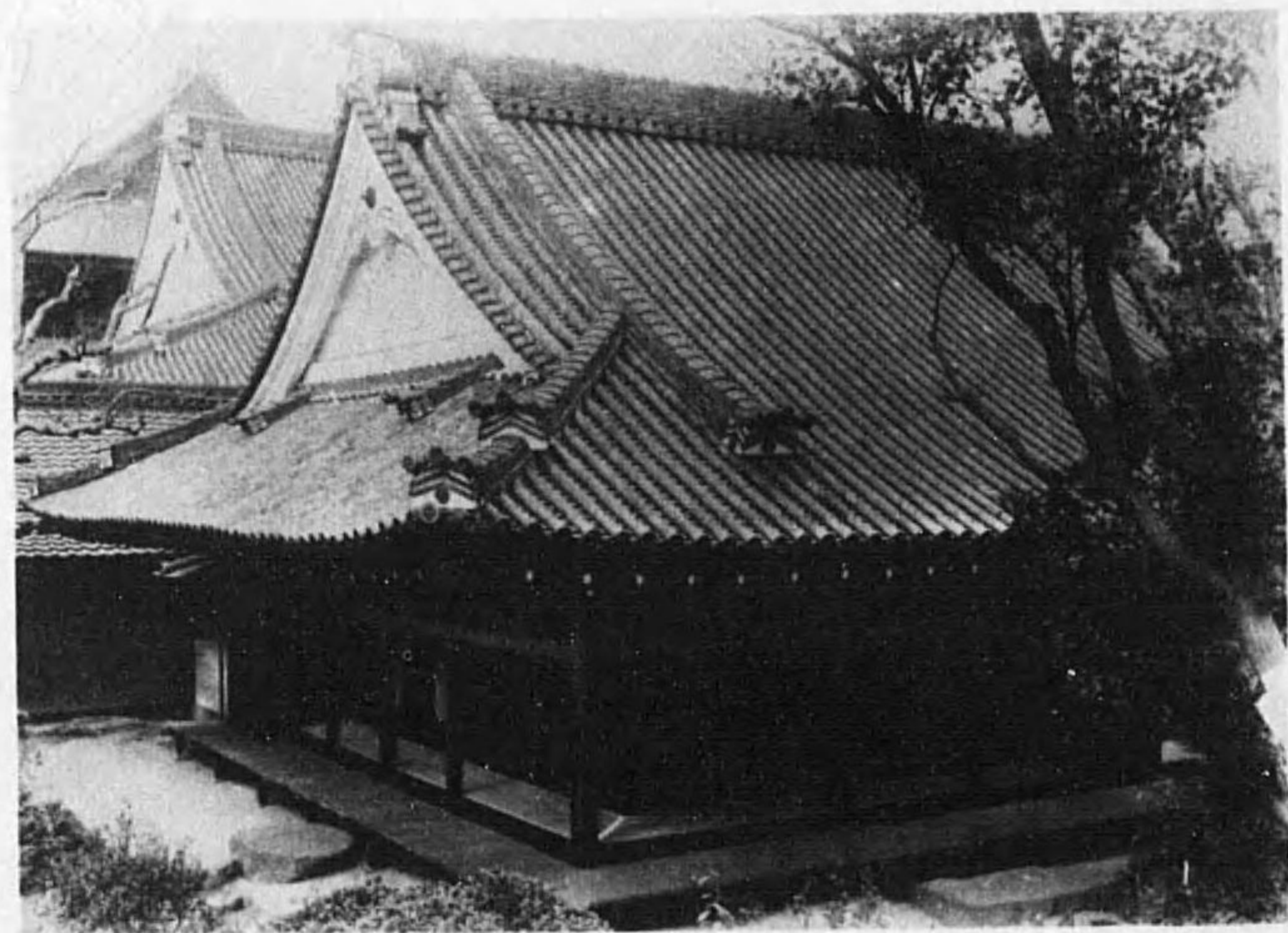
圖版第二一



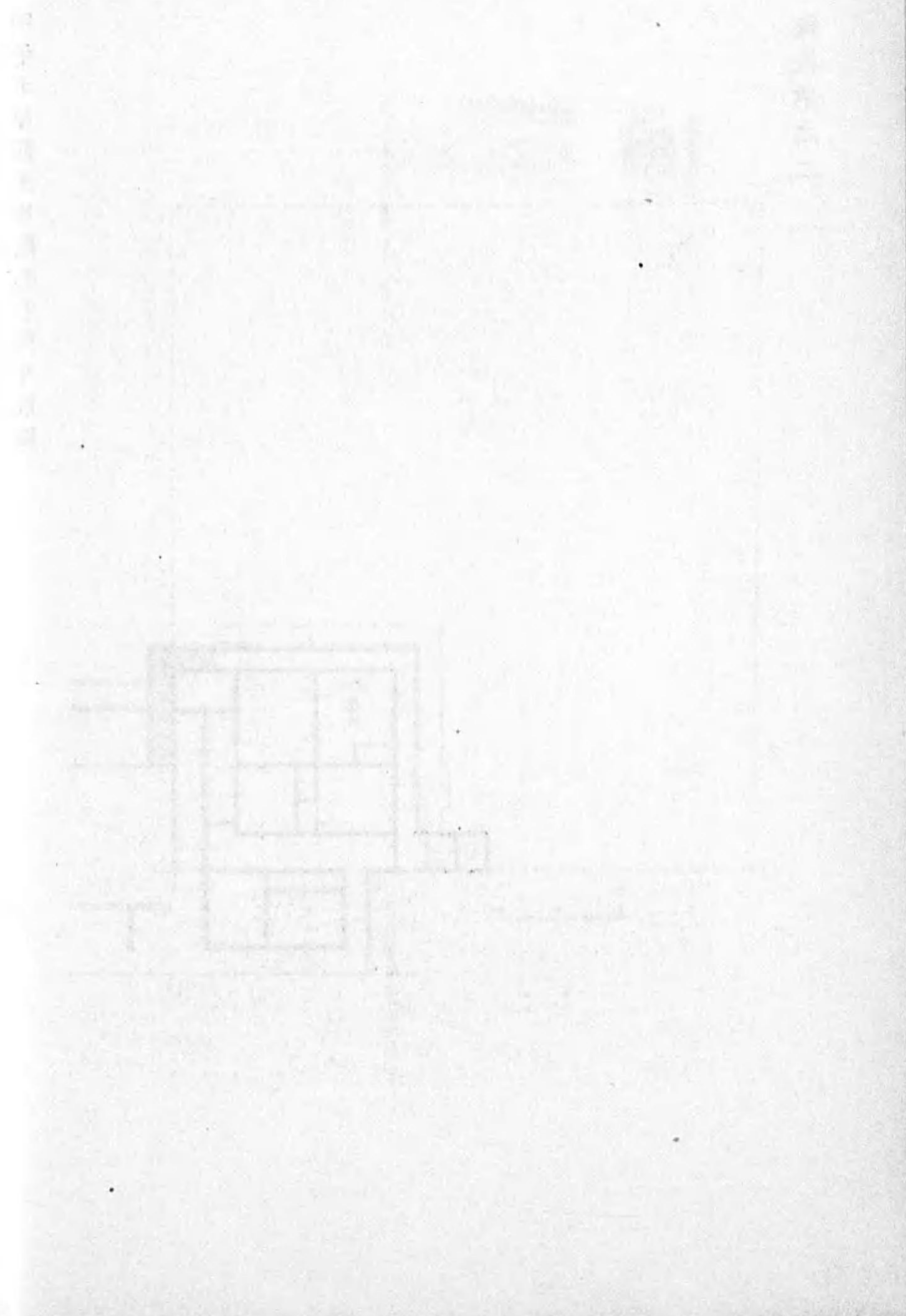
圖版第二三



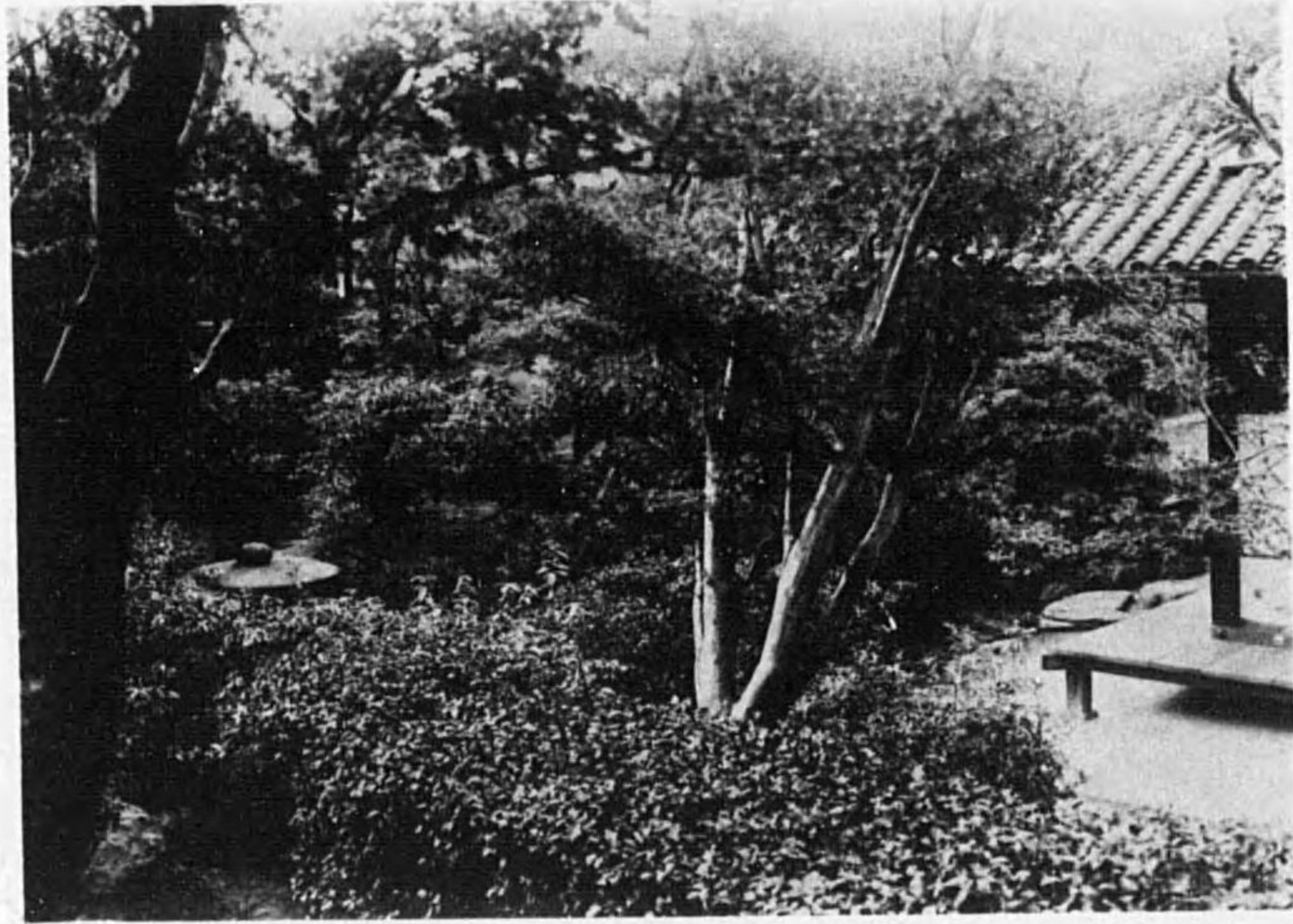
明治天皇別院行在所御座所



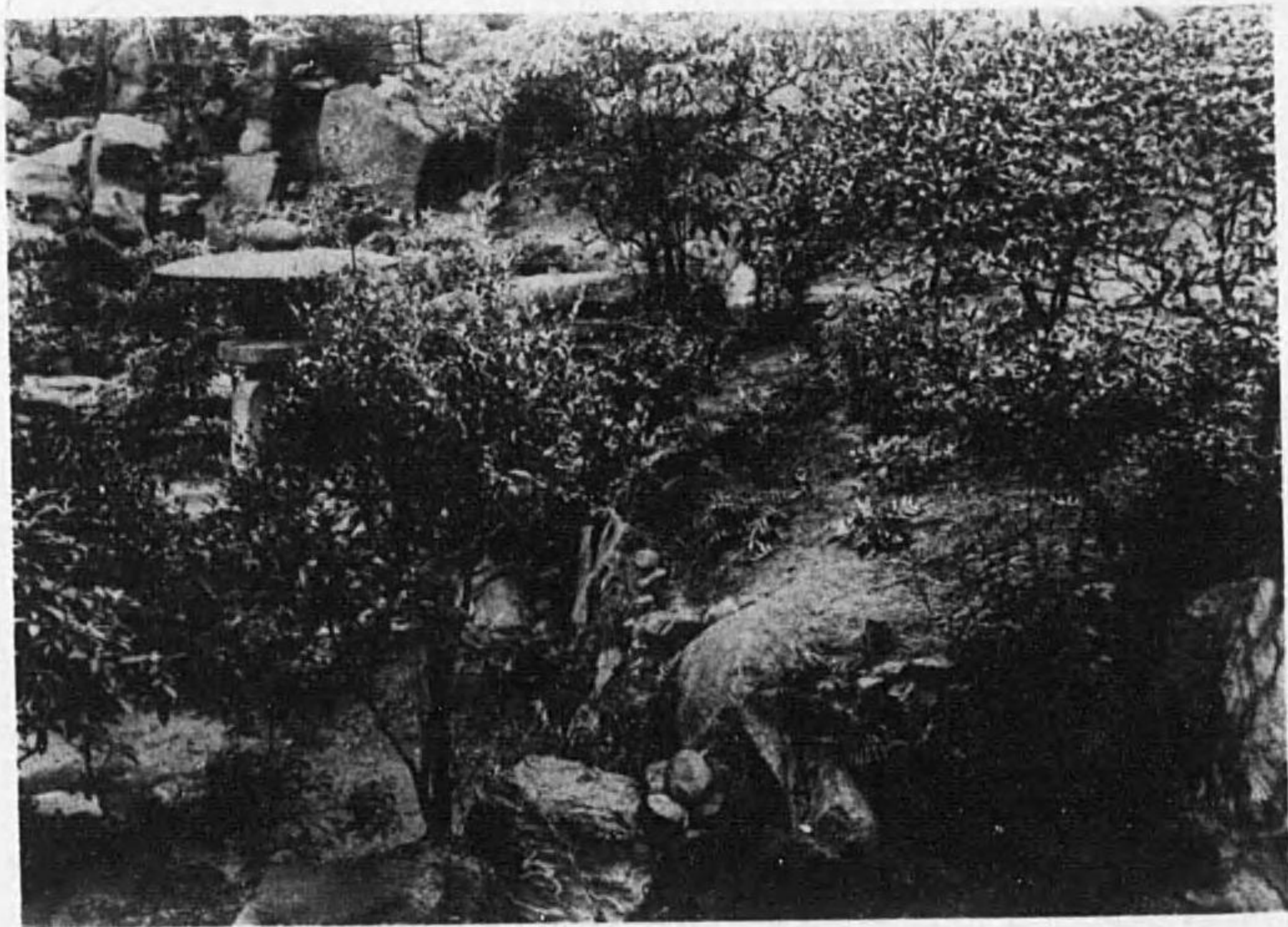
明治天皇別院行在所建物



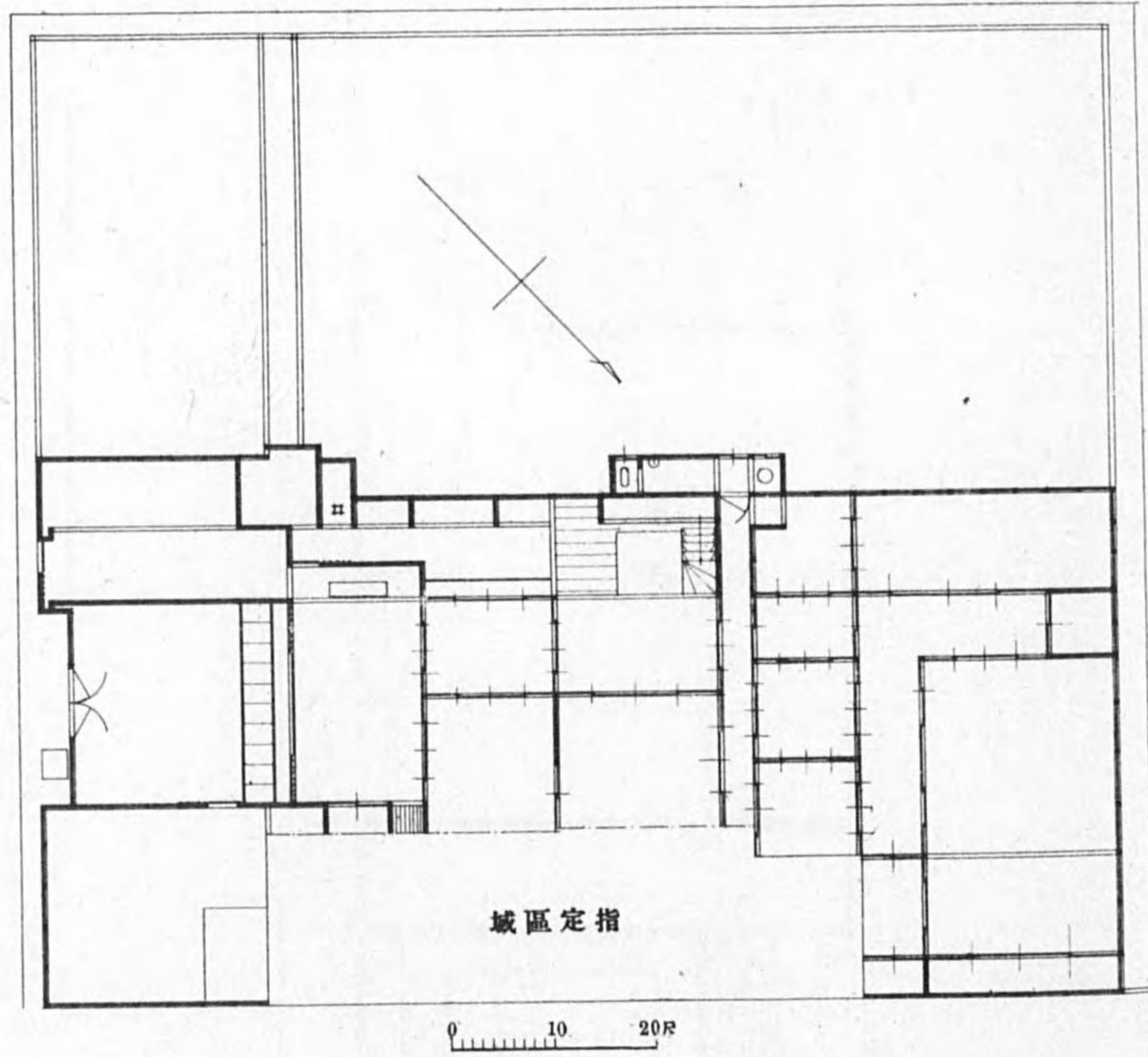
圖版第二四



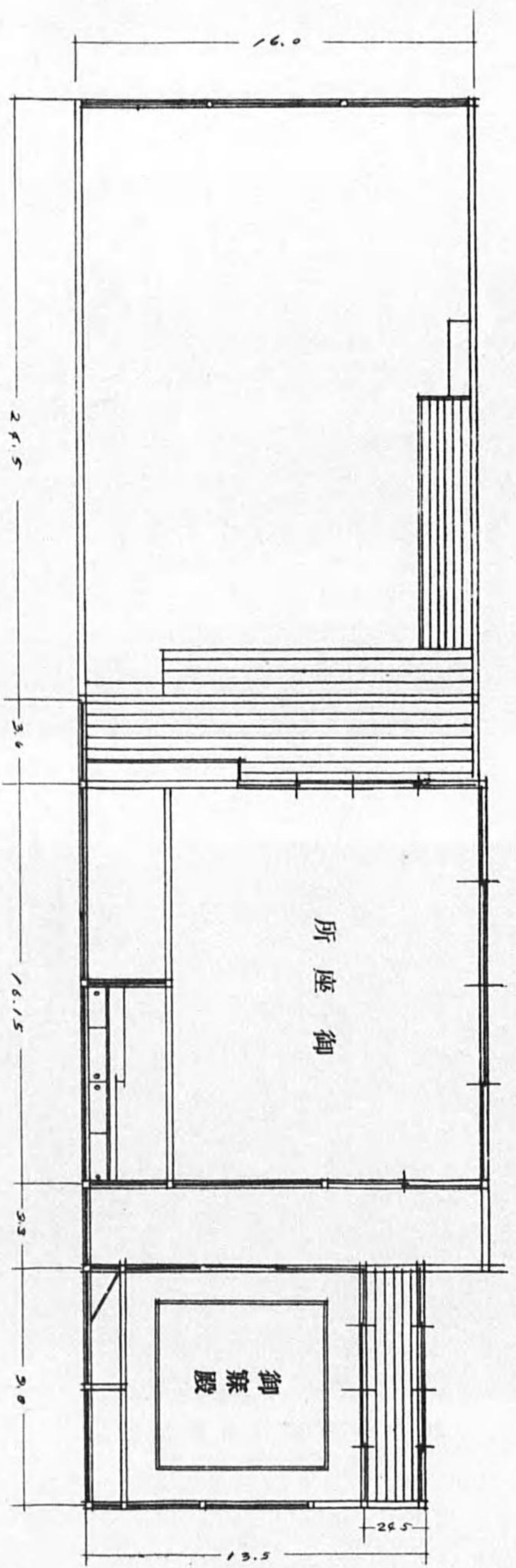
園庭所在行院別波難皇天治明



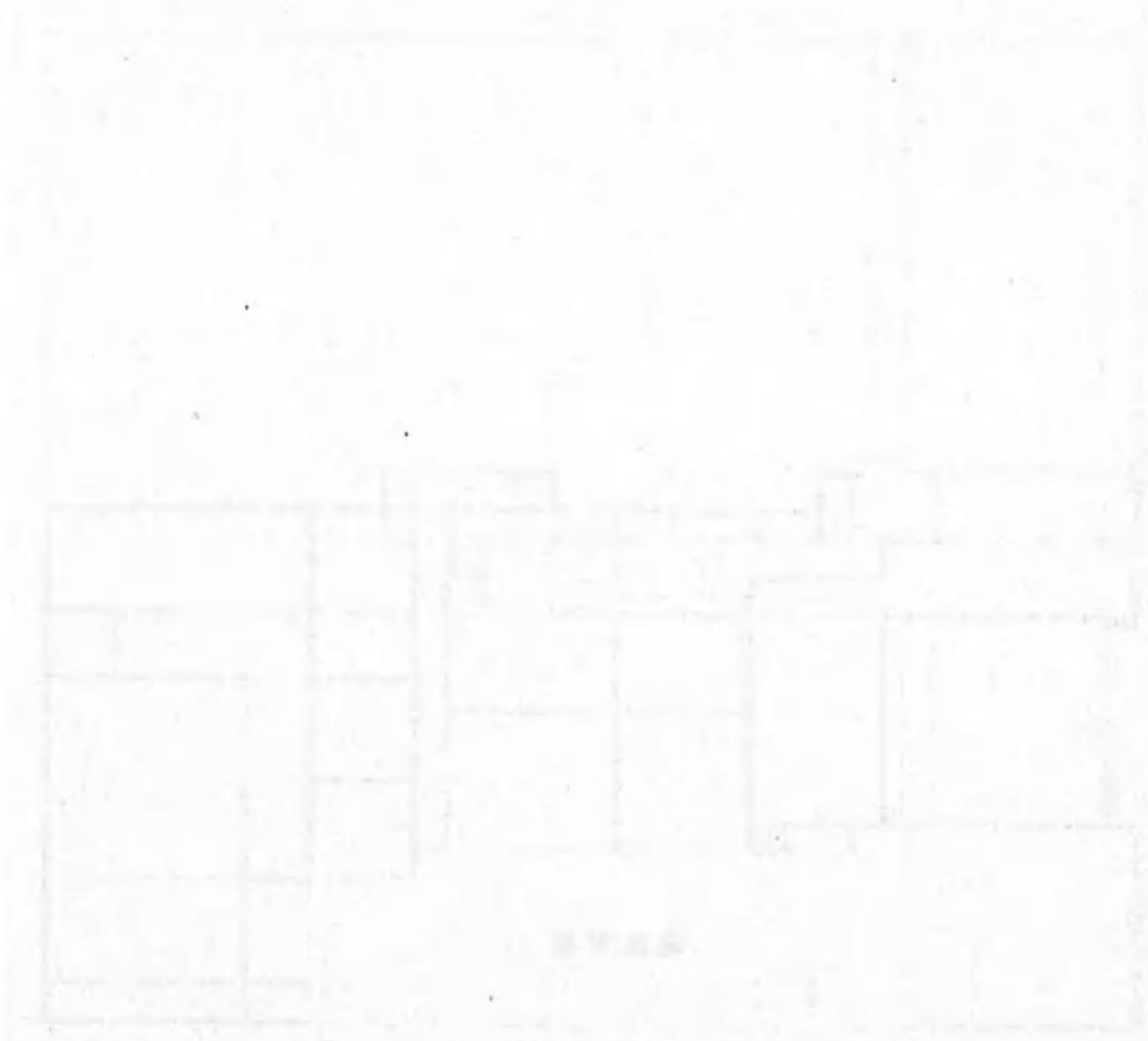
上 全

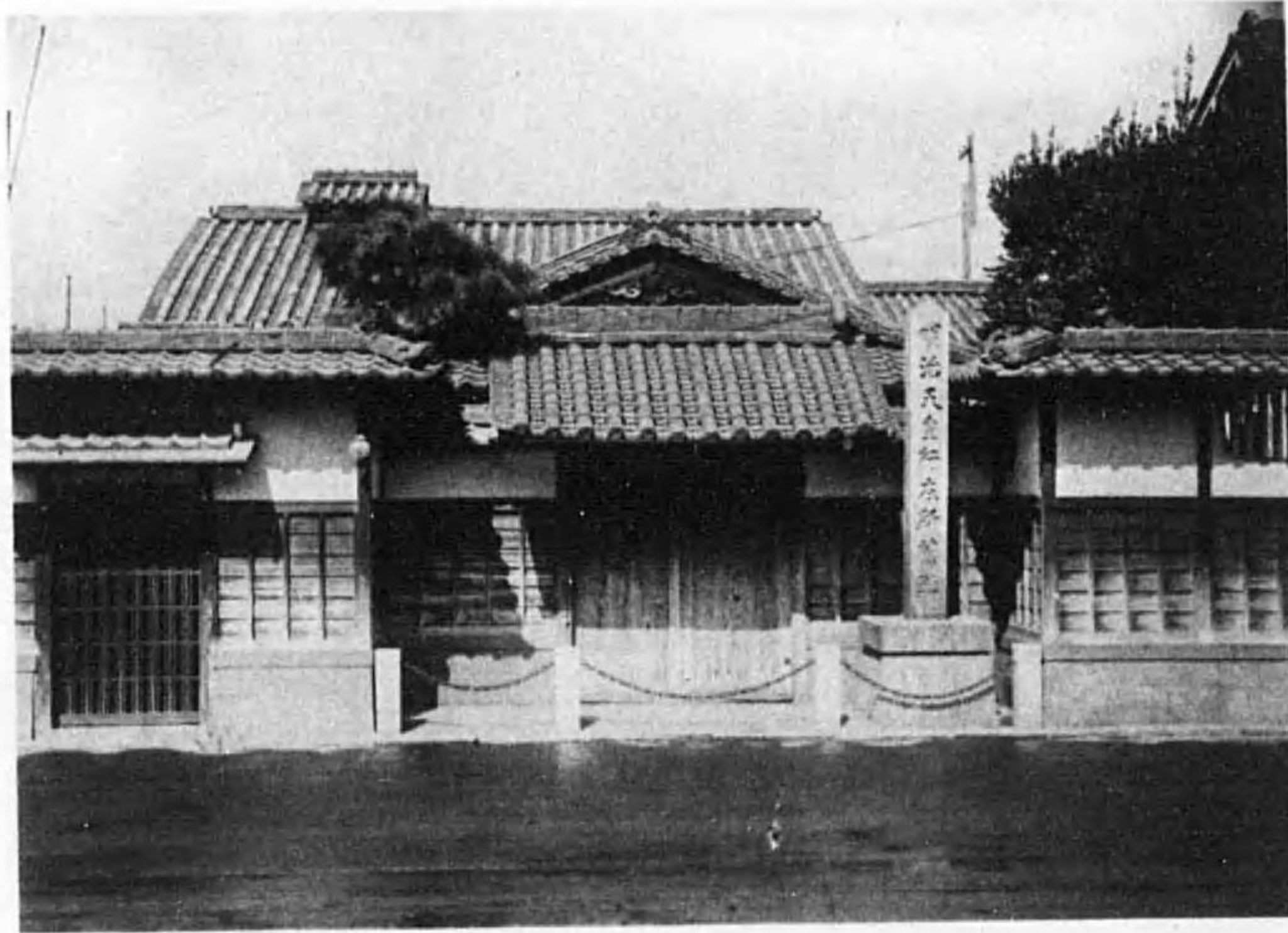


明治天皇昇行在所平面圖

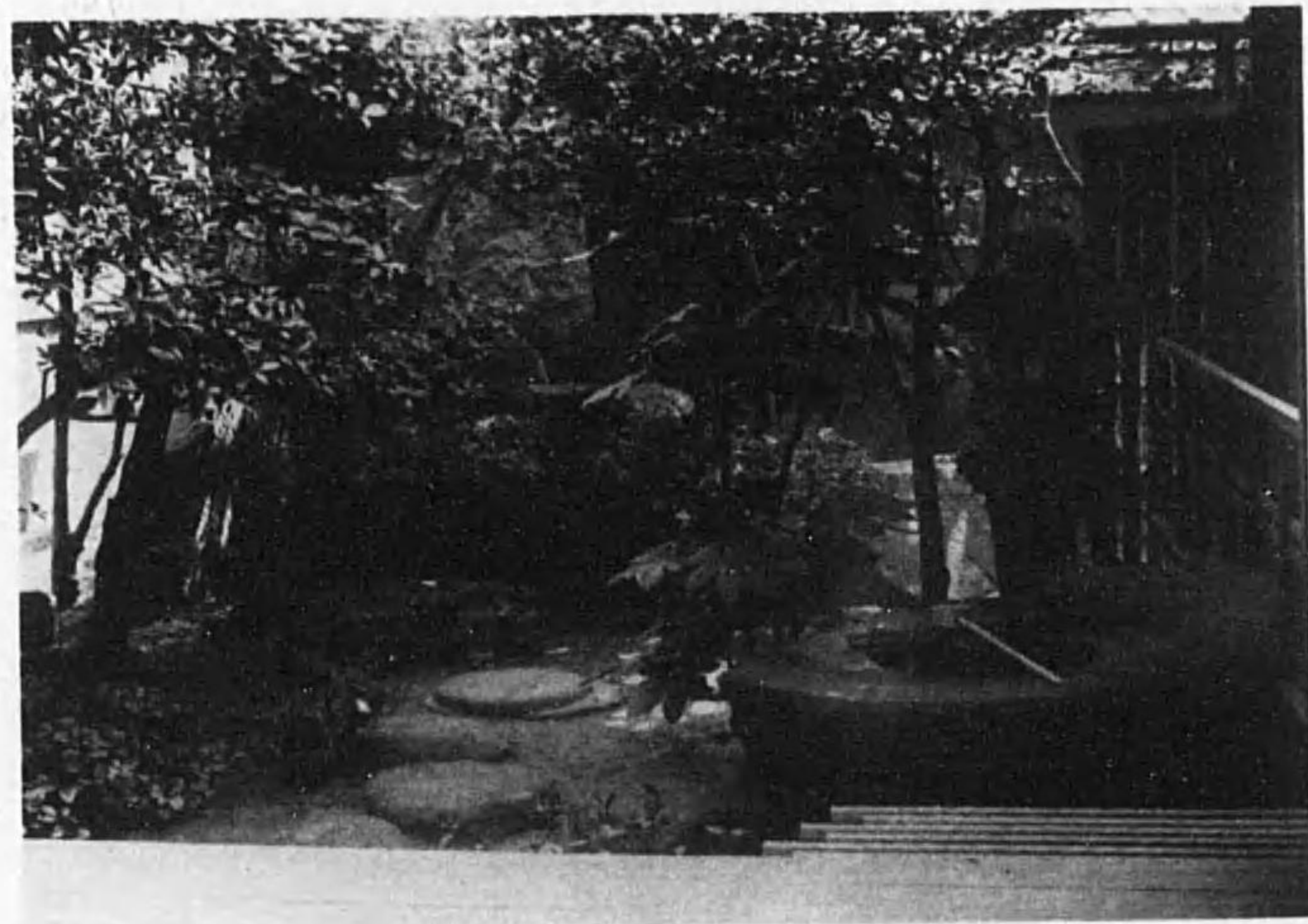


圖版第二六



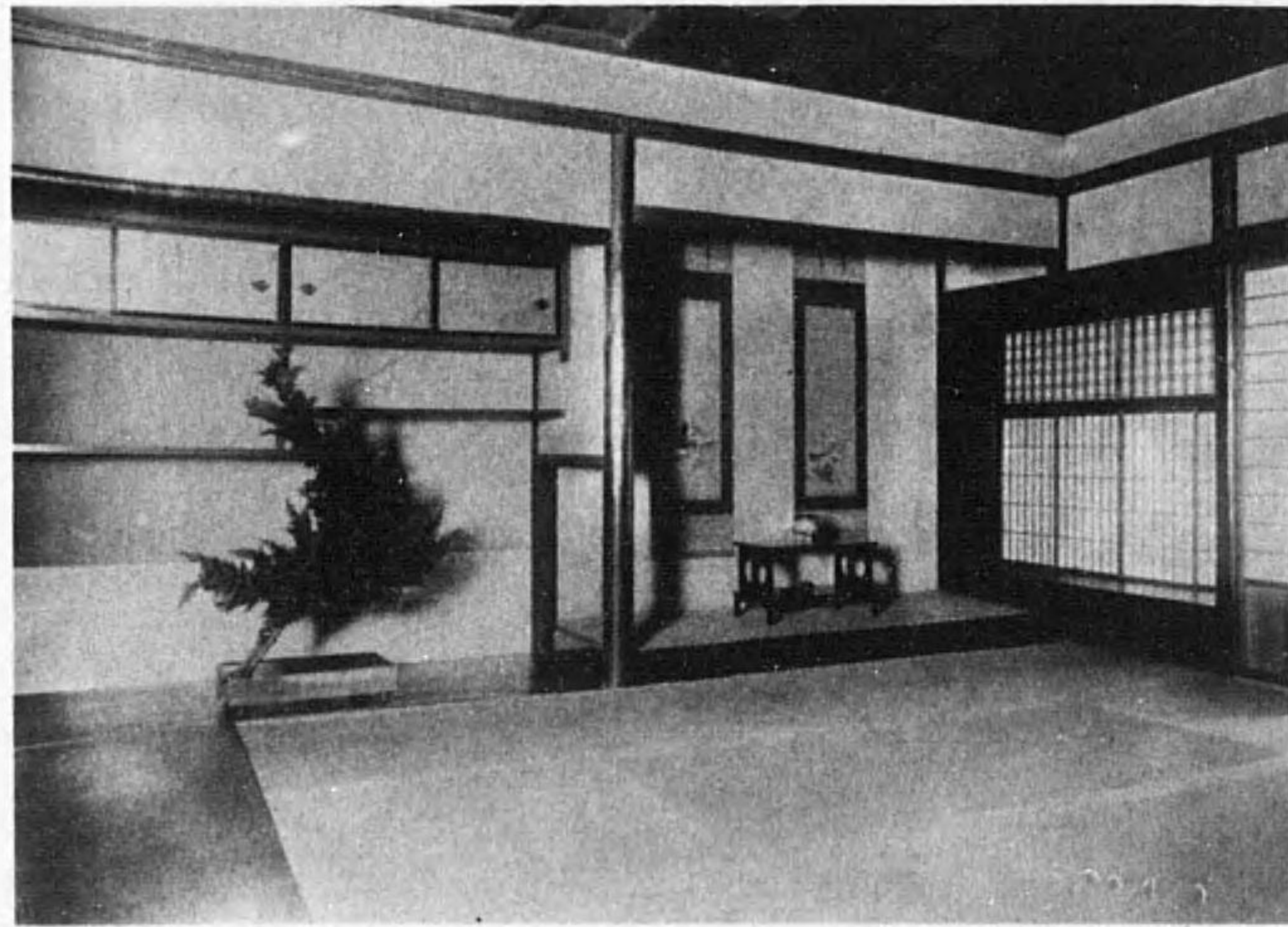


門正所在行堺皇天治明

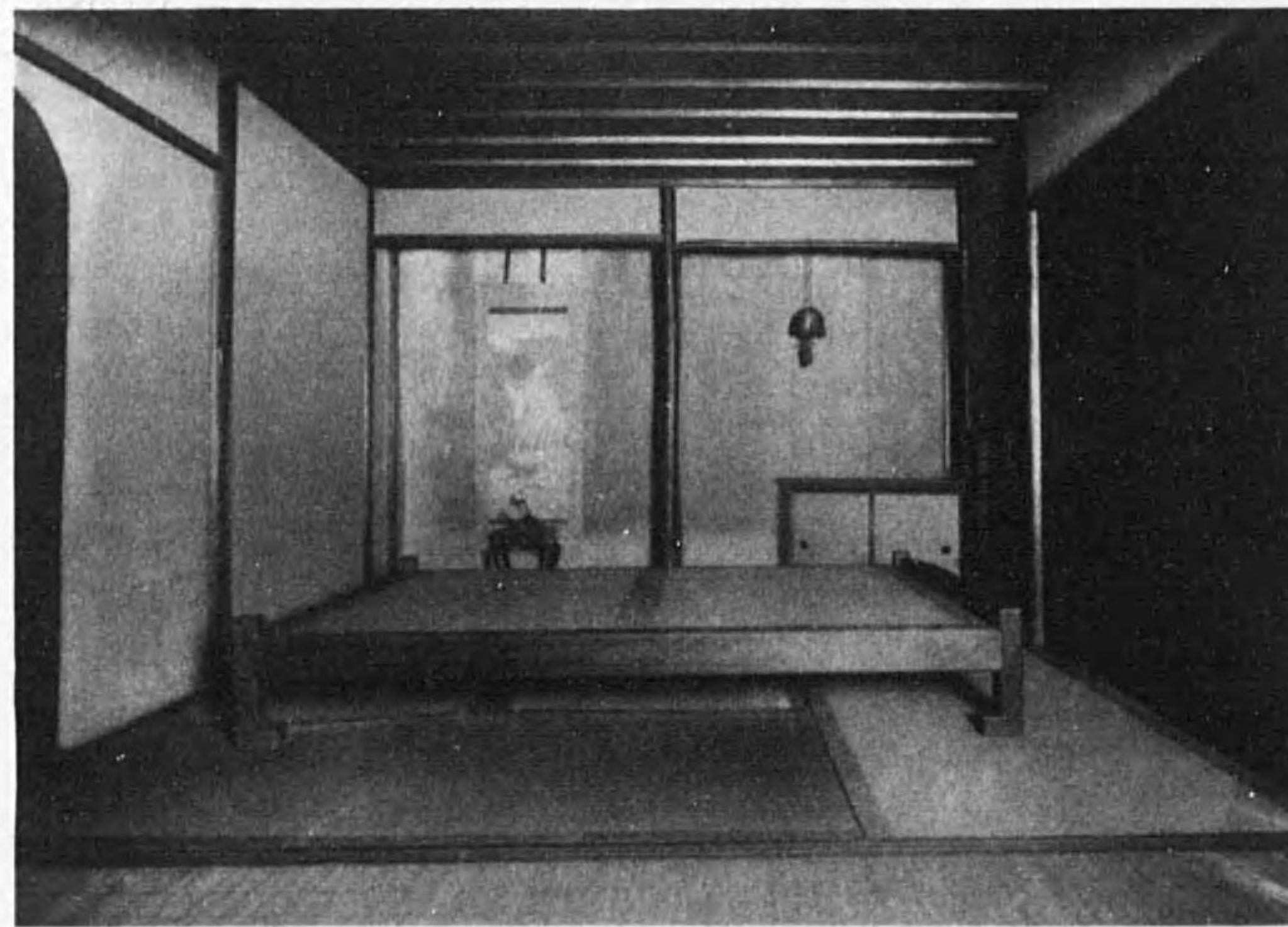


園庭所在行堺皇天治明



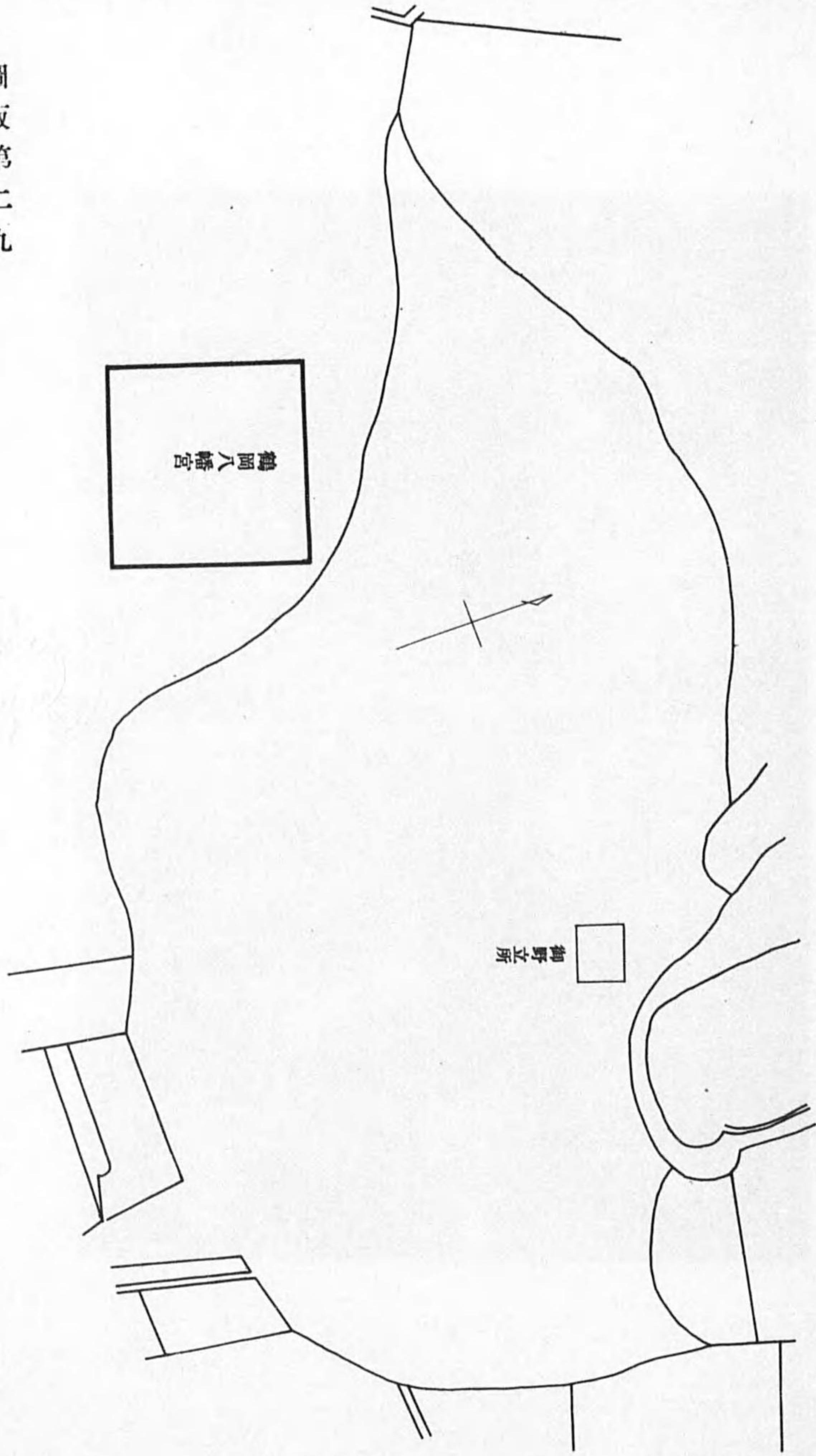


所座御所在行堺皇天治明

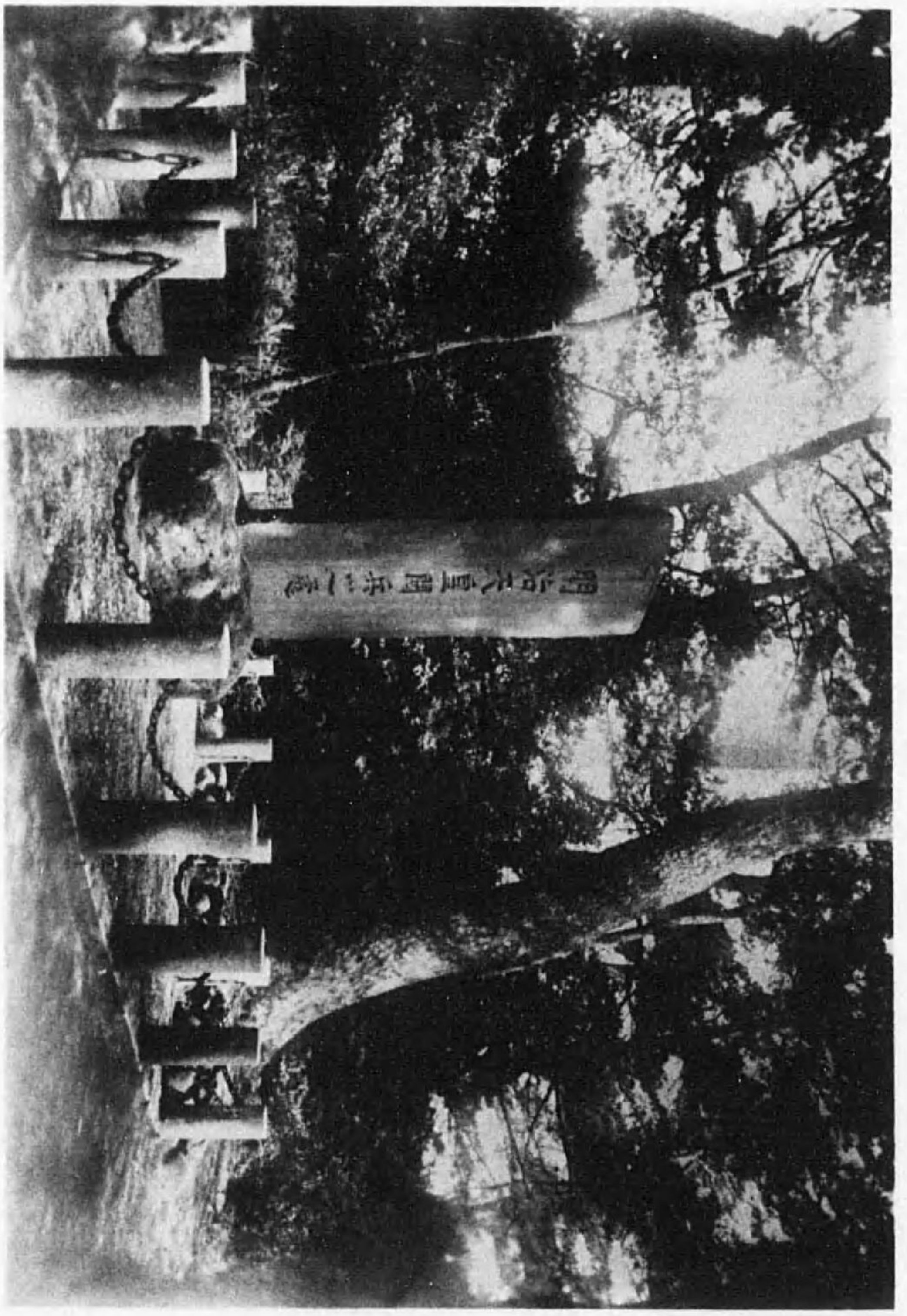


臺寢御上全

明治天皇鎌倉御野立所指定位置圖



圖版第二九

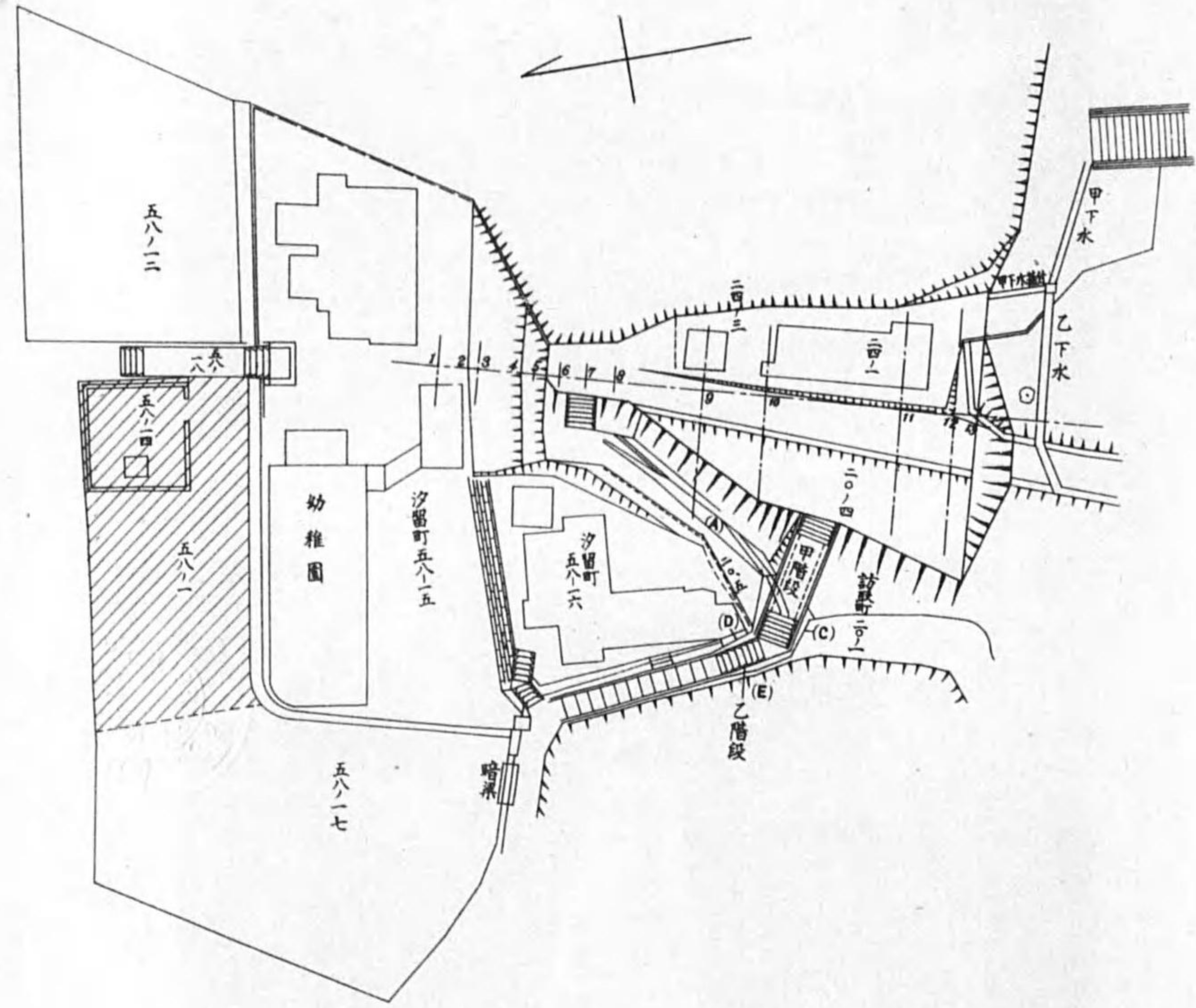


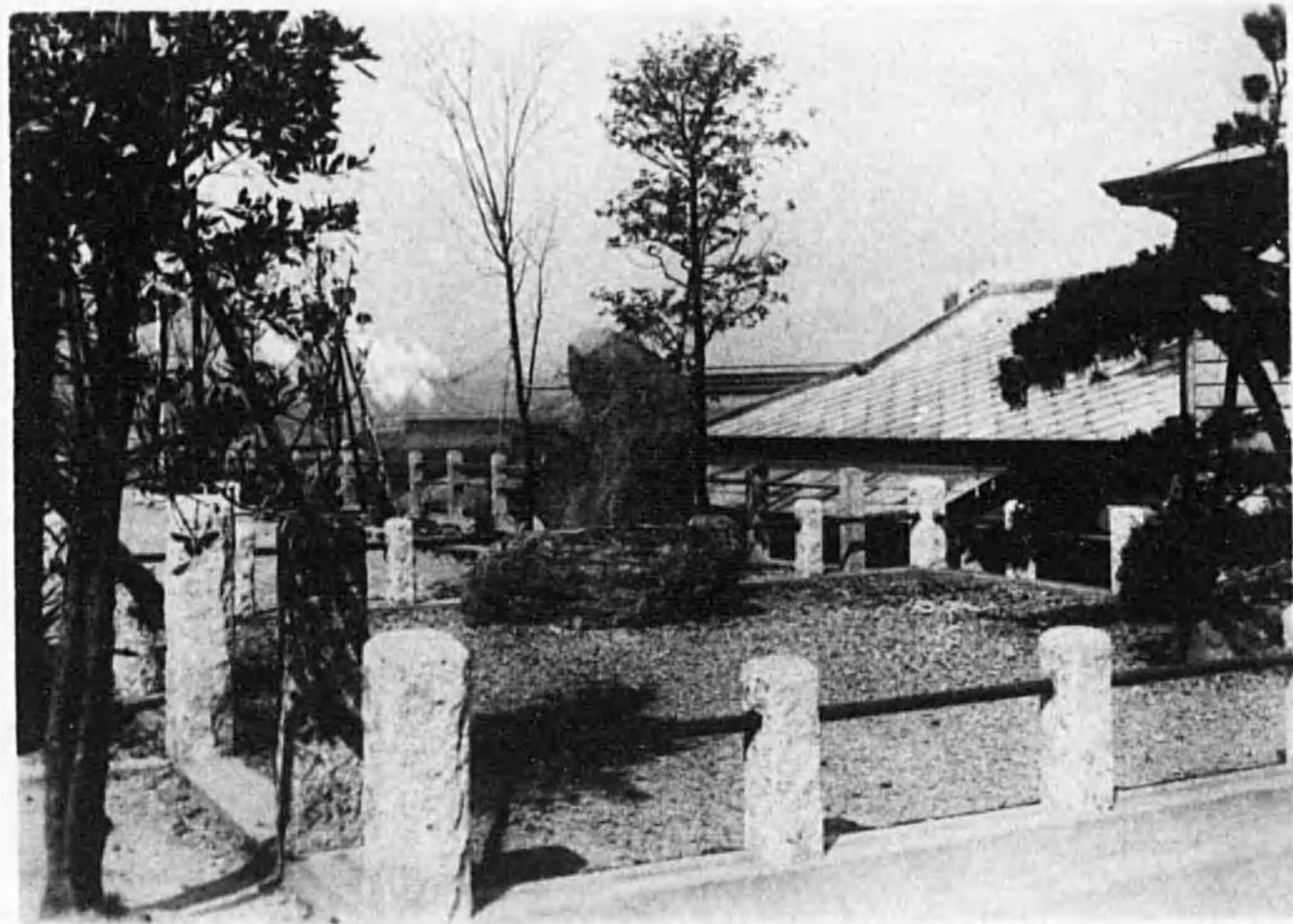
明治天皇御立所記念碑

圖版第三〇

明治天皇横須賀行在所趾指定區域圖

圖版第三一





(昭和十年三月十八日攝須賀鎮守府檢閱濟)

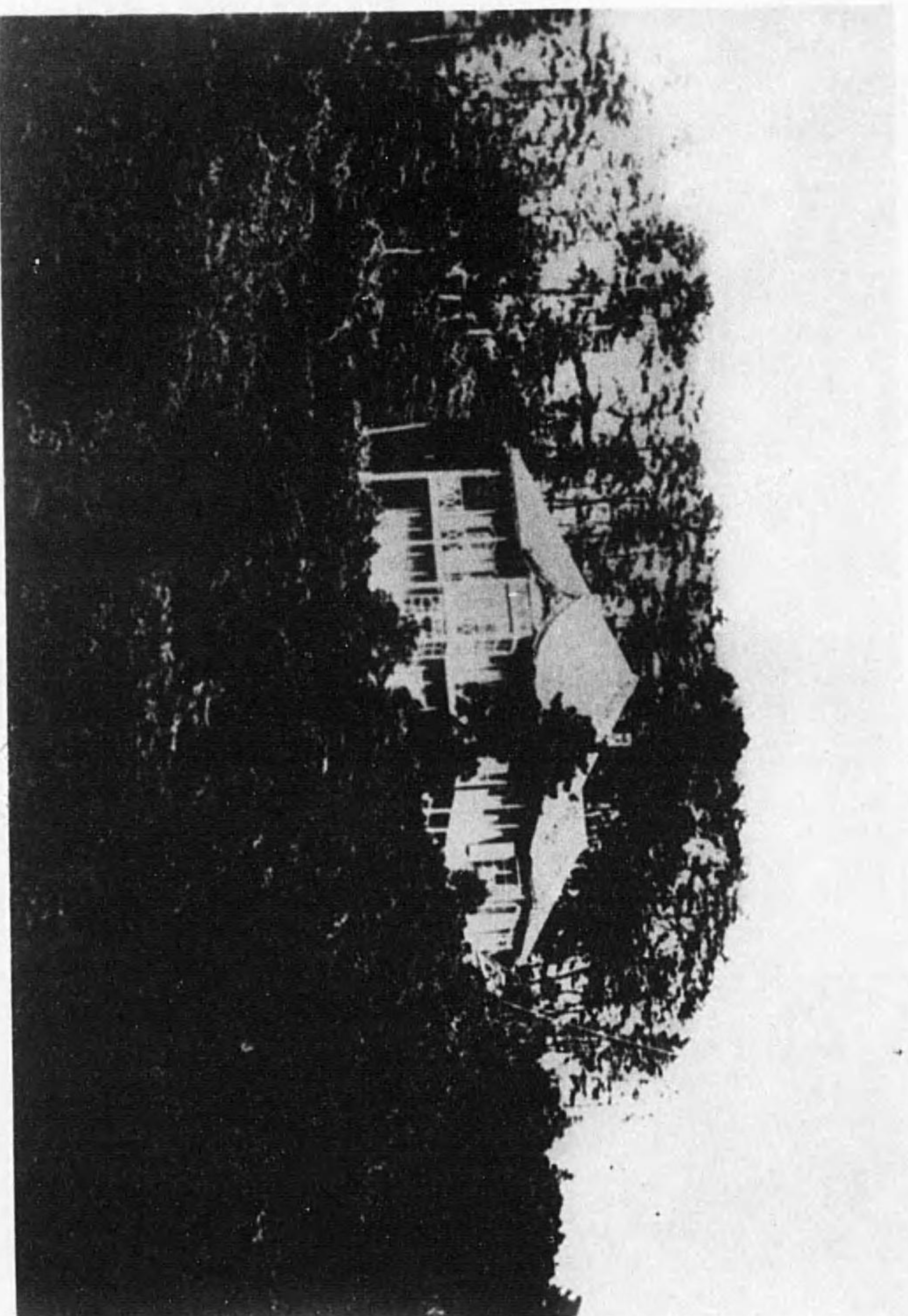
明 天 皇 橫 須 賀 行 所 在 址 碑



(全 上)

明 天 皇 橫 須 賀 行 所 在 記 念 碑

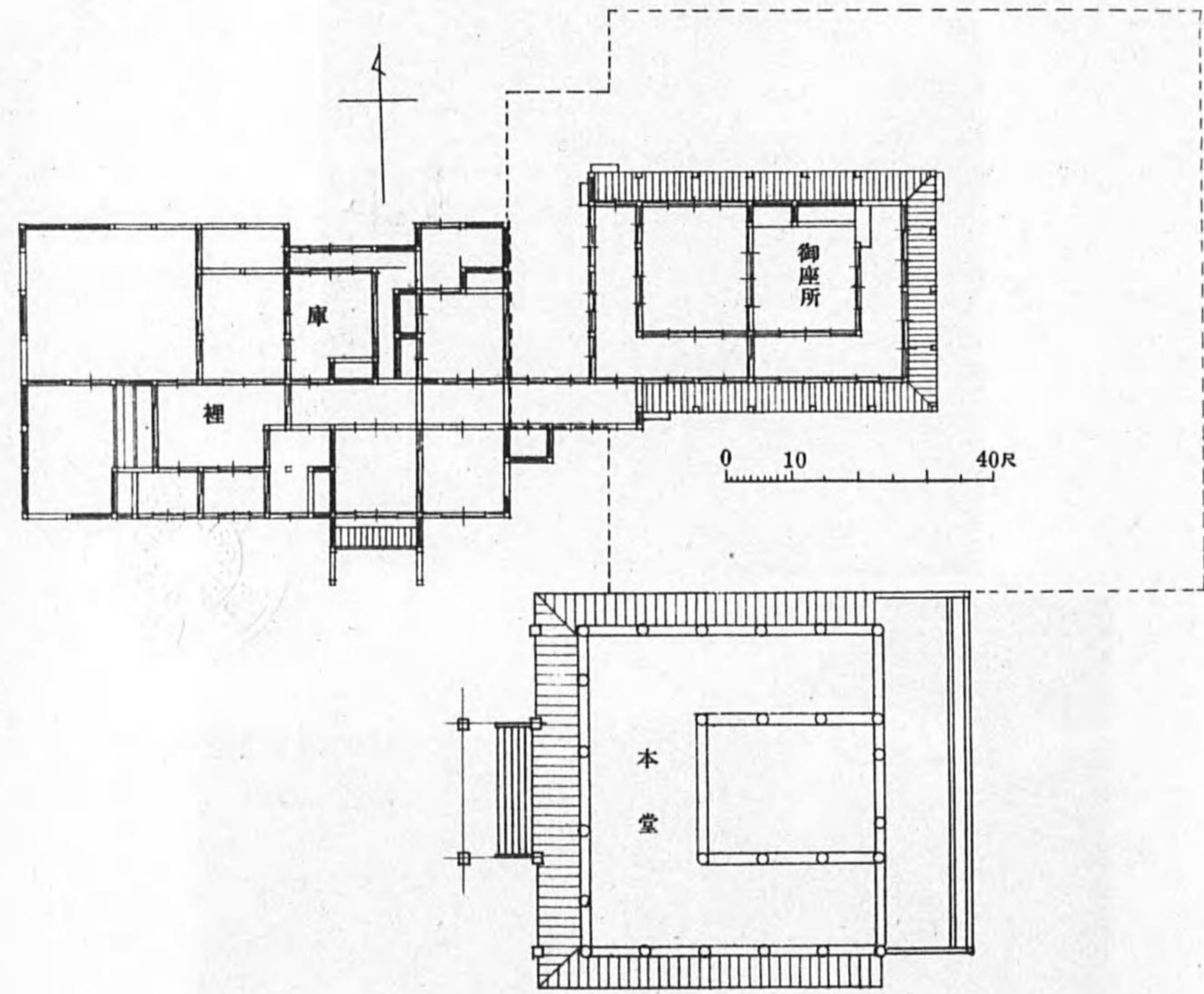




據須賀鎮守府所藏

明治天皇須賀行營時建物

三三版圖

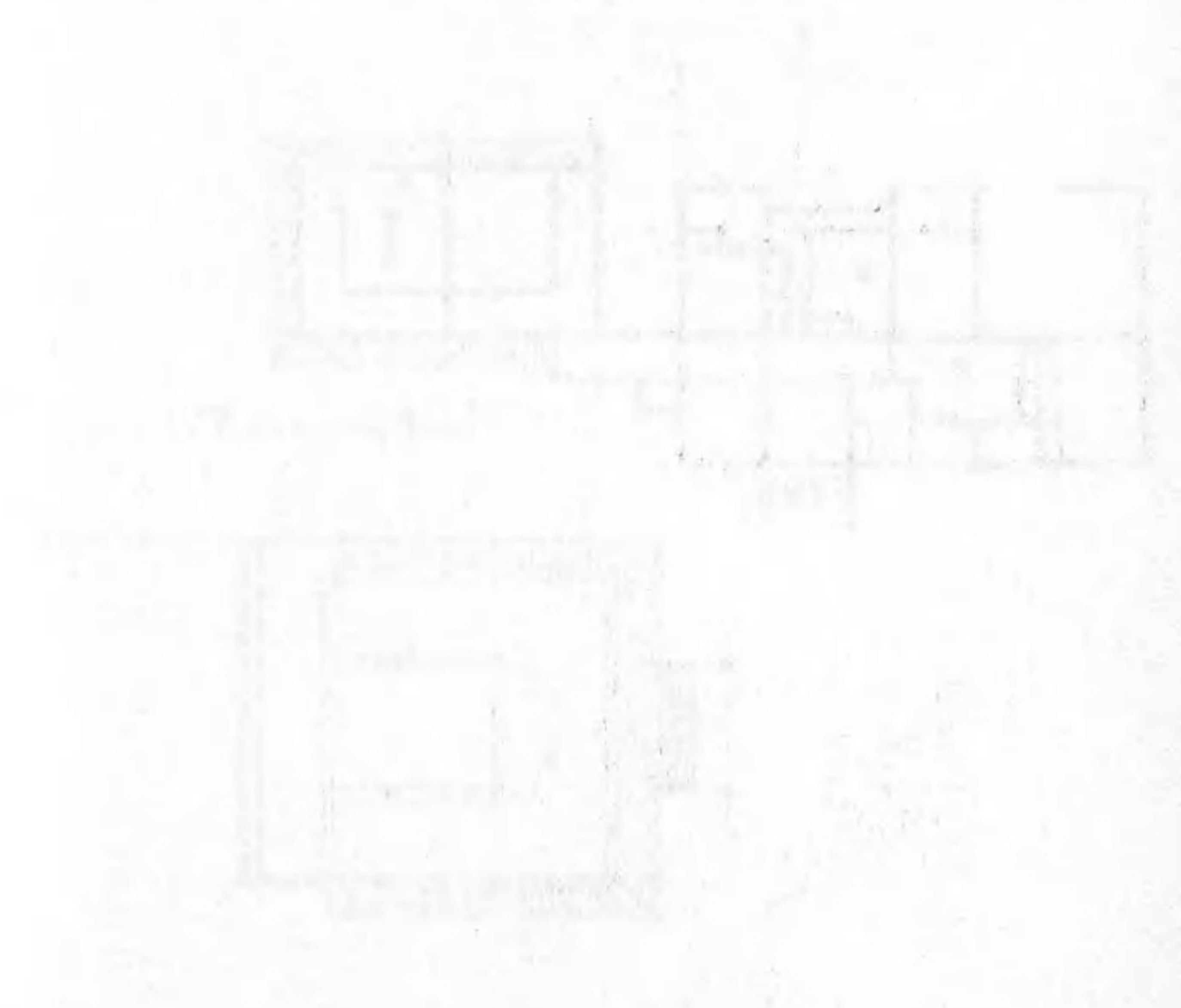


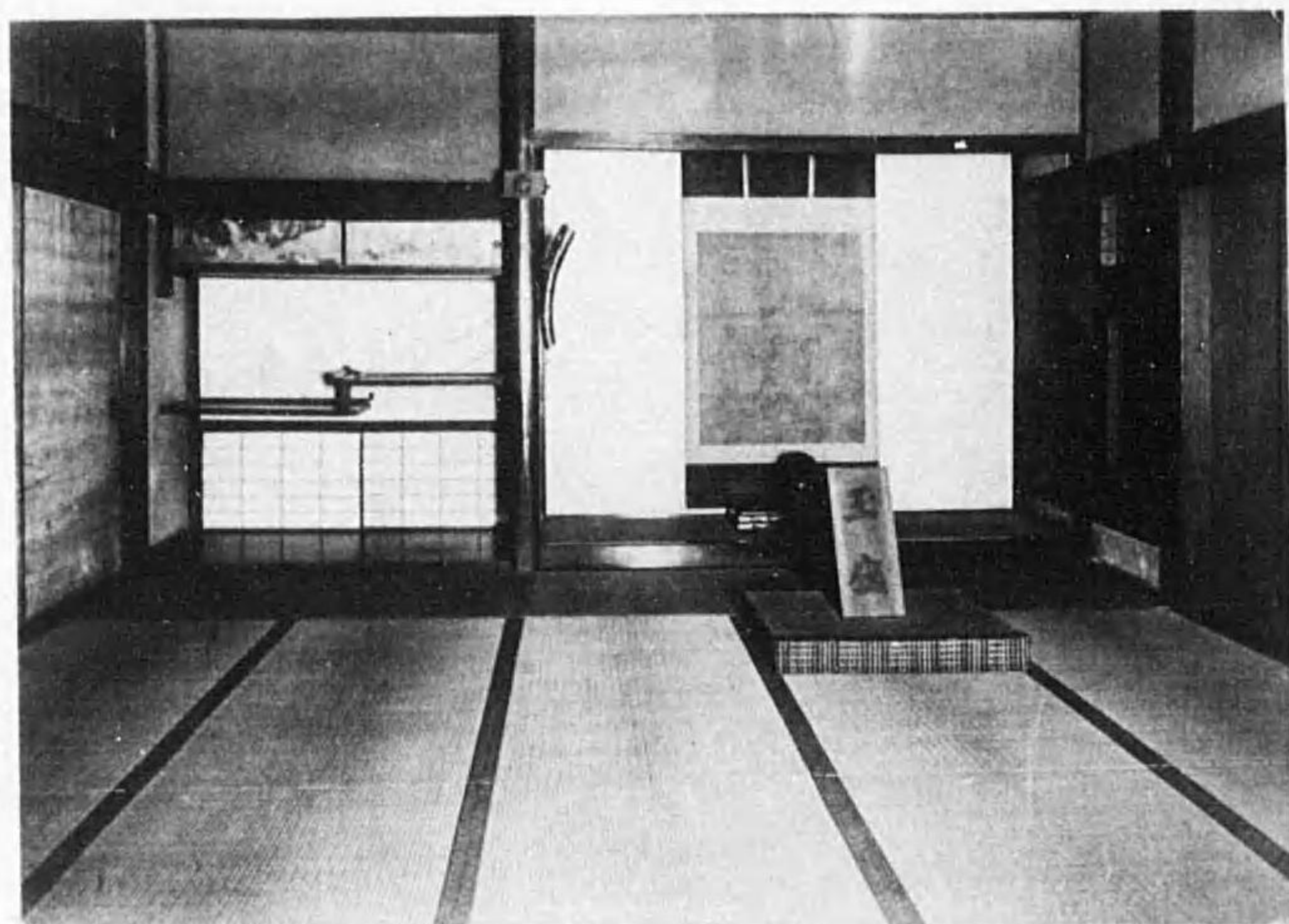


明治天皇明石行在所(光明寺)正門



明治天皇明石行在所(光明寺)物建

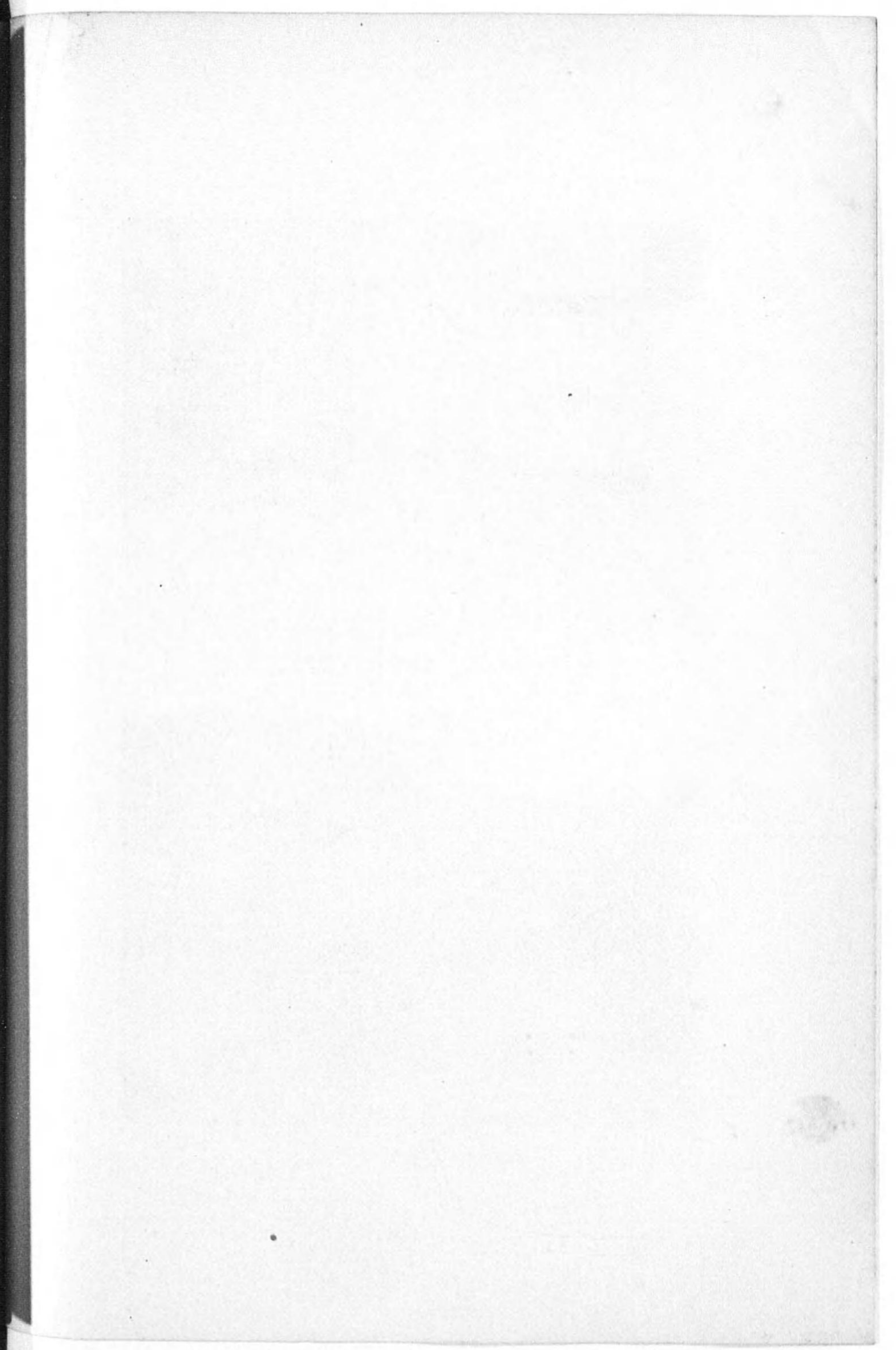
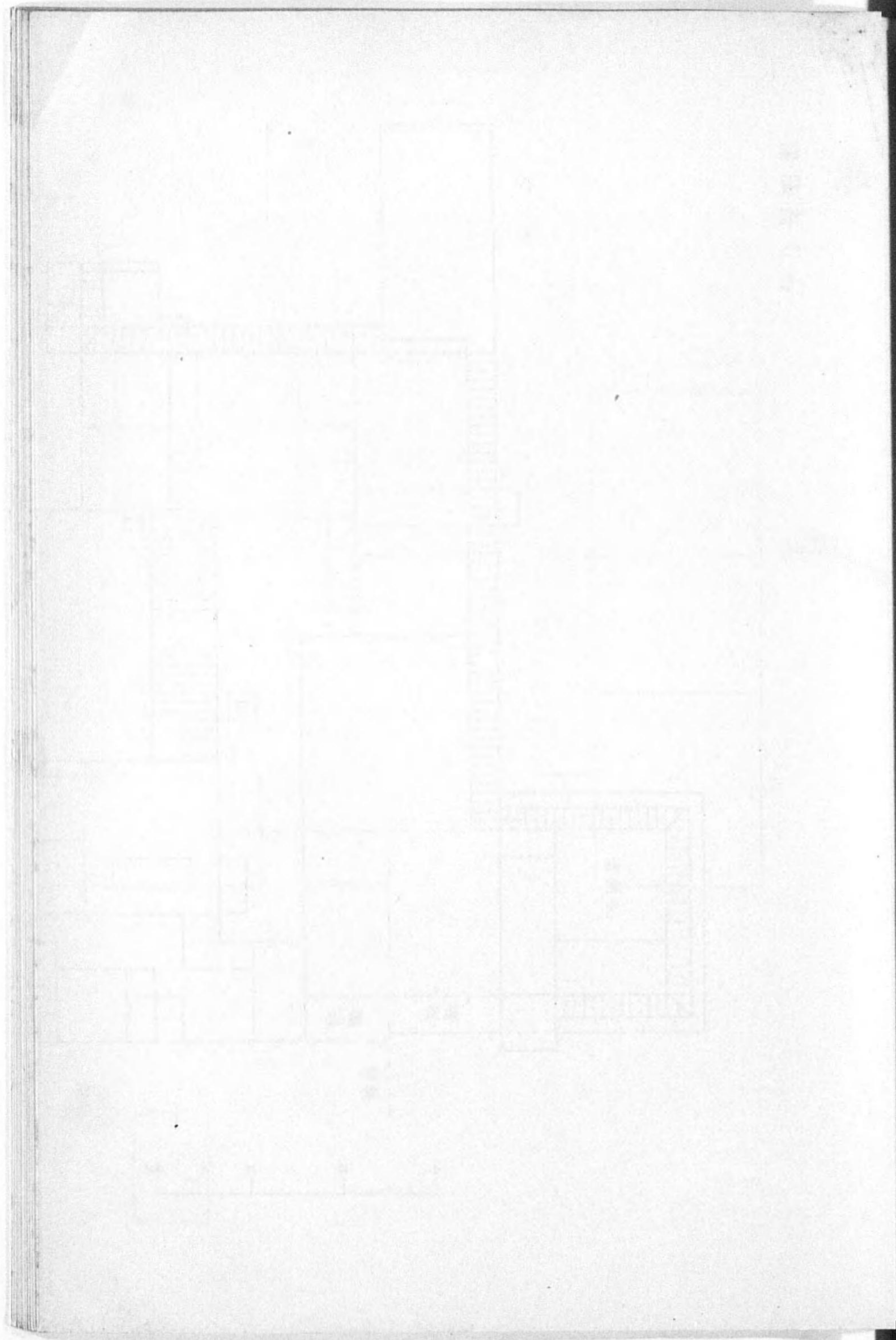


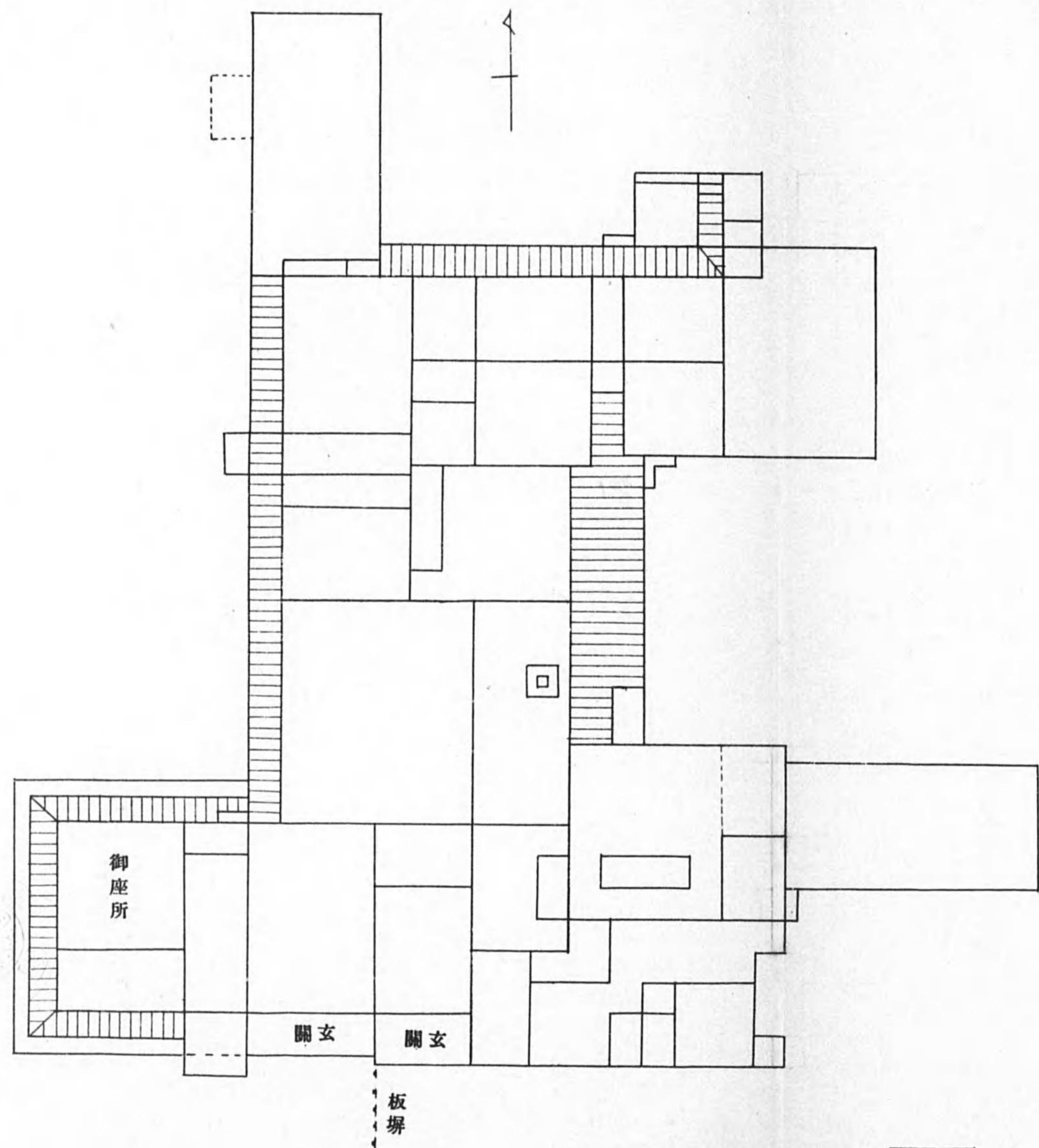


明治天皇明石行所在御座所

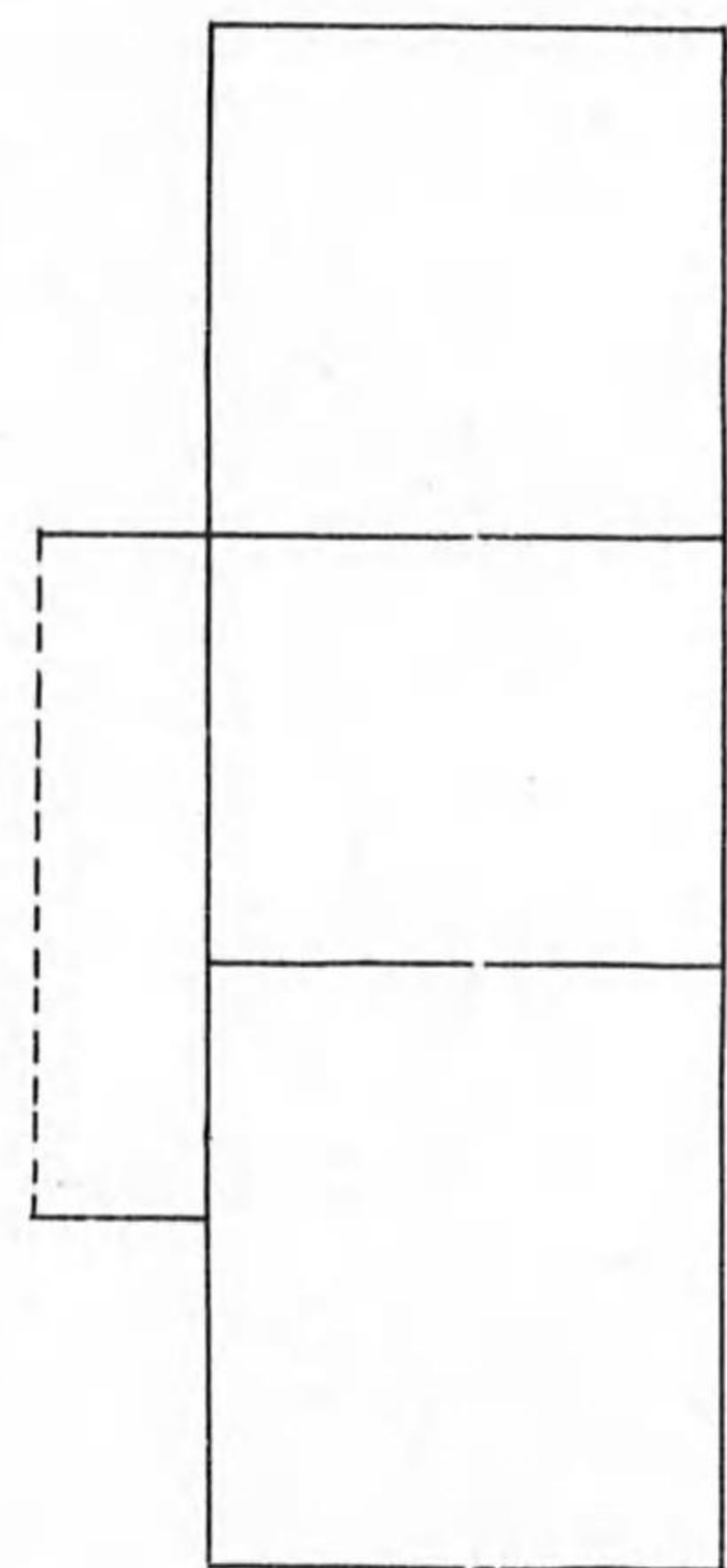


明治天皇明石行所在庭園



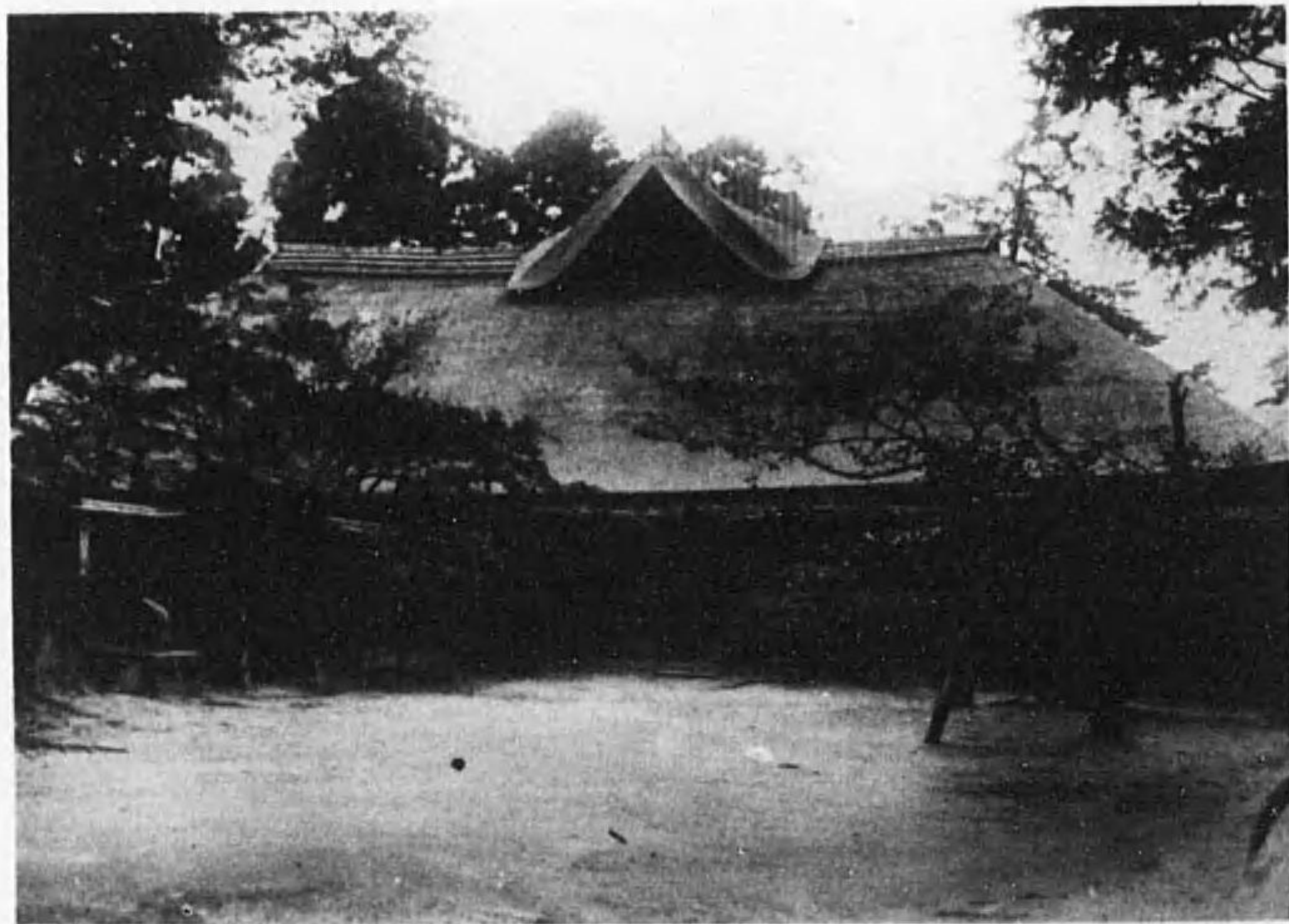


0 10 20 30x





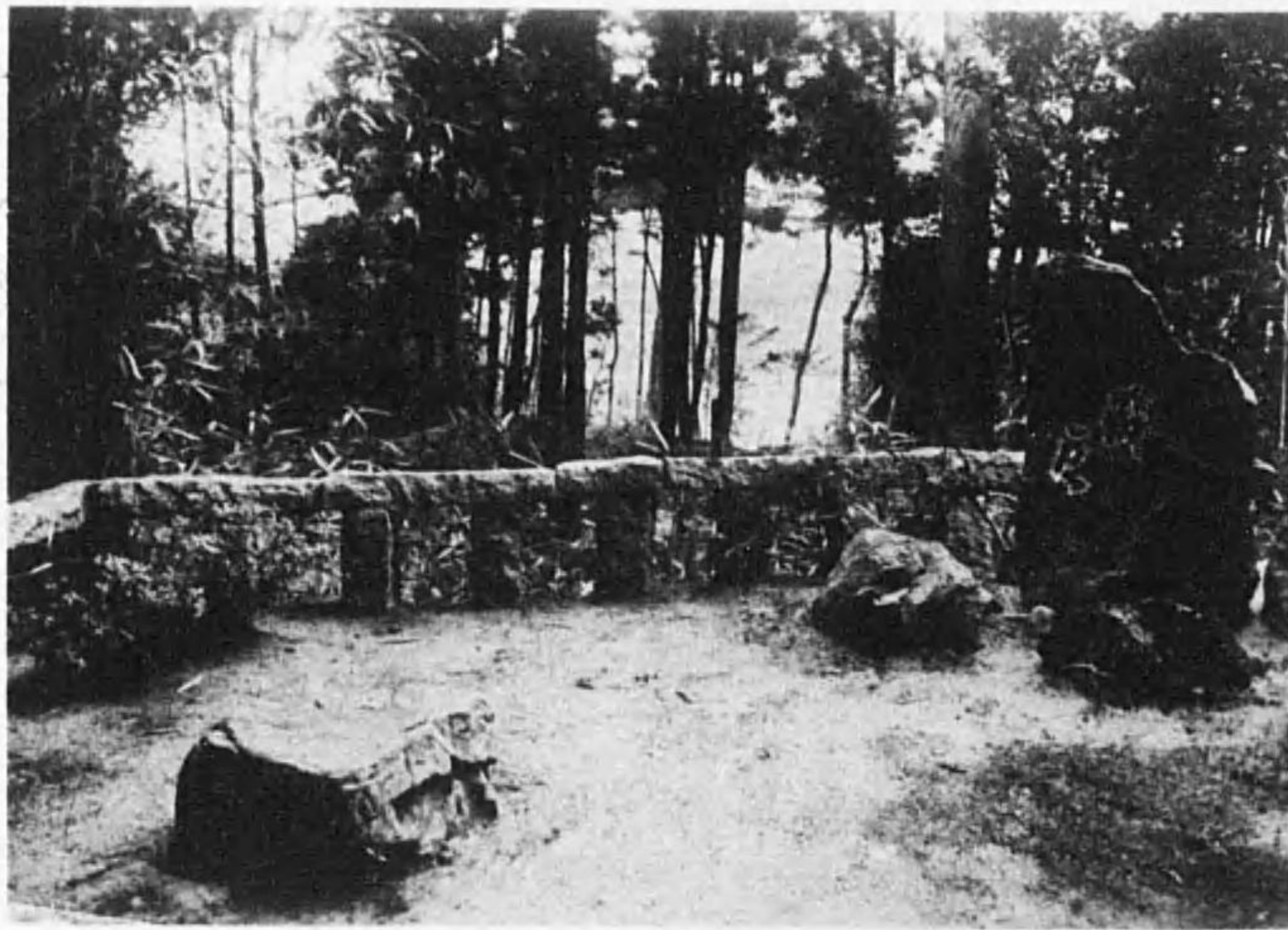
門（堂長日山古太）所休小御崎新皇天治明



物 建 上 全

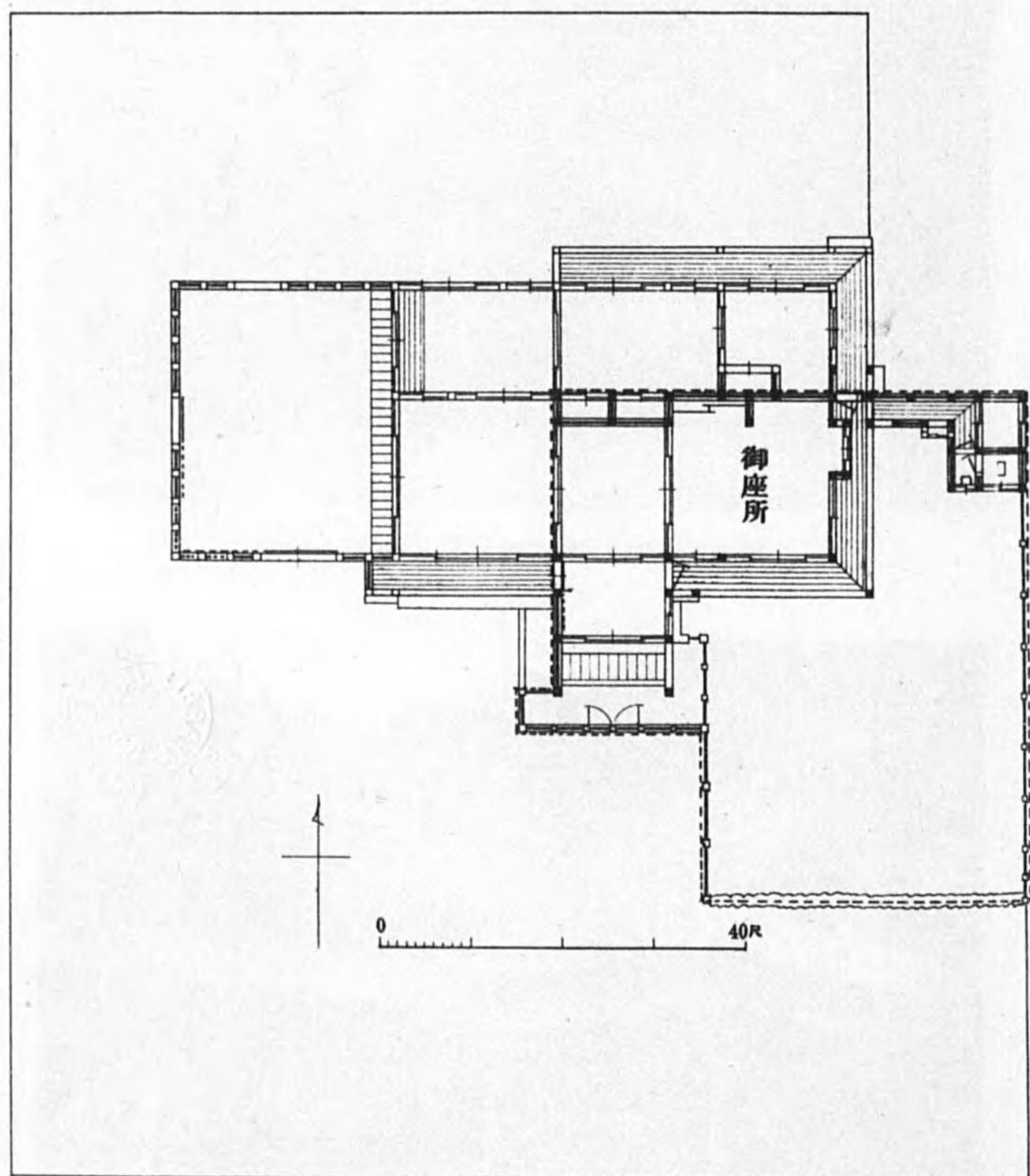


所座御所休小御崎新皇天治明

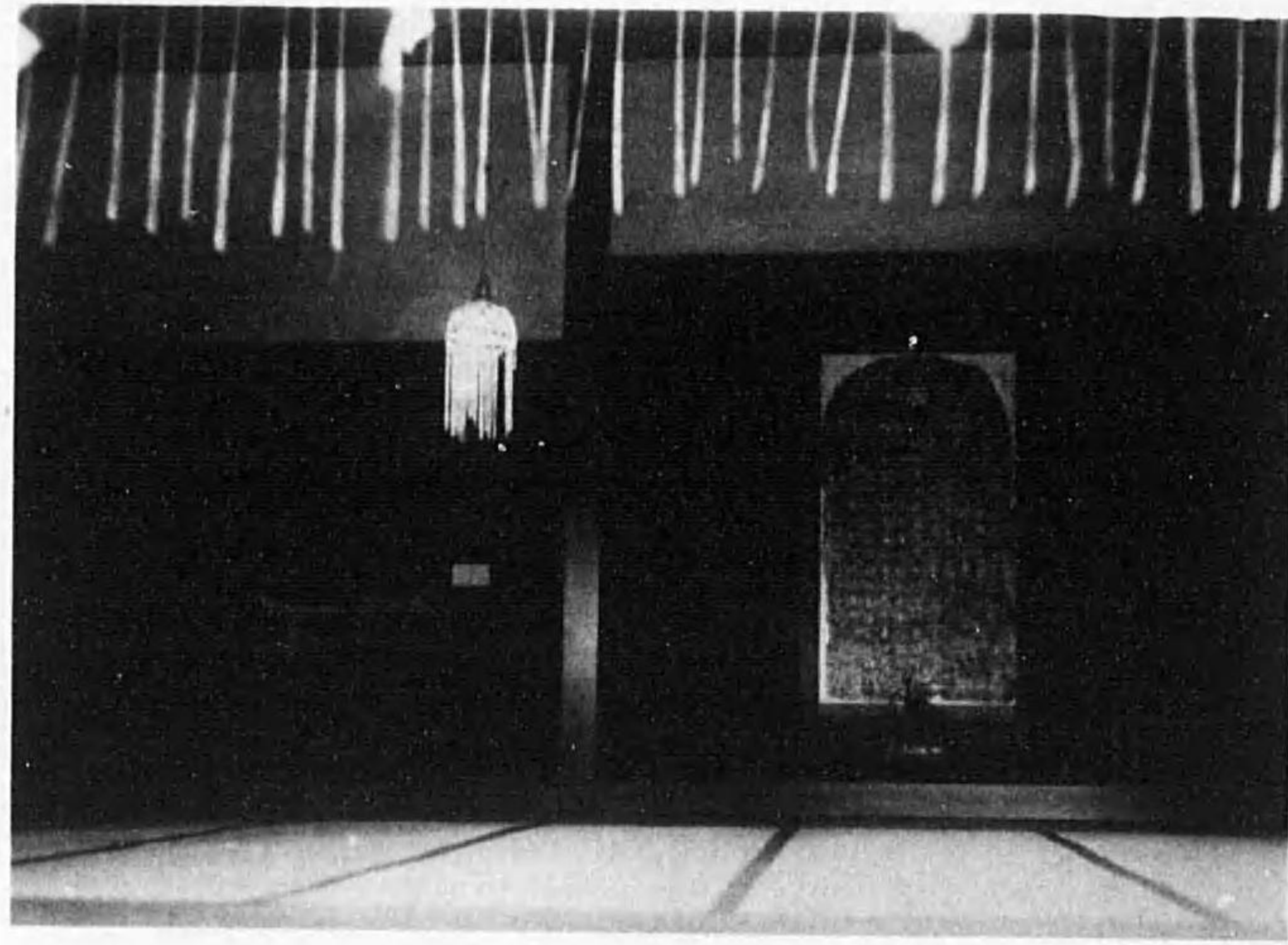


臺雲瑞所休小御崎新皇天治明

明治天皇草加行在所平面圖



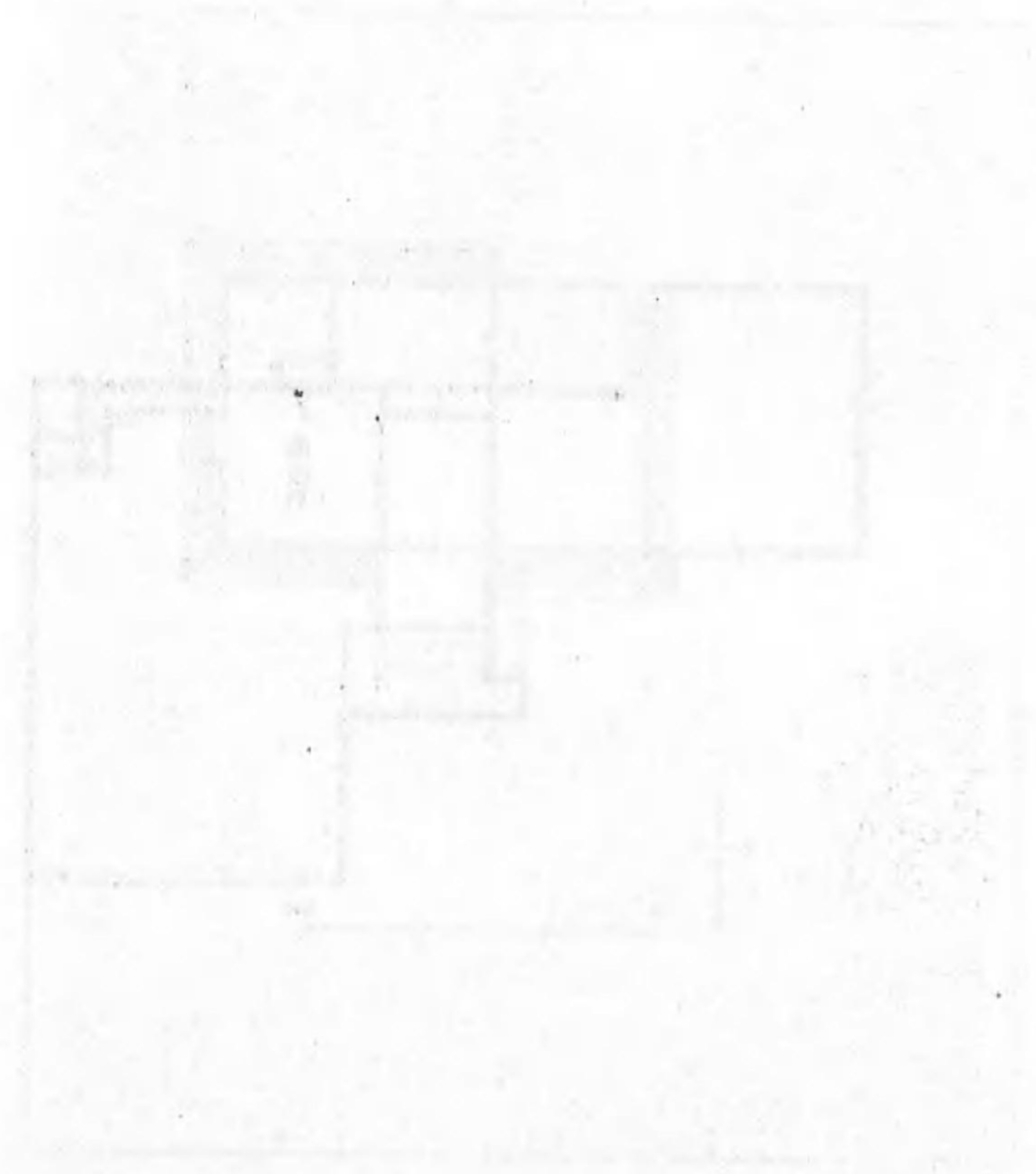
圖版第四〇



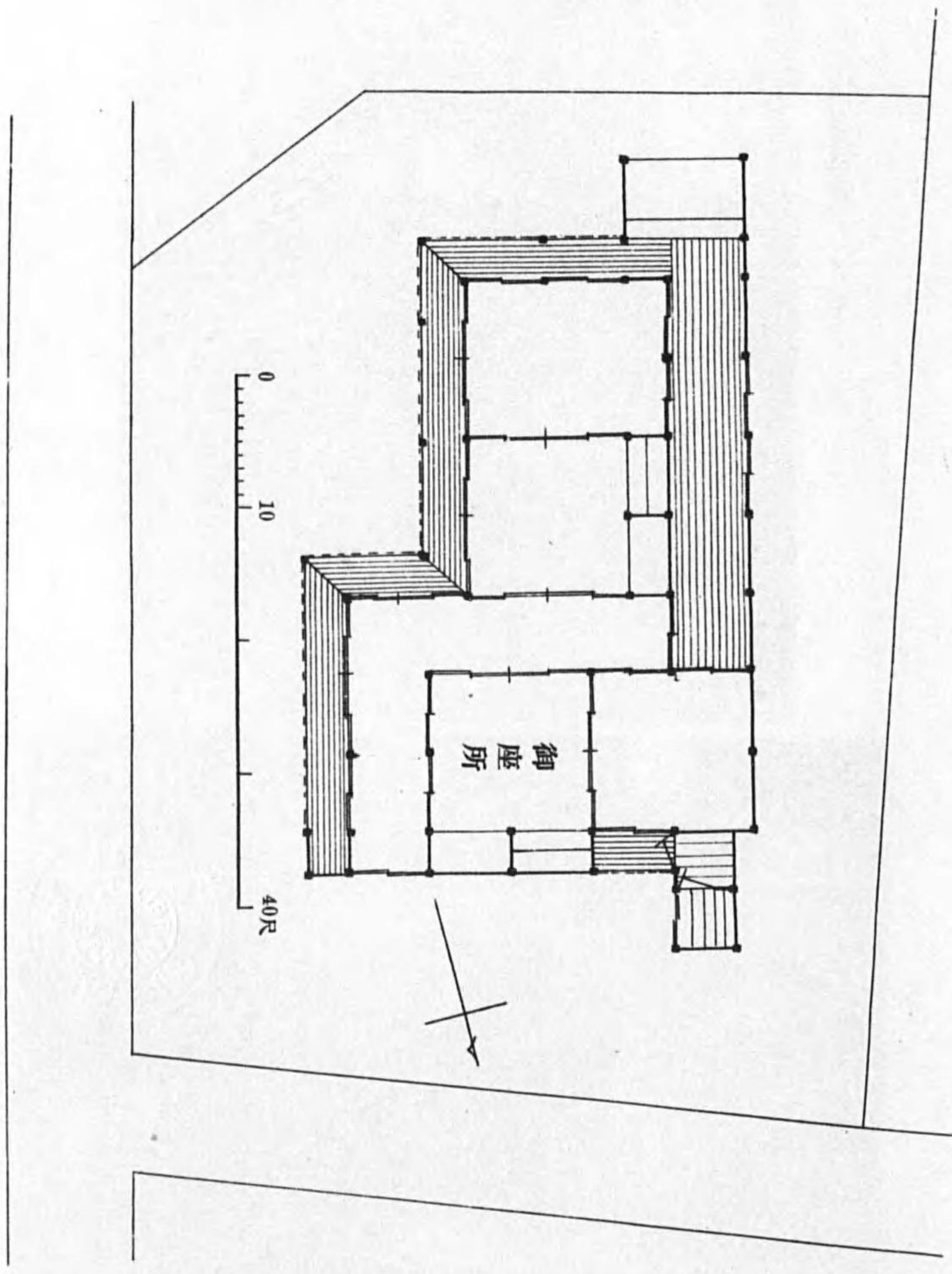
(宅治憲川大) 所座御所在行加草皇天治明



物 建 上 全

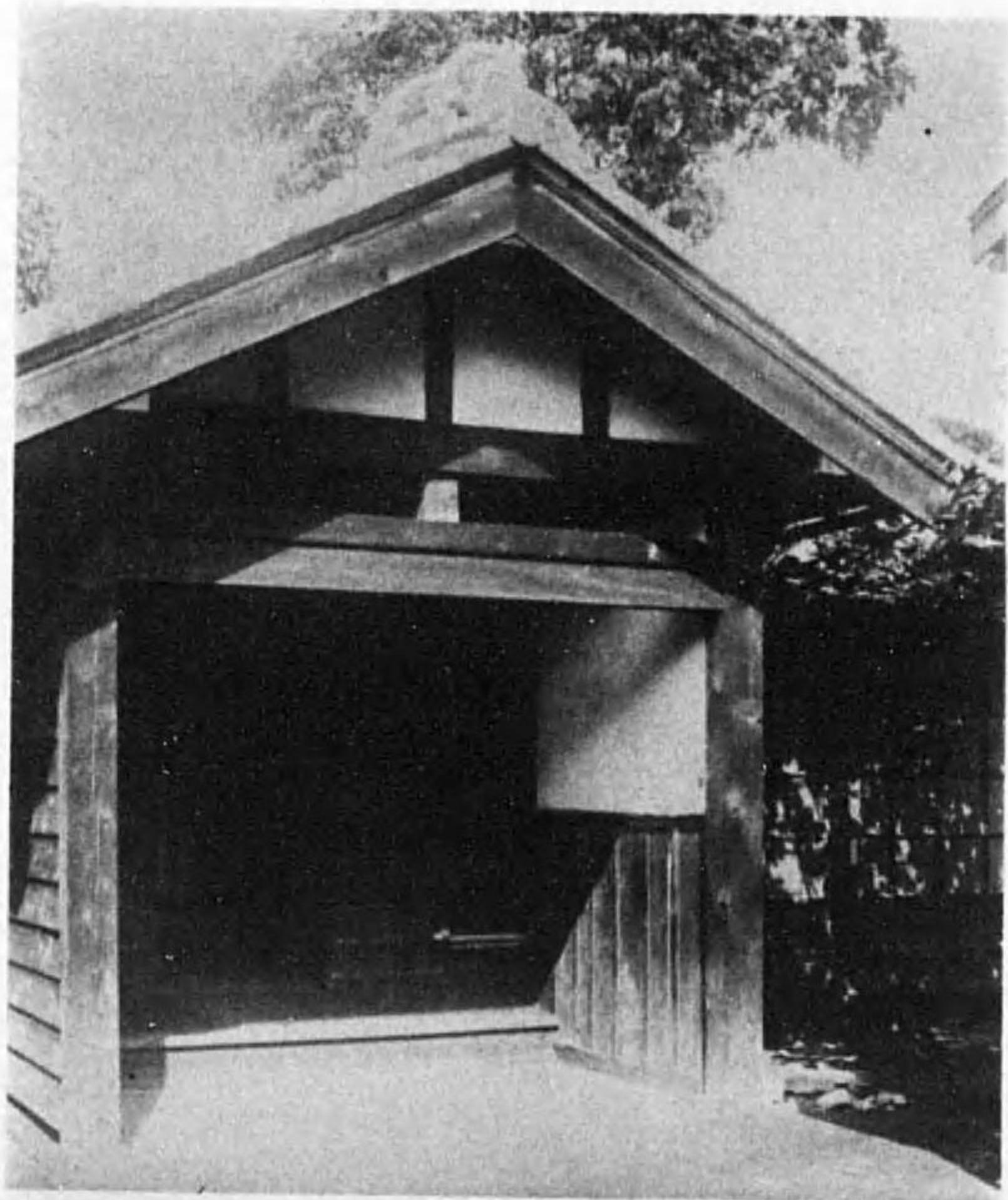


明治天皇新町行在所平面圖



圖版第四二

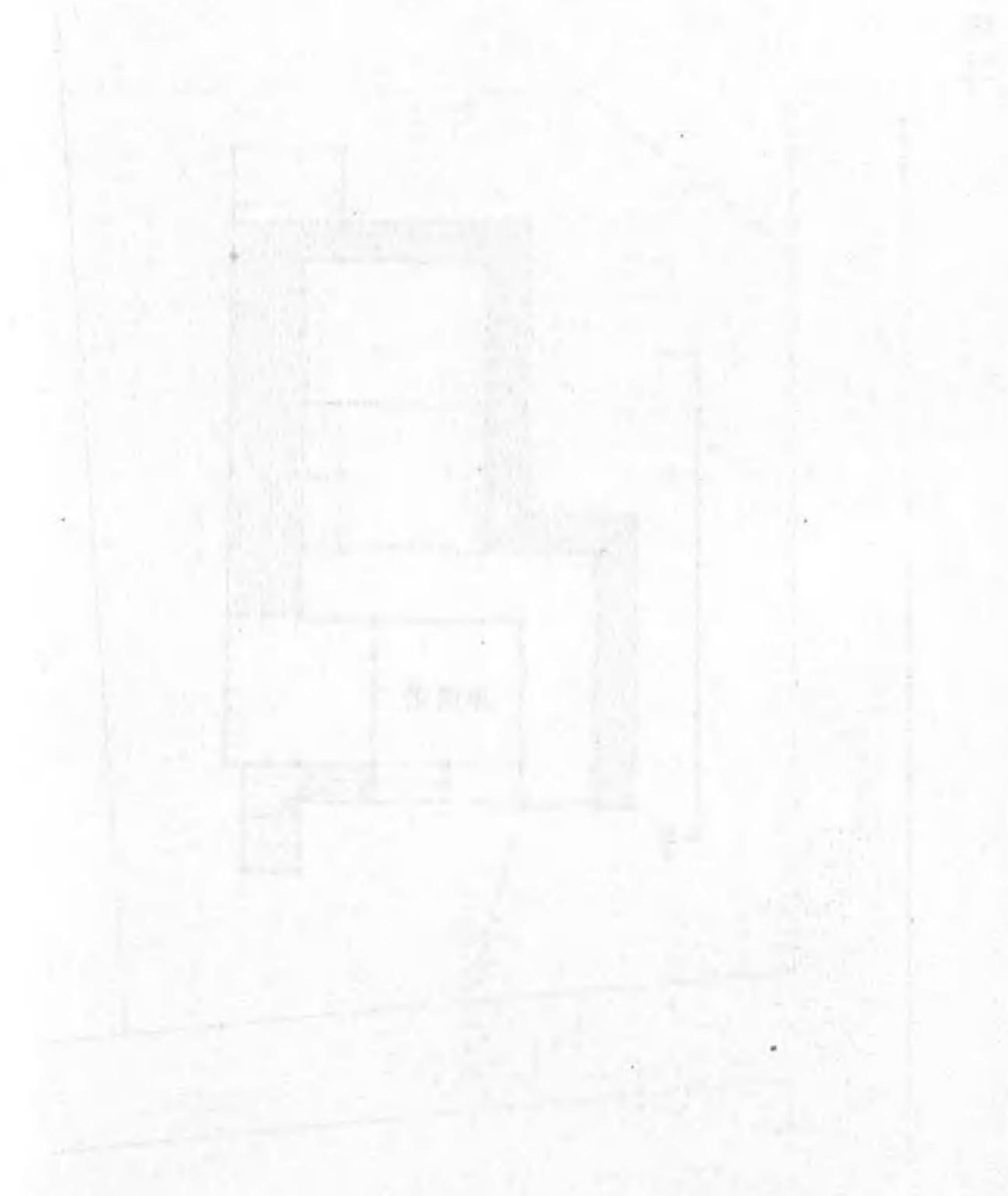
圖版第四三

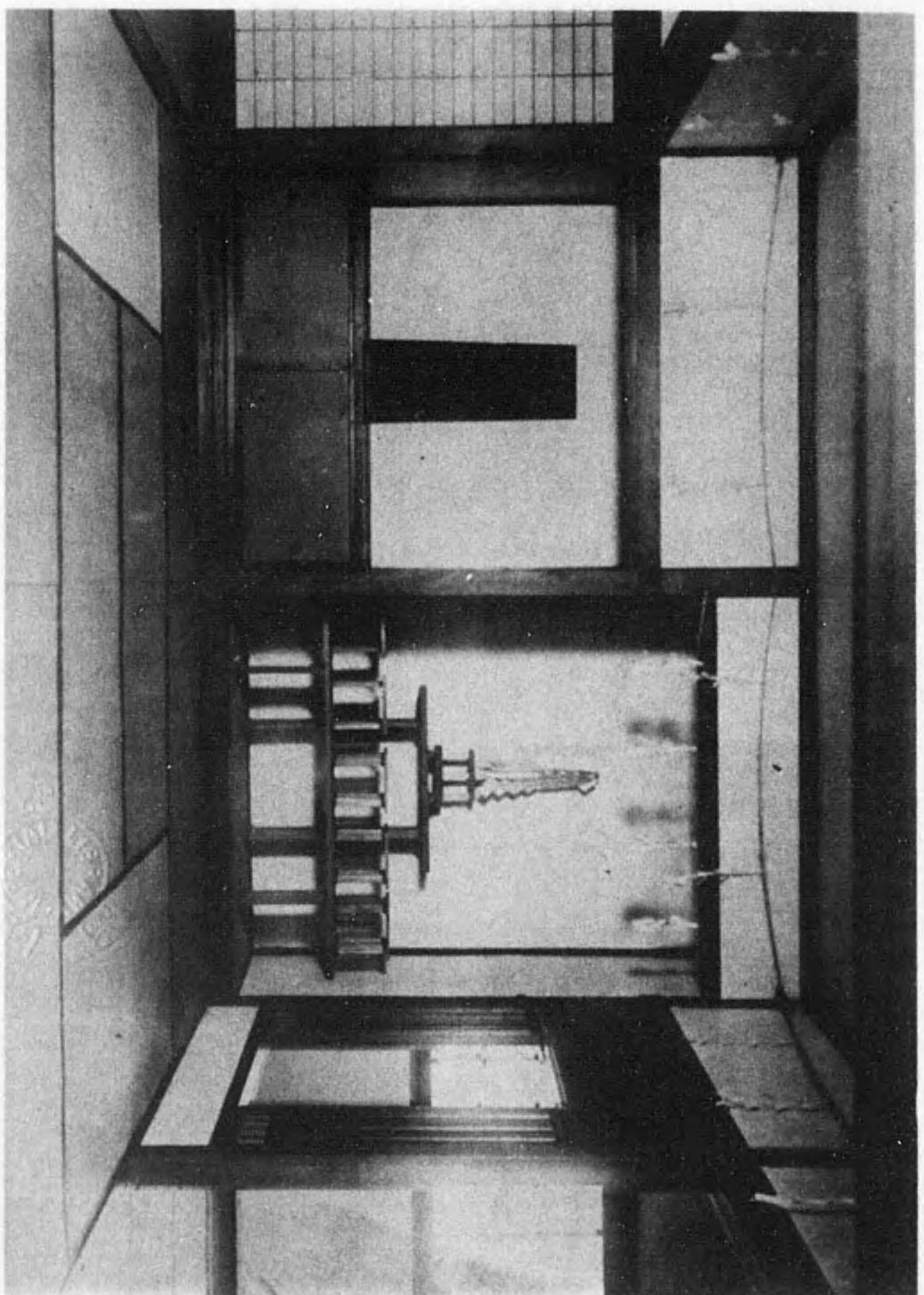


明治天皇新町行在所(舊驛客所)玄關



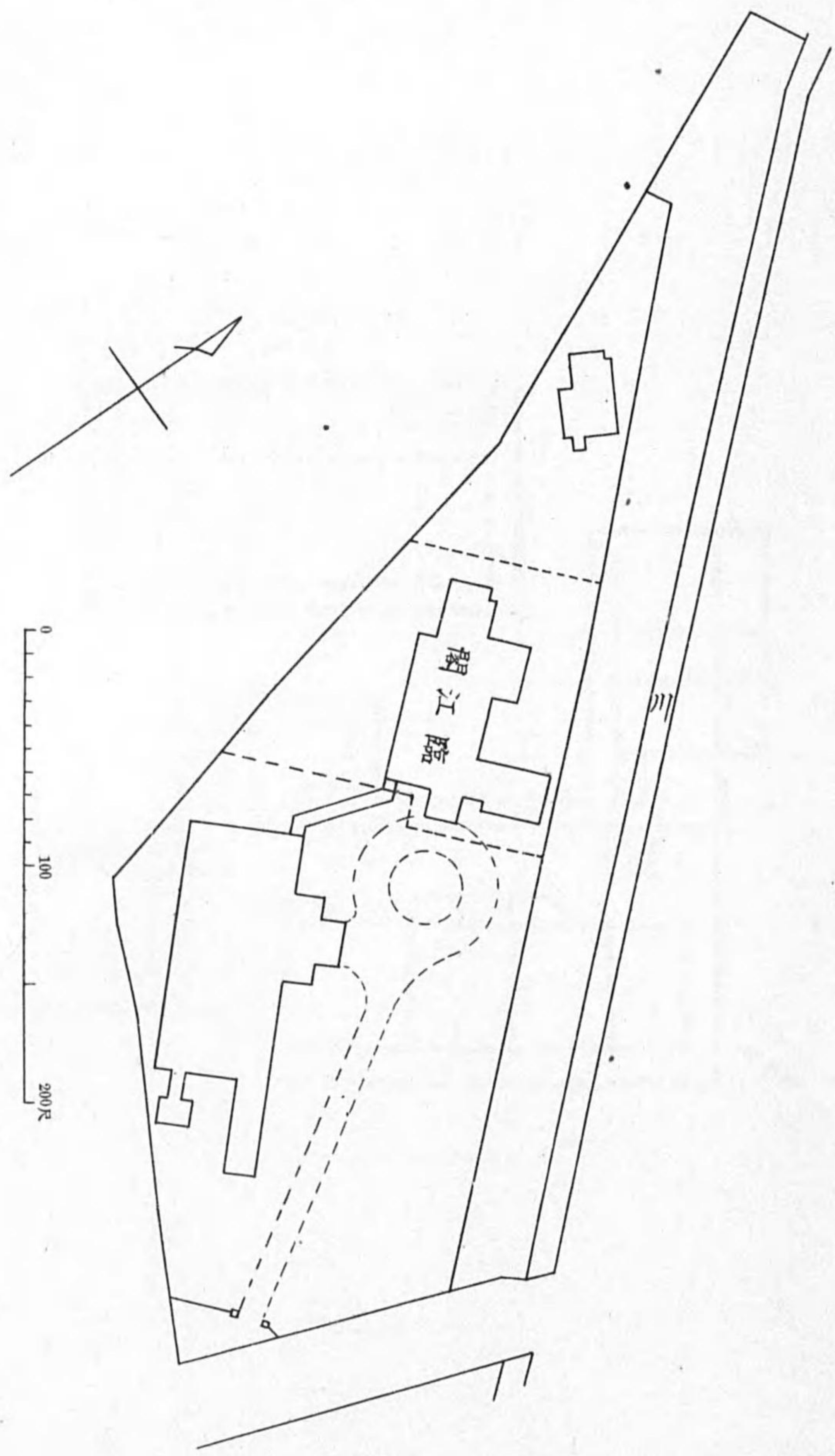
明治天皇新町行在所



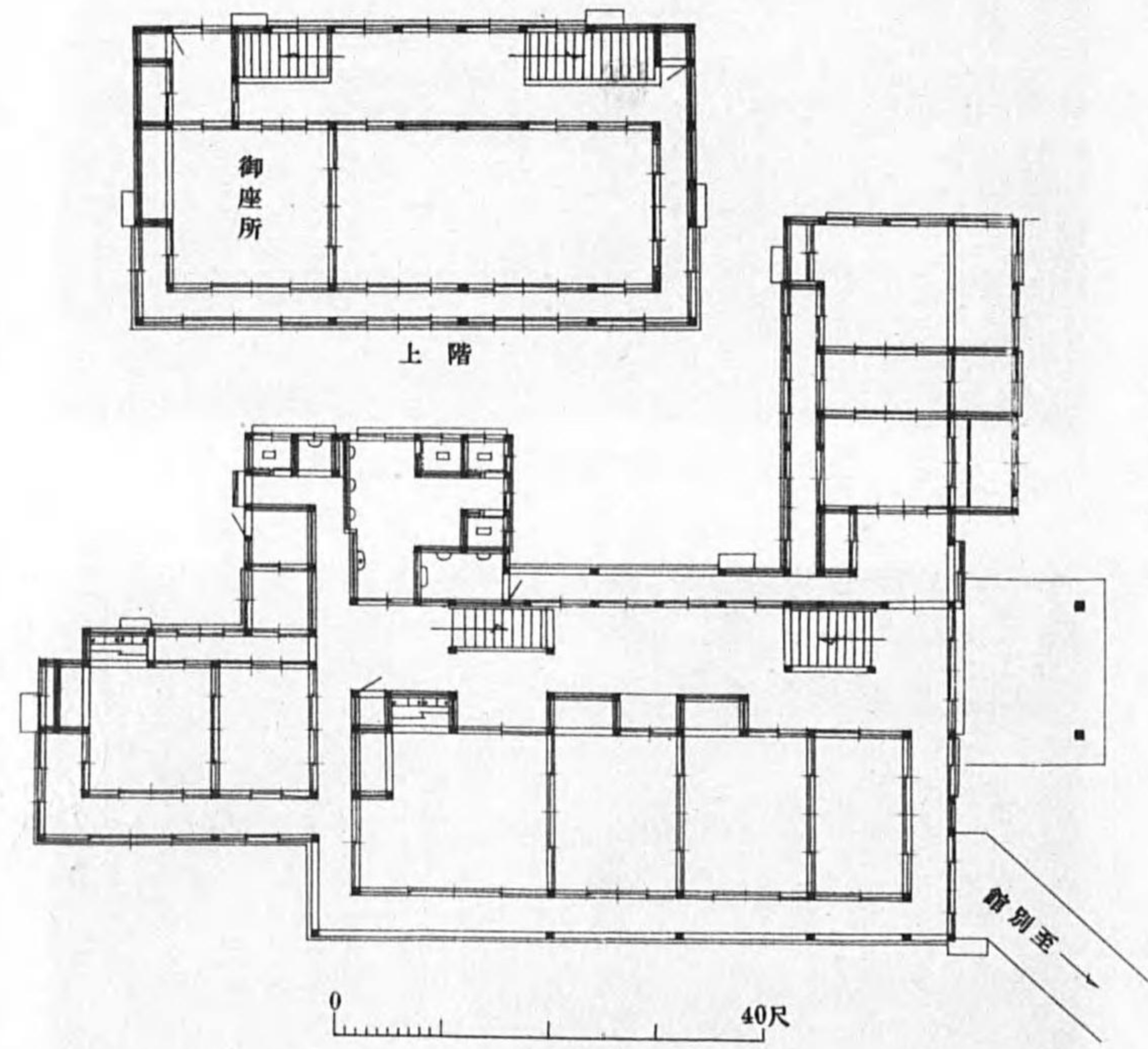


明治天皇新行在御座所

明治天皇前橋行在所指定區域圖



圖版第四五

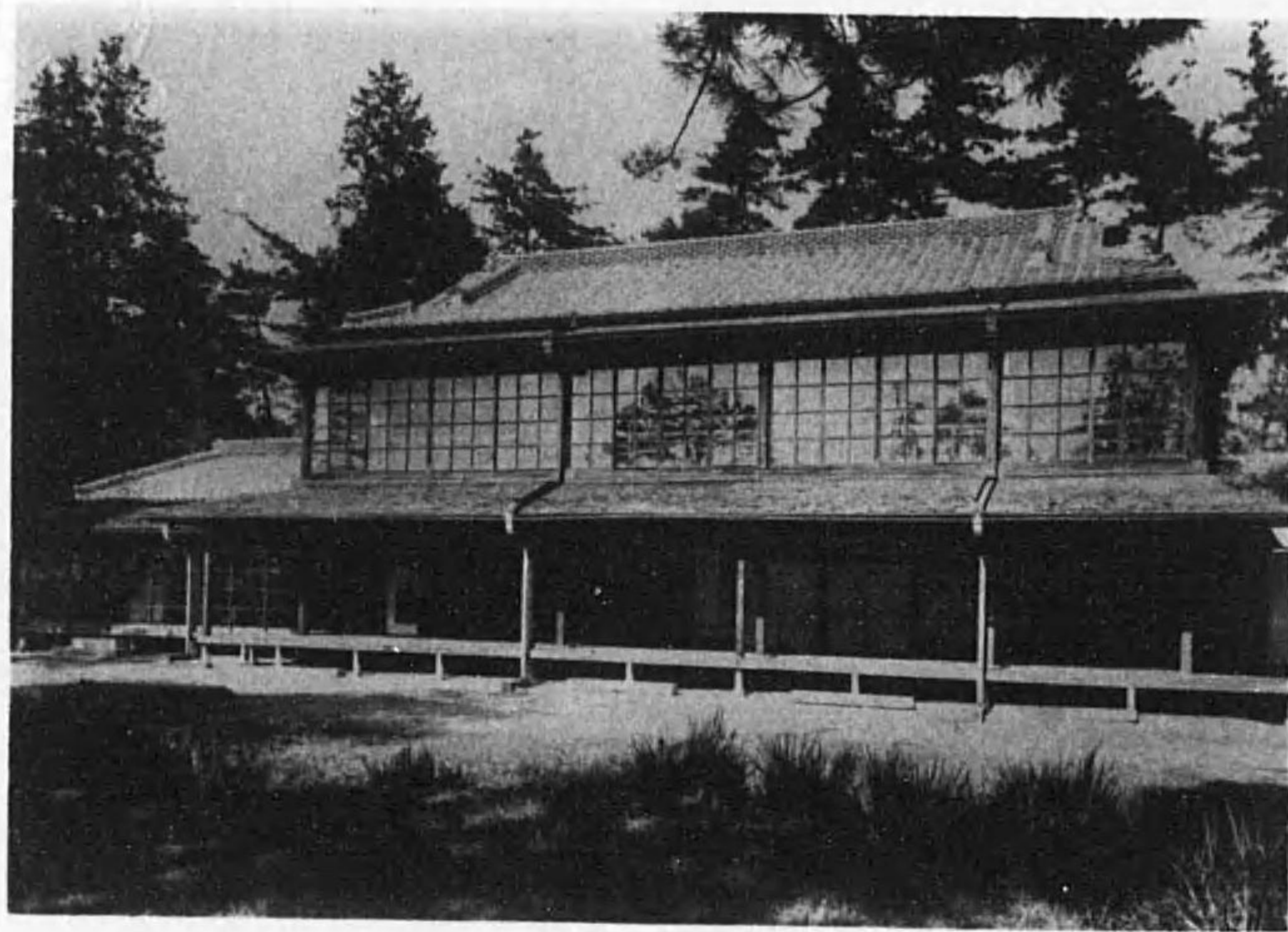


明治天皇前橋行在所平面圖



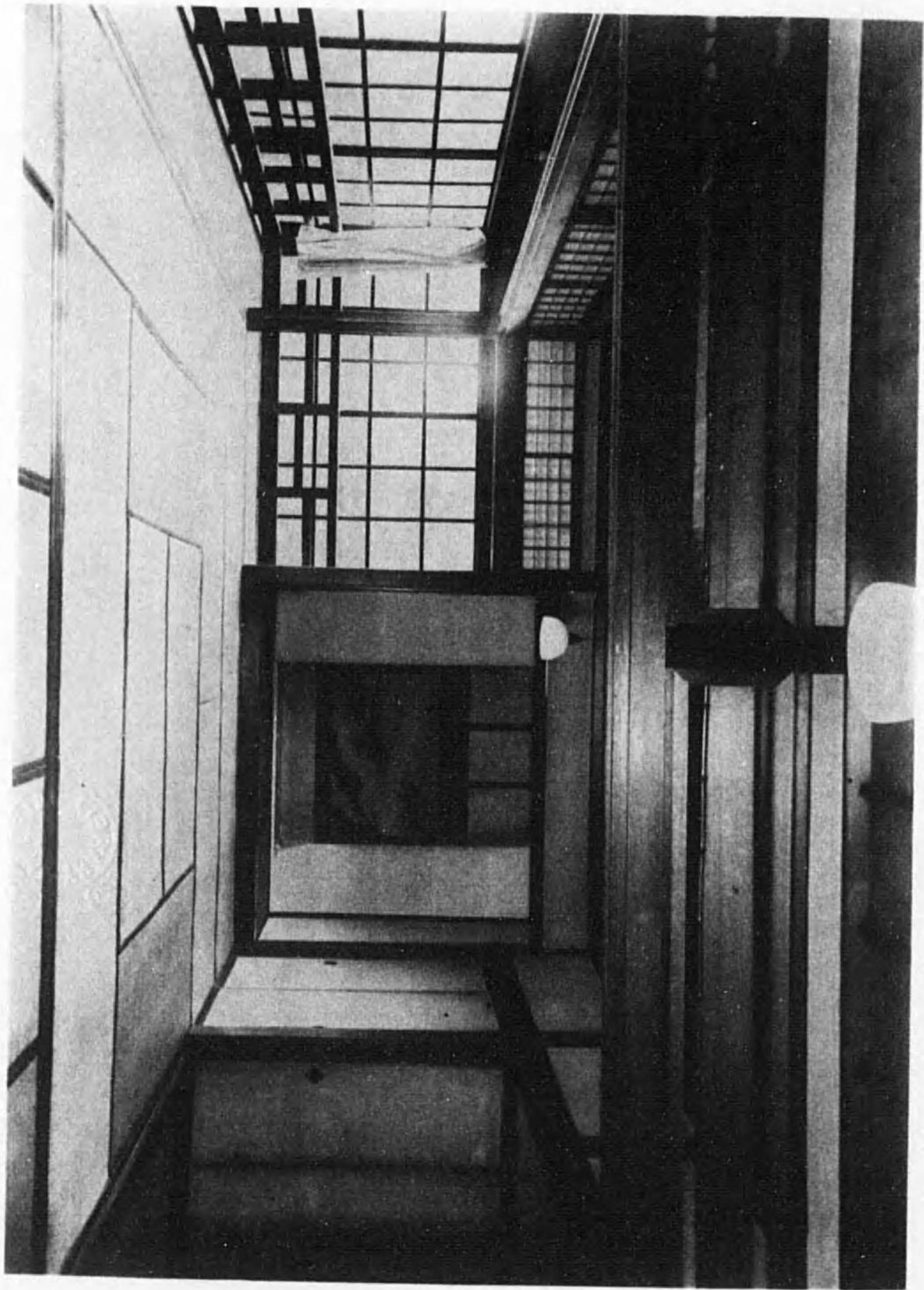


關玄（關江臨）所在行橋前皇天治明



物 建 上 全





原座御所在行橋前皇天治明